

産業用機材輸入法規ハンドブック

2009 年度版

2010 年 2 月

JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)

目 次

I	化学工業の生産品	
1	肥料	1
2	飼料	7
3	農薬	16
4	火薬	24
5	自動車用洗剤、ワックス、グリース	27
6	接着剤、ディスパーション、ラテックス	34
7	塗料	40
8	染料、着色料	46
II	プラスチックおよびゴム製品	
1	プラスチック容器（食品用）	51
2	タイヤ	58
3	ゴム製品	61
III	木材、繊維製品	
1	製材および加工材	64
2	合板	71
3	紙	78
4	生糸、絹織物	83
5	合成繊維	87
6	編物・織物	91
7	紡織用繊維	95
IV	産業機械	
1	食品機械	101
2	包装機械	108
3	製本用機械	113
4	工作機械	117
5	手持ち式電動工具	120
6	レーザー・光子ビーム等加工機	125
V	電気、電子製品	
1	電気製品	129
2	電子部品	136

3	送受信機	140
4	発電機	143
VI	医療機器	149
VII	輸送用機械	
1	建設機械	157
2	農業機械	160
3	特殊輸送車	165
4	小型航空機	168
5	船用工業製品	172
6	自動車部品	179
VIII	住宅用品	
1	住宅	183
2	システムキッチン	189
3	水栓金具	195
4	ドア、窓	200
5	板ガラス	204
6	木質床材、石材、タイル	208
IX	計測機器	
1	流量計	212
2	放射線測定機器	216
X	鉱物性製品	
1	鉱物性燃料	218
2	小石・砂利・砕石・砂	225
3	建築用岩石	227
X I	卑金属製品	
1	鉄鋼およびその製品	229
2	レアメタル	232
3	その他の卑金属およびその製品	234
	附属資料-I 工業標準化法と JIS マーク表示制度の概要	236
	附属資料-II 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	241

附属資料—III 労働安全衛生法.....	246
附属資料—IV 電気用品安全法.....	251
附属資料—V リサイクル関連法について.....	266
附属資料—VI 消費生活用製品安全法.....	270

I 化学工業の生産品

I-1 肥料

HS 番号	品目	主要関連法規
3101	有機肥料	肥料取締法
3102	窒素肥料	肥料取締法
3103	リン酸肥料	肥料取締法
3104	カリ肥料	肥料取締法
3105	複合肥料	肥料取締法

1. 輸入時の規制

肥料を輸入する際には、「肥料取締法」に基づき、肥料の銘柄ごとに事前に登録または仮登録または届出を行う。

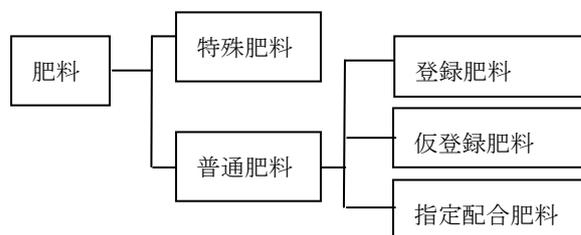
堆肥のうち一部の化合物は「消防法」で危険物に指定される場合があり、そのときは蔵置、取り扱い等に制限がある。

化学肥料は化学物質であるが、「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」の規制は適用されない。

(1) 「肥料取締法」

この法律は、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格および施用基準の公定、登録、検査などを行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的としている。肥料は次のように分類され、それぞれの手続きが定められている。

図表 1 肥料の分類



① 特殊肥料

特殊肥料とは、農林水産大臣が指定する肥料で、たい肥、米ぬか、魚かす、肉かすのような、農業を営む人が簡単に識別できるものをいう。

特殊肥料を輸入しようとする場合は、輸入の場所を管轄する都道府県知事に以下の

事項を届出なければならない。

- ・ 氏名および住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事業所の所在地）
- ・ 肥料の名称
- ・ 保管する施設の所在地

② 普通肥料

普通肥料とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量等の制限事項について、肥料の種類ごとに農林水産大臣が定める規格を公定規格という。公定規格の定められている肥料は「登録肥料」、公定規格の定められていない肥料は「仮登録肥料」、登録を受けた普通肥料を原料として配合した普通肥料であって農林水産省令で定めるものは「指定配合肥料」と区分されている。

普通肥料を輸入する場合、その事業を開始する2週間前までに下記の通り登録または届出を行う必要がある（登録申請から登録証交付までは、最低45日程度要する。また交付日は毎月10日および25日。ただし、1月にあっては16日および25日）。登録の有効期間は3年（農林水産省令で定める種類の普通肥料にあっては6年）であり、仮登録の有効期間は1年である。有効期間は申請により更新することができる。

1) 登録肥料

登録肥料を輸入しようとする場合は、肥料の銘柄ごとに、以下の事項を記載した申請書に肥料見本を添えて、農林水産大臣に登録を受ける必要がある。

2) 仮登録肥料

仮登録肥料を輸入しようとする場合は、肥料の銘柄ごとに、以下の事項を記載した申請書に肥料見本を添えて、農林水産大臣に「仮登録」を受けなければならない。

- ・ 氏名および住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事業所の所在地）
- ・ 肥料の種類および名称（仮登録の場合には肥料の名称）
- ・ 保証成分量およびその他の規格
- ・ 保管する施設の所在地
- ・ 原料、生産の方法からみて、植物に害がないことを明らかにするために特に必要があるものとして省令で定める肥料の登録にあっては、植物に対する害に関する栽培試験の成績
- ・ 仮登録にあっては施用方法および栽培試験の成績
- ・ その他省令で定める事項

なお、登録証および仮登録証は、当該肥料の品質（効果・安全性）を事前に確認後、

交付される。登録または仮登録をした者は、登録証または仮登録証を主たる事務所に備え付けなければならない。また、外国生産肥料として登録または仮登録をした普通肥料の輸入業者は、その事業を開始する2週間前までに、農林水産大臣に以下の事項を届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該肥料の登録外国生産業者またはその国内管理人である場合は、この限りでない。

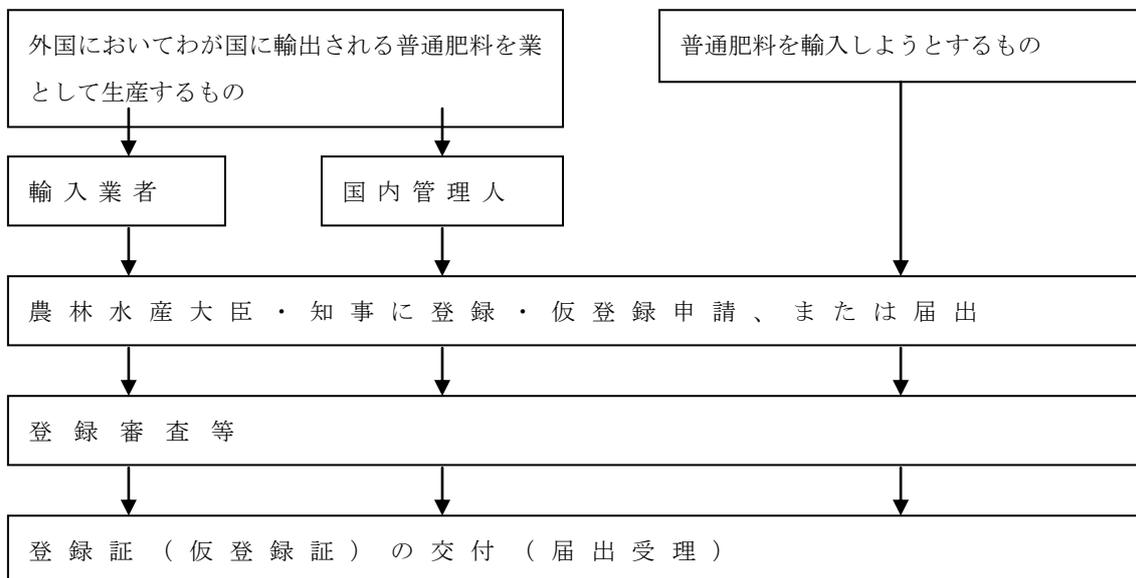
- ・ 氏名および住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事業所の所在地）
- ・ 輸入する肥料の登録番号または仮登録番号
- ・ 保管する施設の所在地

3) 指定配合肥料

指定配合肥料を輸入しようとする場合は、農林水産大臣に以下の事項を届け出なければならない。

- ・ 氏名および住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事業所の所在地）
- ・ 肥料の名称
- ・ 保管する施設の所在地

図表 2 登録・仮登録・届出手続きのフローチャート



登録申請先：(独)農林水産消費安全技術センター <http://www.famic.go.jp>

2. 販売時の規制

「肥料取締法」により、肥料を販売しようとする者は販売を行う事業場ごとに、販売業務開始後2週間以内に、所在地を管轄する都道府県知事に以下の事項を届け出なければならない。

- ・ 氏名および住所（法人はその名称、代表者の氏名および主たる事業所の所在地）
- ・ 販売業務を行う事業場の所在地
- ・ 当該都道府県の区域内にある保管する施設の所在地

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

「肥料取締法」に基づいて、以下の表示が義務づけられている。

① 一般用（農業用等）

1) 国内において登録を受けた普通肥料国内流通時の表示方法

当該肥料の輸入後、国内流通を開始する前に「輸入業者保証票」を添付し、下記の事項を表示しなければならない。表示例については、「ポケット肥料要覧」（農林水産省肥料機械課監修）を参照すること。

- ・ 輸入業者保証票という文字
- ・ 肥料の種類および名称（仮登録の場合または指定配合肥料の場合には肥料の名称）
- ・ 保証成分量
- ・ 輸入業者の氏名または名称および住所
- ・ 輸入した年月
- ・ 正味重量
- ・ 指定配合以外の肥料にあつては、登録番号または仮登録番号
- ・ 異物を混入した場合にはその混入したものの名称および混入の割合
- ・ 仮登録を受けた肥料または指定配合肥料にあつてはその旨の表示
- ・ その他省令で定める事項

2) 外国生産登録・仮登録を受けた普通肥料（国内において届出）の輸入時の表示方法

外国生産登録・仮登録を受けた普通肥料の輸入業者は、「登録外国生産肥料輸入業者保証票」の表示を行う。ただし、輸入された普通肥料の容器や包装を開いたり、変更した場合、または輸入時に容器や包装のない肥料を国内で容器や包装の中に入れたりした場合には、上記の表示の他に、当該肥料の容器または包装の外部に下記の事項を記載した「輸入業者保証票」を添付しなければならない。

- ・ 輸入業者保証票という文字

- ・ 輸入業者の氏名または名称および住所
- ・ 輸入した年月
- ・ 肥料の種類および名称（仮登録の場合または指定配合肥料の場合には肥料の名称）
- ・ 保証成分量
- ・ 正味重量
- ・ 指定配合以外の肥料にあつては、登録番号または仮登録番号
- ・ 異物を混入した場合にはその混入したものの名称および混入の割合
- ・ 生産した者の氏名または名称および住所
- ・ 生産した年月
- ・ 生産した事業場の名称および所在地
- ・ 外国生産肥料として登録・仮登録を受けた普通肥料である旨の表示
- ・ その他省令で定める事項

3) 販売業者の表示方法

販売業者は、輸入業者からの普通肥料の容器や包装を開いたり、変更した場合、または容器や包装のない肥料を容器や包装の中に入れたりした場合には、当該肥料の容器または包装の外部に下記の事項を記載した販売業者保証票を添付しなければならない。ただし、「輸入業者保証票」の添付された肥料を開封せずにそのまま販売する場合は、「販売業者保証票」を新たに添付する必要はない。

- ・ 販売業者保証票という文字
- ・ 販売業者の氏名または名称および住所
- ・ 肥料の種類および名称（仮登録の場合または指定配合肥料の場合には肥料の名称）
- ・ 保証成分量
- ・ 生産、または輸入した年月
- ・ 生産者にあつては生産した事業場の名称および所在地
- ・ 正味重量
- ・ 異物を混入した場合にはその混入したものの名称および混入の割合
- ・ 仮登録を受けた肥料または指定配合肥料にあつてはその旨の表示
- ・ その他省令で定める事項

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照の上問い合わせること。なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会	TEL: 03-3501-9245	http://www.jisc.go.jp/
(財)日本規格協会	TEL : 03-3583-8000	http://www.jsa.or.jp/

(3) 業界自主表示

肥料に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

肥料取締法 :

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課

TEL : 03- 3502- 8111 (代) <http://www.maff.go.jp>

消防法 :

総務省 消防庁 危険物保安室

TEL : 03- 5253- 5111 (代) <http://www.fdma.go.jp>

I - 2 飼料

HS 番号	品目	主要関連法規
1003	大麦、裸麦	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 飼料需給安定法 植物防疫法 主要食糧の需給および価格の安定に関する法律
1005	とうもろこし	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 飼料需給安定法 植物防疫法 家畜伝染病予防法
1106	カッサバ芋、バナナ	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 飼料需給安定法 植物防疫法
1209	飼料用植物の種	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 飼料需給安定法 植物防疫法
1213	穀物のわらおよび殻	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 飼料需給安定法 植物防疫法 家畜伝染病予防法
2302	ふすま、ぬかその他のかす	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 飼料需給安定法 植物防疫法
2303	でん粉かす、ビートパルプ	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 飼料需給安定法 植物防疫法
2301	ミール、ペレット、樹脂くず	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 飼料需給安定法 植物防疫法
2304	植物性油かす	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 飼料需給安定法 植物防疫法
2309	飼料用に供する種類の調製品	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 飼料需給安定法 植物防疫法 家畜伝染病予防法

1. 輸入時の規制

飼料を輸入する際には、「主要食糧の需給および価格の安定に関する法律」、「飼料需給安定法」および「飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律」、また植物性飼料および動物性飼料の中にはそれぞれ「植物防疫法」、「家畜伝染病予防法」の規制を受

けるものがある。

(1) 「主要食糧の需給および価格の安定に関する法律」 (食糧法)

この法律は、主要な食糧である米穀および麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給および価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

飼料として輸入する際にも、農林水産大臣が定めた額に輸入数量を乗じて得た額を政府に納付する必要がある。

(2) 「飼料需給安定法」

この法律は、政府が輸入飼料の買入、保管および売渡を行うことにより、飼料の需給および価格の安定を図り、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。

麦類、ふすま、とうもろこし、その他農林水産大臣が指定するものを飼料として輸入する場合、飼料の需給および価格安定のために、同法に基づく規制がある。詳細は農林水産省生産局畜産部畜産振興課需給対策室へ問い合わせること。

(3) 「飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律」 (飼料安全法)

この法律は、飼料および飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定およびこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保および品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

同法の規制の対象となるのは、指定された家畜等 (注) の栄養に供される飼料である。

(注) 牛、豚、めん羊、山羊、しか、鶏、うずら、みつばち、ぶり、まだい、ぎんざけ、かんばち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、食用のこい、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご、いwana属 (にっこういwana、えぞいwana、やまといwana)。

この法律に基づいて、飼料の成分規格や、製造・使用方法等について基準が設けられており (例えば、飼料一般につき「飼料は指定された添加物以外の抗菌性物質を含んではならない」「有害な物質を含みもしくは病原微生物に汚染され、またはこれらの疑いがある原料または材料を用いてはならない」など)、これらの規格に合わない飼料や基準に合わない方法により製造された飼料を販売のために輸入することは禁止されている。

基準・規格が定められた飼料の輸入に際しては、輸入業者は、その事業を開始する2週間前までに、氏名・住所、飼料を保管する施設の所在地等を記載した「飼料 (飼料添加物) 輸入業者届」を提出しなければならない。また、原料等を輸入し、これを用いて飼料を製造する者は、「輸入業者届」の他に「製造業者届」も必要となる。届出書は、輸入業者の住所地の都道府県知事を経由して、農林水産大臣宛てに提出する。

<参考>「特定飼料」等の検定

この法律では、特定飼料等（その飼料を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、または家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが多いためとして政令で指定するもの）を輸入する際には、農林水産大臣へ登録した検定機関で検定を受けることを義務づけている。特定飼料等として指定されているのは、抗菌性物質製剤およびインド産落花生油かすであるが、現在インド産落花生油かすの輸入は行われていない。

牛海綿状脳症の発生予防と蔓延防止のため、2004年法律第703号「牛海綿状脳症対策特別措置法」が制定された。この法律により、反すう動物の肉骨粉を原材料とする飼料の使用が禁止された。さらにそれらを販売し、または販売目的で製造もしくは輸入することも禁止された。鶏・豚の肉骨粉を原材料とする飼料の使用は一時禁止されていたが、現在は反すう動物を除く家畜の飼料として認められている。

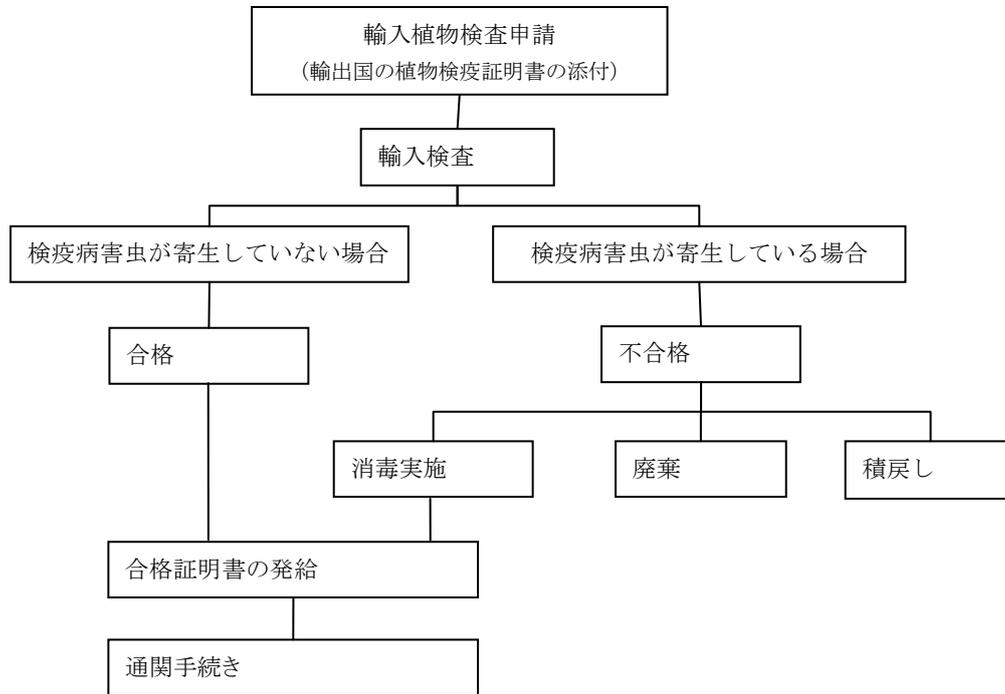
(4) 「植物防疫法」

この法律は、輸出入植物および国内植物を検疫し、ならびに植物に有害な動植物を駆除し、およびそのまん延を防止し、もって農業生産の安全および助長を図る事を目的としている。

輸入検疫関係では、1)省令で定める地域から発送され、または当該地域を経由した植物で、省令で定めるもの、2)検疫有害動植物、3)土または土の付着する植物、4)これらの物の容器包装、は輸入してはならない（第7条第1項）。

植物の病害虫の侵入を防ぐために、植物性の飼料やその原料の輸入の際に、同法に基づく植物検疫を受けなければならないものがある。これらを輸入しようとする者は、入港後遅滞なく輸出国政府機関の発行した輸出検査証明書を添付して、「輸入植物検査申請書」を植物防疫所へ提出する。なお、十分な植物検疫が実施できる特定の海・空港のみが輸入を認められている。検査の結果不合格になったものについては、消毒・廃棄・積戻しなどの命令が出される。また、特定の国・地域からの輸入が禁止されているものもあるので注意が必要である。詳細は農林水産省生産局植物防疫課へ問い合わせること。

図表1 「植物防疫法」に基づく輸入検査（検査手続き）



(5) 「家畜伝染病予防法」

この法律は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、およびまん延を防止することにより、畜産の振興を目的としている。

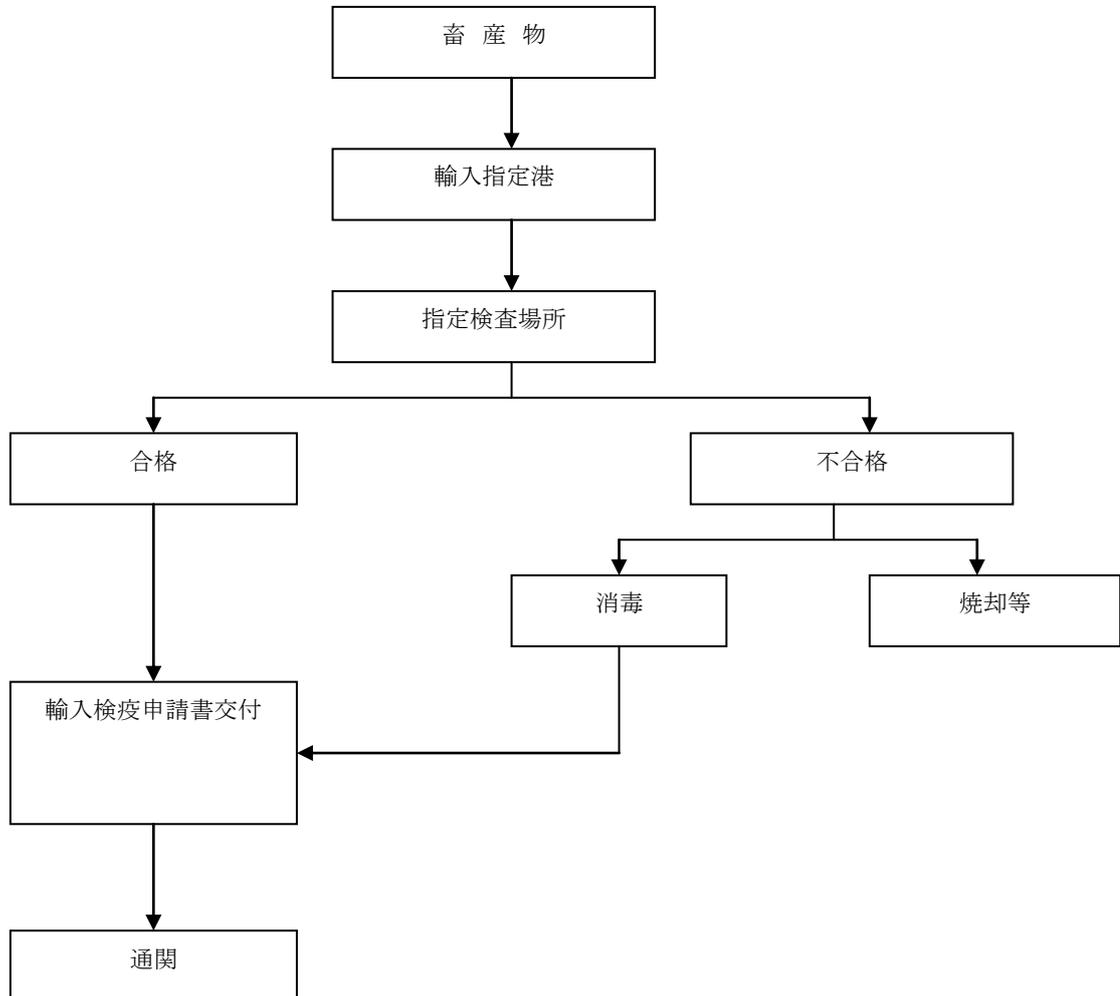
国内における家畜の伝染性疾病の予防防疫措置等について規定するとともに、動物および畜産物の国際流通に起因する家畜の伝染性疾病の伝播防止のために輸出入検疫制度を設けている。

動物質の飼料やその原料、穀物のわら、飼料用の乾草の中には、有害な伝染病を国内に持ち込むことのないよう、輸入に際して、同法に基づく検疫を受けなければならないものがある。これらを輸入しようとする者は、輸出国政府機関の発行した「輸出検査証明書」を添付して、「輸入検査申請書」を動物検疫所へ提出する。不合格となったものについては、消毒、焼却等の処分が行われる。

なお、とうもろこしなどのように、特定の国・地域からの輸入が禁止されているものもあるので注意が必要である。ただし、農林水産大臣が指定する施設において定められた基準に従って消毒されたものは指定検疫物として指定され、動物検疫所での検査を受けることにより輸入が認められる。指定検疫物は所定の港または空港以外では輸入できないことになっている。

詳細は農林水産省消費安全局動物衛生課または動物検疫所に問い合わせること。

図表2 「家畜伝染病予防法」に基づく輸入検査（検査手続き）



（注）悪性の家畜伝染病の発生地域から輸入する穀物のわら・飼料用の乾草には動物検査が行われ、一定の条件を満たさないものは原則輸入禁止とされている。一定の条件とは、農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って消毒したものであることが輸出国政府機関または農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるものであって輸出地域以外の地域を経由しないで輸入されるものである。

2. 販売時の規制

(1) 「飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律」（飼料安全法）

この法律は、飼料および飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定およびこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保および品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

この法律で定められた基準・規格に合わない飼料を販売することは禁止されている。基準・規格が定められた飼料を販売するにあたっては、その事業を開始する2週間前までに、氏名および住所、販売業務を行う事業場および当該飼料を保管する事業場の名称および所在地、飼料の種類、飼料または飼料添加物の原料または材料の種類（飼料または飼料添加物が製造されたものである場合）などを記載した届出書を、都道府県知事経由で、農林水産大臣宛てに提出しなければならない。また、この法律では、栄養成分に関する品質を識別することが著しく困難なため表示の適正化を図る必要がある飼料を政令で指定し、表示事項を定めている。輸入飼料については、輸入業者が表示の義務を負う。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

「飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律」に基づき、政令で指定された下記の飼料については、以下の事項に関する表示が義務づけられている。

[対象飼料]

大豆油かす、魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉、血粉

2種以上の飼料を原材料とするもので、粉状、ミール状など原材料の識別が困難なもの

[表示事項]

飼料の名称、飼料の種類、輸入年月、輸入業者の氏名・住所（以上一般表示事項）、その他栄養分量等、原材料名、原材料の配合割合など原材料の配合割合の表示方法についても下記のように基準が設けられている。

<原材料表示例>

原材料の区分	区分別配合割合	原材料名
穀類	60%	とうもろこし、大麦、（小麦）
槽糠類	10%	ふすま、米ぬか、（麦ぬか）
植物性油かす類	10%	大豆油かす、あまに油かす、（なたね油かす）
動物質性飼料	10%	魚粉、肉粉、（肉骨粉）
その他	10%	食塩、炭酸カルシウム、（リン酸カルシウム）

(注) 1 原材料名は、配合割合の大きい順である
2 () 内の原材料は、原材料事情により使用しないことがある。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「公定規格」表示

「飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律」では飼料の栄養成分に関し、たん白、脂肪などの栄養成分量の最小量、最大量その他必要な事項についての規格（「公定規格」という）が設けられており、この規格が定められている飼料（「規格設定飼料」）については、指定検定機関で検定を受け、規格に適合すると判定された場合、その旨の表示を付することができる。

公定規格は、告示により、鶏用、豚用、牛用、養殖水産動物用の配合飼料については数種類、また混合飼料と単体飼料については2種類が設けられている。

公定規格の主な登録検定機関

財団法人 日本穀物検定協会

TEL : 03-3668-0911 <http://www.kokken.or.jp>

財団法人 日本冷凍食品検査協会

TEL : 03-3438-1411 <http://www.jffic.or.jp/>

財団法人 日本肥糧検定協会

TEL : 03-5916-3833 <http://www.jffia.or.jp/>

財団法人 日本食品分析センター

TEL : 03-0469-7131 <http://www.jfrl.or.jp>

財団法人 食品環境検査協会

TEL : 03-3522-2331 <http://www.jiafe.or.jp>

<参考> 「外国製造業者若しくは輸入業者による公定規格の検定」

登録検定機関の申請により特定飼料等の種類に従い、その事業所毎に農林水産大臣の承認を受けた外国製造業者（「承認外国製造業者」）もしくは輸入業者は、検定に関する一部の業務を行い、自ら規格適合表示を付することができる。また、農林水産大臣の認定を受けたものは、検定前に規格適合表示を付しておくことができる（ただし、表示を付した規格設定飼料は、検定が行われた後でなければ販売してはならない）。手続き等詳細については、上記登録検定機関に問い合わせること。

② 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JISの中から事業者が自主的に選択できる。対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照のうえ問い合わせること。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業

標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページ参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

飼料に関する業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

主要食糧の需給および価格の安定に関する法律（食糧法）：

農林水産省 総合食料局 食糧部 計画課

TEL : 03-3502-8111(代) <http://www.shokuryo.maff.go.jp>

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）：

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

TEL : 03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp>

飼料需給安定法：

農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課 需給対策室

TEL : 03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp/>

植物防疫法：

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課

TEL : 03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp/>

家畜伝染病予防法：

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

TEL : 03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp/>

農林水産省 動物検疫所 企画連絡室 企画調整課
TEL : 045-751-5921 <http://www.maff.go.jp/aqs/>
農林水産省 動物検疫所 検疫部 畜産物検疫課
TEL : 045-201-9478 <http://www.maff.go.jp/aqs/>

I - 3 農薬

HS 番号	品目	主要関連法規
3808	殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤	農薬取締法 毒物および劇物取締法 化学物質審査規制法 労働安全衛生法 消防法 食品衛生法 高压ガス保安法

1. 輸入時の規制

農薬を輸入する際には「農薬取締法」「毒物および劇物取締法」「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」「労働安全衛生法」の規制を受ける場合がある。

(1) 「農薬取締法」

この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売および使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的としている。

製造業者または輸入業者は、その製造もしくは加工し、または輸入した農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを販売してはならない（第2条第1項）。また、外国において本邦に輸出される農薬を製造し、または加工してこれを販売する事業を営む者は、当該農薬について、農林水産大臣の登録を受けることができる（第15条の2第1項）。この場合、当該農薬の輸入業者は、登録を受ける必要がない（第2条第1項）。ただし、外国の申請者は、申請に際して、国内管理人（本邦内に住所を有する者<外国人で本邦内に事務所を有する者の当該事務所の代表者を含む>）を選任しなければならない。

輸入販売登録は銘柄ごとに、薬効、薬害、毒性および残留性などに関する試験成績書類と農薬の見本（200g以上）を農薬登録申請書に添付して農林水産省または独立行政法人農林水産消費安全技術センターに申請し、安全性等が確認された後、農林水産大臣による登録の許可を受ける。登録された農薬以外は輸入・製造・販売は禁止されている。また同一有効成分であっても、剤型（粉剤・粒剤・乳剤・液剤など）が異なったり、製造会社、輸入会社が異なったりすれば、それぞれの登録を行う必要がある。登録の有効期間は3年である。

登録の手続きについては下記に問い合わせること。

（独）農林水産消費安全技術センター 農薬検査部

TEL : 042-383-2151（代） <http://www.acis.famic.go.jp/>

(2) 「毒物および劇物取締法」

この法律は、毒物および劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的としている。

製造業、輸入業を行う場合には厚生労働大臣、販売業を行う場合には各営業所の所在地の都道府県知事の登録を受けなければならない。厚生労働大臣への登録申請は、各営業所の所在地の都道府県知事を経て行う。毒性の著しい指定された特定毒物11品目の製造、輸入は許可を受けた毒物・劇物製造業者、輸入業者、或いは都道府県知事の許可を受けた特定毒物研究者のみが行う事ができる。

試験研究用に使用するために輸入する場合は、輸入報告書および念書等を厚生労働省または各地駐在の薬事専門官室に提出し、厚生労働省確認済みの証明印を受けておけば、登録がなくても輸入が可能である

輸入後全ての毒物劇物に対して、取り扱い責任者の設置義務、毒物ないし劇物の表示義務、紛失、流出の防止義務、運搬・貯蔵その他の取り扱い基準の遵守の義務、容器・被包・着色等に関する規制などを守らねばならない義務が多々ある。これに違反した場合はその折々の法令に基づき刑罰に処せられる。

詳しい手続きについては、営業所所在地の自治体担当部署へ問い合わせること。

(3) 「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」 (化審法)

この法律は、難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造または輸入に際し、事前にその化学物質の難分解性などを審査する制度を設立し、更にその有する性状などに応じ、化学物質の製造、輸入、使用などについて必要な規制を行うことを目的としている。

同法の規定により、新規の化学物質を含む製品を輸入する場合は、事前に届出を厚生労働大臣および経済産業大臣に提出し、規制対象に指定されている化学物質が含まれている場合は輸入禁止などの規制を受ける。また、環境大臣への提出も必要である。審査後規制対象に該当しないと判断されれば輸入できる。詳しい手続きについては、附属資料-IIを参照、または所轄官庁へ申し出ること。

既存化学物質名簿に記載されている化学物質および新規化学物質としてその名称が官報により公表されている化学物質に該当する化学物質は自由に輸入することができる。ただし、輸入に際しては、当該物質に係わる官報告示の類別や整理番号を輸入申告書またはインボイスに記入しなければならない。

[届出手続き]

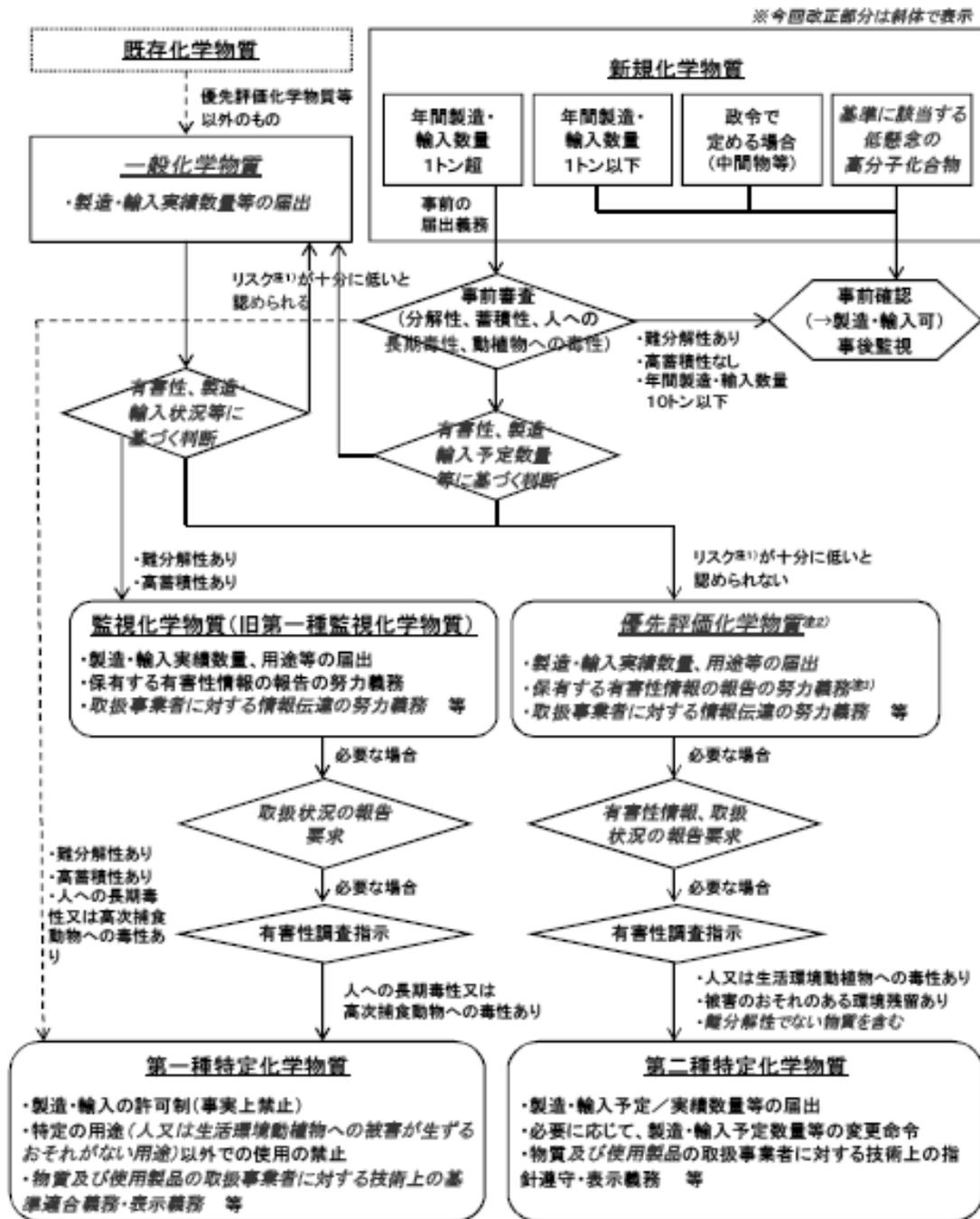
化学物質の名称、用途等厚生労働省・経済産業省・環境省令で定める事項を届け出ると共に、必要に応じ、分解性、蓄積性、毒性に関する試験の結果を添付する。これらの試験方法等はOECDが定める優良試験所基準 (GLP: Good Laboratory Practice) を満足

する試験機関であれば、その機関の試験データを受け入れて審査を行う事としており、手続きの簡素化が図られている。さらに米国、英国、ドイツおよびスイスとは2国間取り決めにより、それぞれの試験機関・成績をもって相互受入れを行っている。

2009年5月の同法改正による新たな化学物質の審査・規制制度の概要を次に示す。

図表 2. 認証制度のフローチャート

(参考) 改正後の化学物質審査規制法の概要



注1) 本図において、リスクとは、第二種特定化学物質の要件である、「人への長期毒性又は生活環境動植物への生態毒性」及び「被害のおそれが認められる環境残留」に該当するおそれのことを指す。
 注2) 第二種及び第三種監視化学物質は廃止される。これらに指定されていた物質について、製造・輸入数量、用途等を勘案して、必要に応じて優先評価化学物質に指定される。
 注3) 第二種特定化学物質にも適用される。
 注4) 有害性情報を新たに得た場合の報告義務あり。(第一種特定化学物質を除く。)
 注5) 必要に応じ、取扱方法に関する指導・助言あり。(第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質)

(4) 「労働安全衛生法」 (労安法)

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

具体的には危険な作業を必要とする機械等について、これを製造し、輸入し、または設置・使用する者に対して、製造許可、検査・検定、構造規格への適合等が義務づけられている(第37条、38条、42条、44条の2)。詳細は附属資料・IIIを参照。

農薬の輸入に際して、新規の化学物質を含む製品を輸入し、国内で小分けをし、販売する場合は、同法による規制を受け、その新規化学物質の名称、有害性の調査の結果等を厚生労働大臣に届け出なければならない。詳しい手続きについては、所轄官庁へ問い合わせること。

(5) 「食品衛生法」

食品への農薬の残留については、ポジティブリスト制度に基づき、残留基準値の設定されていない農薬が残留する食品の流通は原則禁止されている。詳細は厚生労働省に問い合わせること。

(6) 「高圧ガス保安法」

エアゾール製品の輸入通関に際しては“「高圧ガス」の適用除外要件”を検査した試験成績書の添付が義務づけられている。試験成績書とは、容器内容積／容器材料／二重構造容器における噴射剤の排出機構／容器内圧／耐圧／高圧ガスの種類／毒性ガスの有無／充填率／ガス漏れ等、“「高圧ガス」の適用除外要件”の検査を行い、その結果を通達(高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて)に従い、所定の様式にまとめたもの。

なお、エアゾール製品について国際的な規格は存在しないが、輸入エアゾール製品に係る試験機関については、外国の検査機関(公的機関により認定された検査官を含む)が我が国の検査機関と同等と認められている。

(社) 日本エアゾール協会 TEL:03-5207-9850 <http://www.aiaj.or.jp/>

(独) 製品評価技術基盤機構 TEL:03-3481-1921 <http://www.nite.go.jp/>

2. 販売時の規制

(1) 「農薬取締法」

農薬を販売するときには、営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事に届け出る必要がある。

(2) 「毒物および劇物取締法」

同法により、急性毒性および刺激性の強い殺虫剤については販売業の登録制度があり、管理など取扱上の措置などにも規定がある。詳しい手続きについては営業所所在地の自治体担当部署へ問い合わせること。

(3) 「消防法」

この法律は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

発火性や引火性などの強い成分を含み消防法の危険物に指定される製品は、運搬、貯蔵設備、貯蔵量に関しての安全を確かなものにするために、同法の規制を受ける。数量によっては、取扱いや貯蔵に関して所轄の市町村等の許可が必要な場合がある。詳しくは所轄の消防署に問い合わせること。

(4) 「高圧ガス保安法」

エアゾール式の製品を販売する場合には、同法に基づいた表示をしなければならない。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「農薬取締法」

農薬は、同法に基づき農林水産大臣の農薬登録を取得した農薬の容器または包装の表示事項を遵守して適正に使用することとされている。

農薬に必要な次のような表示が定められている。

- ・ 製造所の名称および所在地
- ・ 農薬の種類、名称
- ・ 有効成分等の種類および含有量
- ・ 内容量
- ・ 登録番号
- ・ 適用害虫の範囲および使用方法
- ・ 貯蔵上または使用上の注意
- ・ 最終有効年月日

② 「消防法」

危険物として指定される場合は、運搬容器および包装の外部に危険物の名称、化学名、容量、危険物に応じた注意事項（例：「火気厳禁」）のような表示が定められている。

(2) 法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照のうえ問い合わせること。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページ参照。

- ・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL: 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

農薬に関して、業界自主表示は注意・警告、行為の強制、行為の禁止等の絵表示マークがある。詳細については下記に問い合わせること。

農薬工業会 TEL:03-3241-0215

<http://www.jcpa.or.jp>

4. 所轄官庁・関連団体等

農薬取締法：

農林水産省 生産局 生産資材課農薬対策室

TEL：03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp>

毒物および劇物取締法：

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp/>

営業所所在地の自治体担当部署

化学物質の審査および製造等の規制に関する法律：

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

労働安全衛生法：

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

消防法：

総務省 消防庁 危険物保安課

TEL：03-5253-5111(代) <http://www.fdma.go.jp>

都道府県消防庁・局

高圧ガス保安法：

経済産業省 原子力安全・保安院 保安課

TEL: 03-3501-1511(代) <http://www.enecho.meti.go.jp/>

I - 4 火薬

HS 番号	品目	主要関連法規
3601	火薬	火薬類取締法
3602	爆薬	火薬類取締法
3603	導火線	火薬類取締法

1. 輸入時の規制

火薬を輸入する際には「火薬類取締法」の規制を受ける。

(1) 「火薬類取締法」

この法律は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共安全を確保することを目的としている。

火薬類を輸入する場合は、輸入する都度に陸揚げ港を管轄する都道府県知事に「輸入許可申請書」「輸入届」を提出しなければならない。火薬または爆薬の輸入にあつてはその成分および配合比、加工品にあつてはその構造および組成を記載した書類を添え、輸入許可申請書には、品名、数量、目的、輸入先、製造所名、製造年月日、陸揚げ予定期日、輸入港名、貯蔵または保管場所等を詳細に記載し許可を受けなければならない。また、輸入届には火薬類の種類および、数量、輸入許可番号、積載船名、貯蔵または保管場所等を記入して届け出なければならない。

2. 販売時の規制

(1) 「火薬類取締法」

同法により、火薬類を販売、貯蔵、消費、廃棄する場合には、その行為を行う場所の所在する都道府県知事の確認を受けなければならない。

① 火薬類販売営業許可

火薬類の販売の業を営もうとする者は、名称、事務所所在地（電話）、住所氏名（代表者）、販売する火薬類の種類等を記入して、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 火薬庫の設置

火薬庫を設置、移転、変更する物は、火薬庫工事設計明細書（火薬庫の位置、付近の状況、保安物件との距離並びに火薬庫の構造および設備を記載したもの）等を添付し、火薬庫所在地、火薬庫の種類および棟数、貯蔵火薬類の種類およびその最大貯蔵量、設置、移転、変更の別、（移転または変更の場合にはその理由）等を火薬庫設置許可申請書に記入して火薬庫を設置しようとする場所または火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事へ提出、許可を受けなければならない。また、火薬類を取扱うので火薬類取扱保安責任者の配置が必要となり、火薬類取扱保安責任者選任届出書の添付も必要

である。詳しくは各経済産業局、都道府県、日本煙火協会に問い合わせること。

(社) 日本煙火協会 TEL : 03-5652-7855 <http://www.hanabi-jpa.jp/>

[火薬類取扱保安責任者]

火薬類の貯蔵、消費に係わる保安に関し、通商産業省令で定める職務（火薬庫の構造等または貯蔵上の取り扱いの基準適合状況、保安教育の実施状況等の監督）を行うにあたり、火薬類による災害防止のための専門の知識・技術を有する取り扱い保安責任者の選任が必要である。火薬類製造保安責任者は、火薬類の貯蔵量または消費量によって選任する種別が決められている。詳細は下記に問い合わせること。

経済産業省 資源エネルギー庁 原子力安全・保安院保安課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.enecho.meti.go.jp>

③ 火薬類の消費

火薬類を爆発させ、または燃焼させようとする者（火薬類を廃棄するため爆発させ、または燃焼させようとする者を除く）は、「火薬類消費計画書」に、消費の方法、製造業者の氏名または名称、消費場所において火薬類を取り扱う必要のある者の氏名および消費場所付近の見取図、火薬類の種類および数量、目的、場所、日時（期間）、危険予防の方法等を記入して消費地を管轄する都道府県知事（消費地を管轄する都道府県知事がないときは、その住所を管轄する都道府県知事）へ提出する。ただし、煙火以外の火薬類にあつては、製造業者の氏名または名称を省略することができる。また、理化学上の実験、鳥獣の捕獲もしくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基づきその事務または事業のために火薬類を消費する場合および非常災害に際し緊急の措置を取るため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。

④ 火薬類の廃棄

火薬類を廃棄しようとする者は火薬類の種類および数量、廃棄する理由、方法、場所等を記入して都道府県知事へ提出する。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JISの中から事業者が自主的に選択できる。対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ

(www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照の上問い合わせること。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(2) 業界自主表示

火薬に関して、業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

火薬類取締法：

経済産業省 資源エネルギー庁 原子力安全・保安院保安課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.enecho.meti.go.jp>

各経済産業局および都道府県の火薬担当係

(社) 日本煙火協会

TEL : 03-5652-7855 <http://www.hanabi-jpa.jp/>

I-5 自動車用洗剤、ワックス、グリース

HS 番号	品目	主要関連法規
3402	自動車用洗剤	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 労働安全衛生法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 家庭用品品質表示法
3403	グリース	消防法 製品安全法 石油石炭税法
3405	ワックス、磨きクリーム	外国為替および外国貿易法 薬事法 食品衛生法 家庭用品品質表示法 消防法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律

1. 輸入時の規制

自動車用洗剤を輸入する際には「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」、「労働安全衛生法」の適用を受けるが、その成分種別が多いので、輸入可能な化学物質であるかどうかについて十分に調査をする必要がある。

グリースは、輸入業者に石油石炭税が課せられる場合がある。ワックスおよびワックス製品のうち、鯨ろうは外国為替および外国貿易法の規制を受け、またその他のものも成分や使用目的により、「薬事法」、「食品衛生法」などの規制を受ける。

(1) 「外国為替および外国貿易法」 (外為法)

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理または調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国または国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

鯨ろうは、第二号輸入承認品目または第三号事前確認品目に該当するので、国際捕鯨条約加盟国からの輸入か否かによって経済産業省の輸入承認または事前確認を要するが、原則として輸入は禁止されている。

(2) 「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」 (化審法)

この法律は、難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造または輸入に際し、事前にその化学物質の難分解性などを審査する制度を設立し、更にその有する性状などに応じ、化学物質の製造、輸入、使用などについて必要な規制を行うことを目的としている。

自動車用洗剤の中には環境汚染を防止し人の健康や安全を守るために、同法の規制を

受けるものもある。

同法の規定により、新規の化学物質を含む製品を輸入する場合は、事前に厚生労働大臣および経済産業大臣に届け出、規制対象に指定されている化学物質が含まれている場合は輸入禁止などの規制を受ける。また、環境大臣への届け出も必要であり、審査で規制対象に該当しないと判断されれば輸入できる。詳しい手続きについては、所轄官庁へ問い合わせること。

既存化学物質名簿に記載されている化学物質および新規化学物質としてその名称が官報により公表されている化学物質に該当する化学物質は自由に輸入することができる。ただし、輸入に際しては、当該物質に係わる官報告示の類別や整理番号を輸入申告書またはインボイスに記入しなければならない。詳細は附属資料-IIを参照。

(3) 「労働安全衛生法」

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

具体的には危険な作業を必要とする機械等について、これを製造し、輸入し、または設置・使用する者に対して、製造許可、検査・検定、構造規格への適合等が義務づけられている。(第37条、38条、42条、44条の2)。詳細は附属資料-IIIを参照。

自動車用洗剤の輸入に際して、新規の化学物質を含む製品を輸入し、国内で小分けをし、販売する場合は、同法による規制を受け、その新規化学物質の名称、有害性の調査の結果等を厚生労働大臣に届け出なければならない。詳しい手続きについては、所轄官庁へ問い合わせること。

(4) 「薬事法」

この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制を行い、医療上特にその必要性が高い医薬品および医療機器の研究開発促進を図り、保健衛生の向上を図ることを目的としている。

医薬品については、薬事法の規制対象の中でも人体への直接的な影響がもっとも大きいことから、医薬品の開発、製造（輸入）、流通、使用の各段階において、様々な承認・許可制度、監視制度が設けられており、その中核的な制度が承認審査である。

承認審査では、承認不要とされている医薬品以外のすべての医薬品が対象とされており、品目ごとの承認が必要とされている。

ワックスのうち、医薬のコーティング剤、基剤原料その他医薬品として使用する物は、輸入にあたり品目ごとの承認および許可と営業所ごとの厚生労働省の輸入販売業の許可が必要である。日本薬局方規格である「カルナウバロウ」、「ミツロウ」および「サラシミツロウ」等は厚生労働省の輸入品目承認は要しない。またその他の局方品であって専ら他の医薬品の製造のために原薬として輸入するものも品目承認を要しな

い。商品見本、医師個人用、試験・治験用等に関しては、一定数量範囲であれば必要書類の提示による税関限り、それを超える数量に関しては薬事専門官に書類を提出し薬監証明を受けることにより輸入ができる。

(5) 「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

ワックスのうち、ガムベース、光沢剤等、食品添加物として使用するものについては、厚生労働省検疫所に対し「食品等輸入届書」を提出しなければならない。また動植物系ワックス等の天然物由来の食品添加物については特に成分規格、使用基準等はないが、化学的合成品のものについては厚生労働大臣の指定した品目に限り使用でき、指定品目であっても厚生労働省告示により定められた成分規格、使用基準に適合するものでなければならない。

ワックスを食品包装材等に塗布その他の方法により使用する場合は、上記告示により器具等の規格基準が定められており、包装製品の溶出試験の成績等がこれに適合しなければならない。

(6) 「石油石炭税法」

この法律は、石油石炭税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告および納付の手續その他石油石炭税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。石油成分を70%以上含有するものは、石油および石油代替エネルギー対策費に充てるため、石油石炭税法に基づき石油石炭税が輸入業者に課される。

2. 販売時の規制

(1) 「薬事法」

ワックスを化粧品原料として使用するときは、同法の規定に基づく厚生労働省告示により化粧品原料基準が設けられている。また同法対象品を製品として販売するには、薬事法に基づく必要表示事項を記載することと、虚偽の表示をしてはならないことが定められている

(2) 「食品衛生法」

同法により、有害・有毒な物質が含まれ、もしくは付着するなどして、人の健康を害うおそれのある器具・容器包装は、製造・輸入・販売・使用が禁止されている。

(3) 「消防法」

この法律は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩

序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

ワックス、グリースのうち、火災発生時の拡大防止の見地から消防法上の「指定可燃物」のうち「可燃性固体類」に指定されているもので、かつ数量が3トン以上の場合、取り扱いの基準が市町村条例により定められている。「可燃性固体類」は細分類されているので、消防庁に問い合わせること。

(4) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(有害物質規制法)

この法律は、有害物質を含有する家庭用品に付いて、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護を目的としている。

厚生労働大臣は、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、これらに含有されて健康障害を引き起こすことが明らかな20種の化学物質を規制している(2009年12月現在)。従って、家庭用品の製造・輸入業者は、製造輸入する家庭用品に含まれている化学物質に付いて、毒性などを十分考慮し健康障害の防止に努めなければならない。

自動車用洗剤、ワックスに関しては、トリフェニル化合物等の防菌、防カビ剤を堅守してはならないことが定められており、基準に適合しないものは販売や授与をしてはならない。詳細は厚生労働省ホームページの「有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要」を参照。<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kijyun.html>

(5) 「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として2009年12月現在90品目が指定されている。

一般消費者用合成洗剤(業務用を除く)、住宅用、家具用のワックスまたは磨き剤は同法で定められた表示を行うことが義務づけられている。

(6) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2009年12月現在、繊維

製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。

合成洗剤、ワックスを販売する際には、同法に基づく「雑貨工業品品質表示規程」で、以下の項目の表示が義務づけられており、合成洗剤の界面活性剤や、洗浄補助剤等について細かく表示することとされている。詳細については、上記の所轄官庁へ問い合わせること。

<表示事項>

- ・ 品名
- ・ 成分
- ・ 液性
- ・ 用途
- ・ 正味量
- ・ 使用量の目安
- ・ 使用上の注意
- ・ 表示した者の氏名または名称および住所または電話番号

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照の上問い合わせること。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

②「消防法」

危険物として指定される場合は、運搬容器および包装の外部に危険物の名称、化学名、容量、危険物に応じた注意事項（例：「火気厳禁」）のような表示が定められている。

(3) 業界自主表示

自動車用洗剤、ワックス、グリースに関して、業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

外国為替および外国貿易法：

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課

03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp/>

化学物質の審査および製造等の規制に関する法律：

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

労働安全衛生法：

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

薬事法：

厚生労働省 医薬局 総務課（薬事法全般）

厚生労働省 医薬局 審査管理課（輸入承認手続き等）

厚生労働省 医薬局 審査管理課 薬局方係（薬局方）

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

食品衛生法：

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律：

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

家庭用品品質表示法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

消防法：

総務省 消防庁 危険物保安課

TEL：03-5253-5111(代) <http://www.fdma.go.jp>

都道府県消防庁・局

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

石油石炭税法：

財務省 主税局 税制第2課 揮発油税係

TEL：03-3581-4111(代) <http://www.mof.go.jp>

I-6 接着剤、ディスペーション、ラテックス

HS番号	品目	主要関連法規
3506	接着剤（プラスチックをもととしたもの）	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 毒物および劇物取締法 消防法 港則法 家庭用品品質表示法
3506	接着剤（ゴムをもととしたもの）	労働安全衛生法 外国為替および外国貿易法 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 毒物および劇物取締法 消防法 港則法 家庭用品品質表示法
3901 ～3	プラスチックのディスペーションまたは溶液	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 毒物および劇物取締法 消防法 港則法 家庭用品品質表示法
4001	天然ゴムラテックス	外国為替および外国貿易法 労働安全衛生法 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 毒物および劇物取締法 消防法 港則法 家庭用品品質表示法
4002	合成ゴムラテックス	外国為替および外国貿易法 労働安全衛生法 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 毒物および劇物取締法 消防法 港則法 家庭用品品質表示法

1. 輸入時の規制

接着剤のうち、ベンゼンを含有するゴムのりには、輸入割当品目に指定され実際には輸入が禁止されているものがある。また「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」および「毒物および劇物取締法」によって規制を受けるものもある。

(1) 「外国為替および外国貿易法」「輸入管理令」

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われる事を基本とし、対外取引に必要最小限の管理または調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国または国際社会の平和および安全の維持を期し、国際収支の均衡および通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

同法による輸入割当て制度は、貨物数量または金額を国内の需要などに基づき、輸入者または需要者に割り当てるもので、年1回経済産業省の経済産業公報で発表される。輸入管理下にある輸入割当て品目は、非自由化品目、「ワシントン条約」附属書-Iに掲げる種に属する動植物、およびオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の附属書に掲げる貨物である。

ゴムのりのうち、ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む）の5%を超えるものは安全衛生の見地から、輸入割当品目（IQ品目）に指定されている。しかし実際には割り当てもなく、事実上輸入禁止の扱いとなっている。

(2) 「労働安全衛生法」(安衛法)

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

製造または取り扱いの過程において労働者に重度の健康障害を生ずるもので、政令で定めるものに関しては、試験研究の場合を除きその製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されている。含有するベンゼンの容量が溶剤（希釈剤を含む）の5%を超えるゴムのりは、第55条および施行令第16条により輸入が禁止されている。

(3) 「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」(化審法)

この法律は、難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造または輸入に際し、事前にその化学物質の難分解性などを審査する制度を設立し、更にその有する性状などに応じ、化学物質の製造、輸入、使用などについて必要な規制を行うことを目的としている。

接着剤の中には環境汚染を防止し人の健康や安全を守るために、同法の規制を受けるものもある。

同法の規定により、新規の化学物質を含む製品を輸入する場合は、事前に届出を厚生労働大臣および経済産業大臣に提出し、規制対象に指定されている化学物質（注）が含まれている場合は輸入禁止などの規制を受ける。また、環境大臣への提出も必要である。審査後規制対象に該当しないと判断されれば輸入できる。詳しい手続きについては、所轄官庁へ問い合わせること。

（注）例えば PCB を含む接着剤およびクロルデン類を含む木材用接着剤は輸入が禁止されている。ただし、その他の接着剤で製品として出来上がっているものには同法の規制はない。また、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含む接着剤を輸入する際には、輸入申告書またはインボイスに第1条の2の号番号を記載するとともに、輸入予定数量の事前届出、輸入実績

数量の事後届出をし、容器等に所定の表示をする必要がある。

既存化学物質名簿に記載されている化学物質および新規化学物質としてその名称が官報により公表されている化学物質に該当する化学物質は自由に輸入することができる。ただし、輸入に際しては、当該物質に係わる官報告示の類別や整理番号を輸入申告書またはインボイスに記入しなければならない。詳細は附属資料-II を参照。

(4) 「毒物および劇物取締法」(毒劇法)

この法律は、毒物および劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的としている。

同法により、毒物または劇物を販売または授与の目的で製造または輸入する者、ならびに毒物または劇物の販売を行う者は、それぞれ登録を受けなければならない(第3条)。これらの営業者は、毒物または劇物を製造、貯蔵するための設備について一定の基準を満たしていることが必要とされており、また毒物または劇物の取扱いについても、貯蔵方法、表示、譲渡手続等について規制している(第5条、11条、12条、14条、15条の2)。

製造業、輸入業を行う場合には厚生労働大臣、販売業を行う場合には各営業所の所在地の都道府県知事の登録を受けなければならない。厚生労働大臣への登録申請は、各営業所の所在地の都道府県知事を経て行う。販売業および輸入業の登録にあたっては、取り扱う毒物の品目についての登録も必要である

試験研究用に使用するために輸入する場合は、輸入報告書および念書等を厚生労働省または各地駐在の薬事専門官室に提出し、厚生労働省確認済みの証明印を受けておけば、登録がなくても輸入が可能である

輸入後全ての毒物劇物に対して、取り扱い責任者の設置義務、毒物ないし劇物の表示義務、紛失、流出の防止義務、運搬・貯蔵その他の取り扱い基準の遵守の義務、容器・被包・着色等に関する規制などを守らねばならない義務が多々ある。これに違反した場合はその折々の法令に基づき刑罰に処せられる。詳しい手続きについては所轄官庁へ問い合わせること。

2. 販売時の規制

(1) 「毒物および劇物取締法」

同法により、急性毒性および刺激性の強い接着剤については販売業の登録制度があり、管理など取扱上の措置などにも規定がある。詳しい手続きについては所轄官庁へ問い合わせること。

(2) 「消防法」

この法律は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

発火性や引火性などの強い成分を含み消防法の危険物に指定される製品は、運搬、貯蔵設備、貯蔵量に関しての安全を確かなものにするために、同法の規制を受ける。数量によっては、取扱いや貯蔵に関して所轄の市町村等の許可が必要な場合がある。詳しくは所轄の消防署に問い合わせること。

(3) 「港則法」

接着剤の構成成分によっては、危険品のうちの引火性物品として本邦到着後の蔵置、運送等について制約がある場合がある。海上輸送については「危険物船舶運送及び貯蔵規則」、「港則法」等に規定されている。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「消防法」

防災表示は、同法に定められた防災性能基準に従って、残炎時間、残じん時間等を測定し、基準に合格することが必要である。審査に合格した防災物品には防災ラベル、防災製品には防災製品ラベルが付され、(財)日本防災協会がこのラベルの交付業務を行っている。なお防災物品に防災ラベルを付すことのできる者は、消防庁長官によって「登録表示者」として登録を受けた者に限られている。

危険物として指定される場合は、運搬容器および包装の外部に危険物の名称、化学名、容量、危険物に応じた注意事項（例：「火気厳禁」）のような表示が定められている。

財団法人日本防災協会 管理部（防災表示者登録、防災品ラベル交付）：

TEL 03-3246-1661 <http://www.jfra.or.jp/index2.html>

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JISの中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照の上問い合わせること。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO／IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

日本接着剤工業会：JAI マーク

日本接着剤工業会では、消費者が安心して接着剤を使用できるようウレタン系接着剤（建材用、・遮音二重床施工用）およびエポキシ樹脂系接着剤（建材用）について日本接着剤工業会規格（JAI 規格）を制定し、これらの品質について標準を定めている。同時に購入の目安となるようこれに合格する製品について、日本接着剤工業会認定品として“JAI マーク”をつけることとしている。

JAI マーク



(4) 家庭用品品質表示法関係

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

接着剤は家庭用品品質表示法に規定される「雑貨工業品」に該当するので、販売または販売のための陳列をする際には、雑貨工業品品質表示規程に基づき、消費者が商品の品質を的確に識別できるように、種類、成分等を表示することとしている。

4. 所轄官庁・関連団体等

外国為替および外国貿易法 輸入貿易管理令：

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

毒物および劇物取締法：

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

化学物質の審査および製造等の規制に関する法律：

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

労働安全衛生法：

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

消防法：

総務省 消防庁 危険物保安課

TEL：03-5253-5111(代) <http://www.fdma.go.jp>

都道府県消防庁・局

港則法：

国土交通省 港湾局 総務課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

家庭用品品質表示法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp/>

JAI マーク：

日本接着剤工業会

TEL: 03-3251-3360 <http://www.jaia.gr.jp/>

I - 7 塗料

HS 番号	品目	主要関連法規
3208	繊維素塗料	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 麻薬および向精神薬取締法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 消防法 港則法
3209	水性媒体に分散させま たは溶解させたもの	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 麻薬および向精神薬取締法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 消防法 港則法
3210	無溶剤で液状のもの	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 麻薬および向精神薬取締法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 消防法 港則法

1. 輸入時の規制

塗料（ニス類、水性、油性、合成樹脂製）を輸入する際には、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「麻薬及び向精神薬取締法」、「高圧ガス保安法」の規制を受ける場合がある。

(1) 「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」（化審法）

この法律は、難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造または輸入に際し、事前にその化学物質の難分解性などを審査する制度を設立し、更にその有する性状などに応じ、化学物質の製造、輸入、使用などについて必要な規制を行うことを目的としている。

塗料の中には環境汚染を防止し人の健康や安全を守るために、同法の規制を受けるものもある。

同法の規定により、新規の化学物質を含む製品を輸入する場合は、事前に届出を厚生労働大臣および経済産業大臣に提出し、規制対象に指定されている化学物質が含まれている場合は輸入禁止などの規制を受ける。また、環境大臣への提出も必要である。審査後規制対象に該当しないと判断されれば輸入できる。詳しい手続きについては、所轄官庁へ問い合わせること。

既存化学物質名簿に記載されている化学物質および新規化学物質としてその名称が官報により公表されている化学物質に該当する化学物質は自由に輸入することができる。

ただし、輸入に際しては、当該物質に係わる官報告示の類別や整理番号を輸入申告書またはインボイスに記入しなければならない。詳細は附属資料-II を参照。

ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタリン、アルドリン、DDT、ディルドリン、クロルデン類またはビス（トリブチルスズ）＝オキシドを含む防腐蚀用、防虫用、かび防止用または貝類その他の水中生物の付着防止用の塗料は輸入できない。その他の接着剤で製品としてでき上がっているものは同法の規制はない。

(2) 「麻薬および向精神薬取締法」

この法律は、麻薬および向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬および向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

塗料のうち、麻薬および向精神薬取締法に該当する場合は、「麻薬向精神薬原料輸入届」または「麻薬等原料輸入者業務届受理証明書」をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。

(3) 「高圧ガス保安法」（エアゾール製品の場合）

この法律は、高圧ガス、容器および高圧ガス製造設備などを対象として、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動、廃棄などの規制を目的としている。

エアゾール製品の輸入通関に際しては“「高圧ガス」の適用除外要件”を検査した試験成績書の添付が義務づけられている。試験成績書とは、容器内容積／容器材料／二重構造容器における噴射剤の排出機構／容器内圧／耐圧／高圧ガスの種類／毒性ガスの有無／充填率／ガス漏れ等、“「高圧ガス」の適用除外要件”の検査を行い、その結果を通達（高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて）に従い、所定の様式にまとめたもの。

なお、エアゾール製品について国際的な規格は存在しないが、輸入エアゾール製品に係る試験機関については、外国の検査機関（公的機関により認定された検査官を含む）が我が国の検査機関と同等と認められている。

塗料の中でエアゾール製品の輸入に際しては同法の規制を受ける。ただし、ガスの量や取り扱い等からみて危険性が少なく、同法の規制の対象にならない「適用除外」（容器内容量 1 リットル以下、内圧 0.8Mpa 以下）に該当する場合がある。輸入する際には「適用除外」と見なす旨の試験成績書が必要となる。詳細は下記に問い合わせること。

(社) 日本エアゾール協会 TEL:03-5207-9850

<http://www.aiaj.or.jp/>

(独)製品評価技術基盤機構 TEL:03-3481-1921

<http://www.nite.go.jp/>

2. 販売時の規制

(1) 「労働安全衛生法」 (安衛法)

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

具体的には、危険な作業を必要とする機械等について、これを製造し、輸入し、または設置・使用する者に対して、製造許可、検査・検定、構造規格への適合等が義務づけられている(第37条、38条、42条、44条の2)。詳細は附属資料-IIIを参照。

有害性の表示の対象となっている物質を含め、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定める化学物質、または同法56条の製造許可対象物質及びそれらを含む製品を事業者間で取引する際、その性状及び取扱いに関する情報である化学物質等安全データシート(MSDS: Material Safety Data Sheet)の提供が義務づけられている。この制度はMSDS制度と呼ばれている。

(2) 「消防法」

この法律は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

発火性や引火性などの強い成分を含み消防法の危険物に指定される製品は、運搬、貯蔵設備、貯蔵量に関しての安全を確かなものにするために、同法の規制を受ける。数量によっては、取扱いや貯蔵に関して所轄の市町村等の許可が必要な場合がある。詳しくは所轄の消防署に問い合わせること。

(3) 「高圧ガス保安法」 (エアゾール製品の場合)

エアゾール式の製品を販売する場合は、同法に基づいた表示をしなければならない。

(4) 「港則法」

塗料の構成成分によっては、危険品のうちの引火性物品として本邦到着後の蔵置、運送等について制約がある場合がある。海上輸送については「危険物船舶運送及び貯蔵規則」、「港則法」等に規定されている。

(5) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 家庭用品品質表示法関係

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

塗料は家庭用品品質表示法に規定される「雑貨工業品」に該当するので、販売または販売のための陳列をする際には、雑貨工業品品質表示規程に基づき、消費者が商品の品質を的確に識別できるように、種類、成分等を表示することとしている。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照の上問い合わせること。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ JIS マーク

鉱工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

4. 所轄官庁・関連団体等

化学物質の審査および製造等の規制に関する法律：

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 TEL : 03-3501-1511(代)

<http://www.meti.go.jp>

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

麻薬および向精神薬取締法：

厚生労働省 医薬食費局 監視指導・麻薬対策課 TEL : 03-5253-1111

<http://www.mhlw.go.jp/>

地方厚生局 麻薬取締部

高压ガス保安法：

産業経済省 資源エネルギー庁 原子力安全・保安院 保安課

TEL:03-3501-1511(代) <http://www.enecho.go.jp>

労働安全衛生法：

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 TEL:03-5253-1111(代)

<http://www.mhlw.go.jp>

消防法：

総務省 消防庁 危険物保安課

TEL:03-5253-5111(代)

<http://www.fdma.go.jp> 都道府県消防庁・局

港則法：

国土交通省 港湾局 総務課

TEL : 03-5253-8111(代)

<http://www.mlit.go.jp>

家庭用品品質表示法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp/>

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

I - 8 染料、着色料

HS 番号	品目	主要関連法規
3204	有機合成着色料	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 労働安全衛生法
3205	レーキ顔料	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 毒物および劇物取締法 労働安全衛生法
3207	調整顔料、ほうろう、うわぐすり用のスリップ	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 毒物および劇物取締法 労働安全衛生法
3215	印刷用、筆記用、製図用のインキ	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 毒物および劇物取締法 労働安全衛生法 麻薬および向精神薬取締法 食品衛生法 消防法

1. 輸入時の規制

染料、着色料を輸入する際には、「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」、「労働安全衛生法」、「毒物および劇薬取締法」、「麻薬および向精神薬取締法」により規制を受けることがある。

(1) 「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」(化審法)

この法律は、難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造または輸入に際し、事前にその化学物質の難分解性などを審査する制度を設立し、更にその有する性状などに応じ、化学物質の製造、輸入、使用などについて必要な規制を行うことを目的としている。

合成染料、顔料のなかには同法の規制を受けるものもある。ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO)を含む印刷用インキは第一種特定化学物質に指定されている。

同法の規定により、新規の化学物質を含む製品を輸入する場合は、事前に届出を厚生労働大臣、経済産業大臣および環境大臣に提出し、規制対象に指定されている化学物質が含まれている場合は輸入禁止などの規制を受ける。審査後規制対象に該当しないと判断されれば輸入できる。詳しい手続きについては、所轄官庁へ問い合わせること。

既存化学物質名簿に記載されている化学物質および新規化学物質としてその名称が官報により公表されている化学物質に該当する化学物質は自由に輸入することができる。ただし、輸入に際しては、当該物質に係わる官報告示の類別や整理番号を輸入申告書またはインボイスに記入しなければならない。詳細は附属資料-IIを参照。

(2) 「毒物および劇物取締法」(毒劇法)

この法律は、毒物および劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的としている。

同法により、毒物または劇物を販売または授与の目的で製造または輸入する者、並びに毒物または劇物の販売を行う者は、それぞれ登録を受けなければならない(第3条)。これらの営業者は、毒物または劇物を製造、貯蔵するための設備について一定の基準を満たしていることが必要とされており、また毒物または劇物の取扱いについても、貯蔵方法、表示、譲渡手続等について規制している(第5条、11条、12条、14条、15条の2)。

製造業、輸入業を行う場合には厚生労働大臣、販売業を行う場合には各営業所の所在地の都道府県知事の登録を受けなければならない。厚生労働大臣への登録申請は、各営業所の所在地の都道府県知事を経て行う。販売業および輸入業の登録にあたっては、取り扱う毒物の品目についての登録も必要である。

顔料のなかでも、カドミウムイエロー等は同法により毒物または劇物に指定され、同法第3条第2項により輸入者が輸入業および品目の登録をあらかじめ厚生労働大臣から受けていないと通関はできない。

インキの構成成分である顔料、ビヒークル、溶剤または補助剤等のいずれかの成分によって当該インキが同法別表に掲げる毒物または劇物に該当する場合がある。この場合も輸入者が輸入業および品目の登録をあらかじめ厚生労働大臣から受けていないと通関はできない。

試験研究用に使用するために輸入する場合は、輸入報告書および念書等を厚生労働省または各地駐在の薬事専門官室に提出し、厚生労働省確認済みの証明印を受けておけば、登録がなくても輸入が可能である。

輸入後全ての毒物劇物に対して、取り扱い責任者の設置義務、毒物ないし劇物の表示義務、紛失、流出の防止義務、運搬・貯蔵その他の取り扱い基準の遵守の義務、容器・被包・着色等に関する規制などを守らねばならない義務が多々ある。これに違反した場合はその折々の法令に基づき刑罰に処せられる。詳しい手続きについては所轄官庁へ問い合わせること。

(3) 「麻薬および向精神薬取締法」

この法律は、麻薬および向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締を行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬および向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

印刷用インクのうち、同法に該当する場合は、「麻薬向精神薬原料輸入届」または「麻薬等原料輸入者業務届受理証明書」をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。

2. 販売時の規制

(1) 「労働安全衛生法」(安衛法)

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

塗料や製剤等の化学物質については、MSDS (Material Safety Data Sheet) 制度が制定されている。有害性の表示の対象となっている物質を含め、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定める化学物質、または同法 56 条の製造許可対象物質を譲渡し、または提供するものは、その相手先へ、文書 (data sheet) の交付などにより名称、成分およびその含有量、人体に及ぼす作用、貯蔵または取り扱い上の注意など一定の事項についての有害性等の情報を通知しなければならない。

特に、溶剤型インキは、同法の有機溶剤中毒予防規則による規定を受ける。

詳細は附属資料-III を参照。

(2) 「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

印刷インキの内輸入後に食品の食器包装の印刷に使用する物は、食品衛生法の規定により印刷された当該容器包装が衛生上安全であり、当該容器が食品衛生法によって定められている規格基準に合致する必要がある。

(3) 「消防法」

この法律は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

特に、高層建築物、地下街、劇場、ホテル等の防災防火対象物において使用する防災対象物品 (カーテン、じゅうたん等) は政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならないとされている。

溶剤型インキは引火性があり、同法の「危険物」に分類され、規制対象となる。

(4) 「港則法」

染料、着色料の構成成分によっては、危険品のうちの引火性物品として本邦到着後の蔵置、運送等について制約がある場合がある。海上輸送については「危険物船舶運送及び貯蔵規則」、「港則法」等に規定されている。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

染料、着色料に関して、法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp) の「登録認証機関検索」を参照の上問い合わせること。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL: 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示：NL規制とST規準

国内メーカー団体である印刷インキ工業会は、「印刷インキに関する自主規制 (NL 規制)」を制定し、国内外の法令をもとに規制物質の選定基準を設け、使用禁止物質を定めている。NL規制に基づいて製造された製品にはNL準拠マーク (NLマーク) を表示するか、もしくはNL規制に基づいて製造された旨を表示することができる。要請

に基づき「NL規制に関する証明書」が発行される。

更に玩具類用印刷インキに対しては、玩具安全基準（ST規準）適合の登録済インキの遵守が規定されており、要請に基づき「玩具用インキ証明書」が発行される。

印刷インキ工業会 TEL:03-5545-6803

4. 所轄官庁・関連団体等

毒物および劇物取締法：

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

化学物質の審査および製造等の規制に関する法律：

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 安全対策課

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

労働安全衛生法：

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

麻薬および向精神薬取締法：

厚生労働省 医薬食費局 監視指導・麻薬対策課

TEL：03-5253-1111 <http://www.mhlw.go.jp/>

地方厚生局麻薬取締部

食品衛生法：

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

消防法：

総務省 消防庁 危険物保安課

TEL：03-5253-5111(代) <http://www.fdma.go.jp>

都道府県消防庁・局

港則法：

国土交通省 港湾局 総務課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

Ⅱ プラスチックおよびゴム製品

Ⅱ－１ プラスチック容器（食品用）

HS 番号	品目	主要関連法規
3919	食品包装材	食品衛生法 家庭用品品質表示法 容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） 資源有効利用促進法（リサイクル法）
3921	包装用フィルム（食品用）	食品衛生法 家庭用品品質表示法 容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） 資源有効利用促進法（リサイクル法）
3923	食品用容器	食品衛生法 家庭用品品質表示法 容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） 資源有効利用促進法（リサイクル法）

1. 輸入時の規制

プラスチック容器（食品用）を輸入する際には、食品衛生上の「容器包装」としての規制を受ける。

(1) 「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

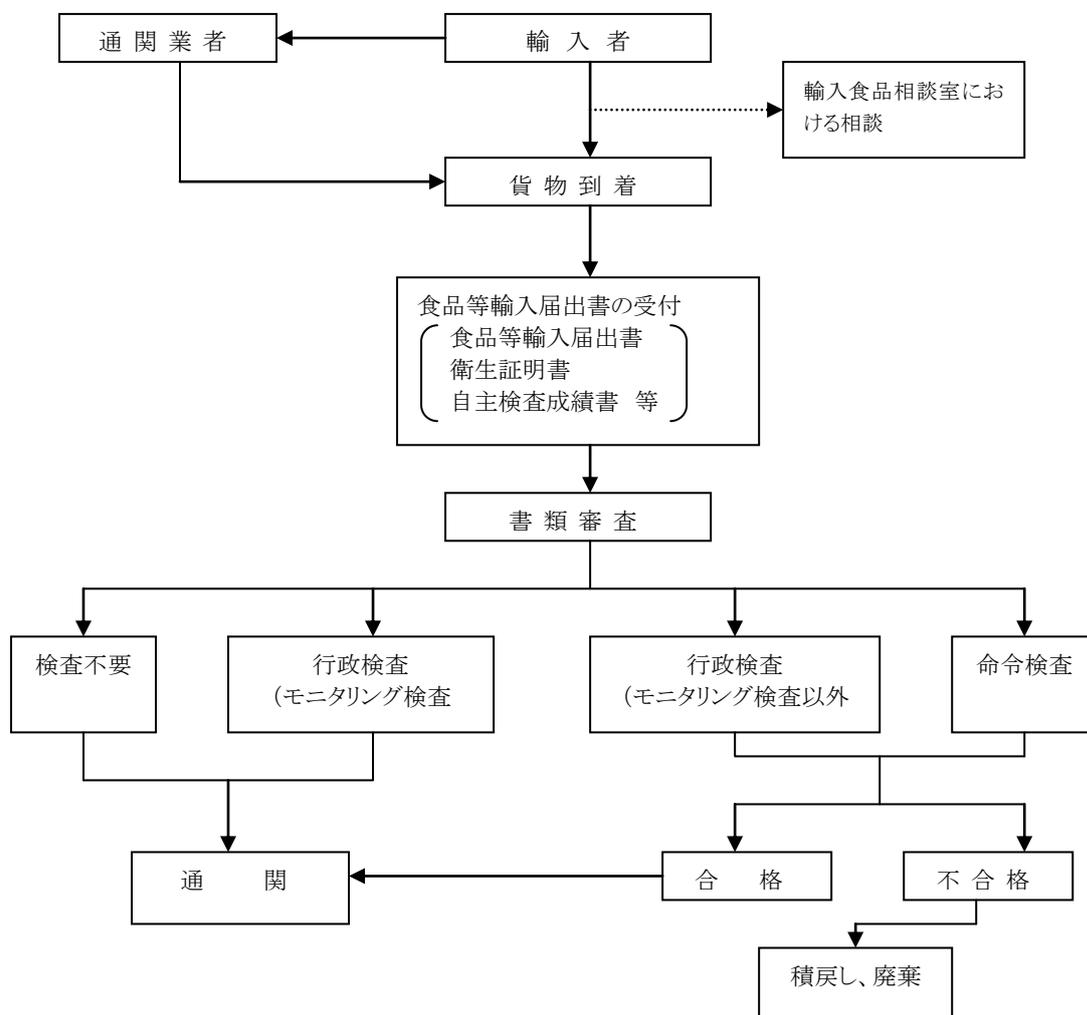
同法に基づき食料などの輸入に際しては、その都度厚生労働大臣に届け出、海空港の検疫所で手続きが行われる。輸入検査に際しては、外国製食品への事前確認制度、特定食品の計画輸入制度、同一食品の継続的輸入の品目登録制度、輸出国公的検査機関制度、事前届出制度などにより手続きの簡素化・迅速化が図られている。

同法により、有害・有毒な物質が含まれ、もしくは付着するなどして、人の健康を損なうおそれのある器具・容器包装は、製造・輸入・販売・使用が禁止されている。また「器具・容器包装の規格・基準」が定められている。この基準は「原材料一般の規格」、「原材料の材質別規格」、「製造基準」、「乳・乳製品等の容器包装等の規格」からなっている。乳および乳製品については、厚生労働省令において成分規格並びに製造、調理および保存方法の基準、器具もしくは容器包装またはこれら原材料の規格および製造方法の基準が定められている。食品容器の着色については「原材料一般の規格」に定められている。

食品等の輸入手続は、貨物を通関する場所の所轄検疫所の食品監視担当課へ「食品等輸入届出書」を提出して行う。届出書は検疫所の食品衛生監視員により審査され、必要に応じて検査を受け、「食品衛生法」に適合すると判断されたものについて輸入が認められる。

事前に厚生労働大臣指定の国内検査機関、あるいは登録されている国外検査機関において自主的に検査をしておく、その結果は検疫所の行う衛生検査と同等に取り扱われ、衛生検査（溶出検査）が省略されるため、輸入手続きが迅速に行われる。手続きの流れは下図の通りである。

図表1 「食品衛生法」に基づく輸入検査手続き



2. 販売時の規制

(1) 「食品衛生法」

同法により、有害・有毒な物質が含まれ、もしくは付着するなどして、人の健康を害うおそれのある器具・容器包装は、製造・輸入・販売・使用が禁止されている。

(2) 「容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）

この法律は、容器包装廃棄物の分別収集およびこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量および再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

同法は、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化（リサイクル）」するという各々の役割分担を規定するものであり、この体制整備により、効果的なリサイクルシステムの構築を促進する。

食品容器については、同法に基づき、その事業者（輸入業者も含む）は容器廃棄物の再商品化の義務を負う。詳細は経済産業省へ問い合わせること。

容器包装リサイクル法でいう「容器包装」とは、商品を入れる「容器」および商品を包む「包装」であり、商品を消費した場合や商品と分離した場合に不要となるものと規定している（法第2条第1項参照）。なお、「容器包装」は「特定容器」と「特定包装」に2分される。

－ 「特定容器」：容器包装のうち、商品の容器であるものとして主務省令で定められたものを指す。

－ 「特定包装」：容器包装のうち、特定容器以外のものを指す。

容器包装リサイクル法上の「容器包装」に該当する場合は、基本的には、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクル（再商品化）を行う対象となる。

(3) 「資源有効利用促進法」（リサイクル法）

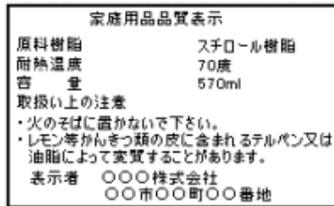
この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源および再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

プラスチック容器（食品用）には、同法に基づく材料識別表示が義務づけられている。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「家庭用品品質表示法」



製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2009年12月現在、繊維製品35品目、合成樹脂加工品8品目、電気機械器具17品目、雑貨工業品30品目、合計90品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守事項を表示しなければならない。食品用のプラスチック容器は「雑貨工業品品質表示規定」と「合成樹脂加工品品質表示規定」により表示事項が規定されている。

② 「資源有効利用促進法」



プラスチック製容器包装（飲料・しょうゆ・酒類用PETボトルは除く）は分別排出、分別収集のために指定表示製品とされ、プラマークを付けることが義務づけられている。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照の上問い合わせること。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ JIS マーク

鉱工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

プラスチックの家庭用品には、法律で定められた表示だけでなく、品質や安全性を表示するために各種の業界で定められたマークがついているので、必ずそれを確かめること。詳細は下記に問い合わせること。

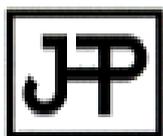
日本プラスチック工業連盟 TEL : 03-3586-9761 <http://www.jpif.gr.jp>

① グッドデザインマーク



デザインの優れた商品を推奨することにより、国民生活の質の向上と産業の振興を図ることを目的として、経済産業省により設立された制度。

② JHPマーク



塩ビ食品衛生協議会（JHP）が食品容器・包装・器具並びにその他製品に使用するポリ塩化ビニルについて自主的に規格を設け、これに合格した製品につけている。

③ 自主基準合格マーク



ポリオレフィン等衛生協議会が食品の包装・容器・器具に使用する樹脂について自主基準を設け、これに合格した製品につけている。

④ 衛検済みマーク



日本プラスチック日用品工業組合が自主衛生規格基準に合格したプラスチック日用品・器具（飲食器及び割烹具、ただし塗物製品は除く）につけている。

⑤ 電子レンジ容器検済マーク



日本プラスチック日用品工業組合がプラスチック製電子レンジ用容器に対して品質に関する自主規格を設け衛生検査と合わせて合格したものに「電子レンジ用容器検済」マークをつけている。また、誤用を避け、安全性を高めるために使用上必要なデメリット表示を義務づけられている。

⑥ エコマーク



エコマークは環境への負荷が少ない等、環境保全に役立つと認められる商品につけられる。消費者が暮らしと環境の関係を考え、商品を選択する際に役立ててもらうことを目的としている。

4. 所轄官庁・関連団体等

食品衛生法：

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

家庭用品品質表示法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）：

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

資源有効利用促進法（リサイクル法）：

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

プラスチック製容器包装：

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

TEL: 03-3501-5893 <http://www.pprc.gr.jp>

グッドデザインマーク：

(財)日本産業デザイン振興会

TEL: 03-3435-5633 <http://www.jidpo.or.jp/>

JHPマーク：

塩ビ食品衛生協議会

TEL：03-5541-6901 <http://www.jhpa.jp/>

自主基準合格マーク：

ポリオレフィン等衛生協議会

TEL: 03-3431-1885 <http://www.jhospa.gr.jp>

衛検済みマーク、電子レンジ容器検済マーク：

日本プラスチック日用品工業組合

TEL: 03-3561-8778 <http://www.jpm.or.jp>

エコマーク：

(財)日本環境協会

TEL:03-5114-1251 <http://www.jeas.or.jp/>

Ⅱ－２ タイヤ

HS番号	品目	主要関連法規
4011	新品タイヤ	道路運送車両法 不当景品類および不当表示法
4012	更生タイヤ、中古タイヤ	道路運送車両法 不当景品類および不当表示法

1. 輸入時の規制

ゴム性の空気タイヤを輸入する際には、新品、更正ともに原則的に法的規制はない。

2. 販売時の規制

ゴム性の空気タイヤを販売する際には、「道路運送車両法」および「不当景品類および不当表示防止法」の規制を受ける。

(1) 「道路運送車両法」

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証を行い、安全性の確保および公害の防止並びに整備についての技術向上を図り、あわせて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進する事を目的としている。

本法は、自動車の登録（第2章）、自動車の規格に係る保安および公害防止基準（第3章）、それら基準を遵守するための点検、整備（第4章）や検査（第5章）、およびそれを実施する自動車整備業(第6章)について規定している。

一般道路を運行する車に装着するタイヤの場合、同法の自動車構造・装置に関する保安基準に適合することが必要である。

(2) 「不当景品類および不当表示法」（景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する特例を定めることにより、公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

＜自動車業における表示に関する公正競争規約＞

タイヤ類には、同法の規定により公正取引委員会の認定を受けて、表記の公正競争規約が設定されている。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「不当景品類および不当表示防止法」

＜タイヤの表示に関する公正競争規約＞

自動車用タイヤは自動車部品として互換性の必要な製品である。店頭等では消費者

の利便性のため、同規約によってサイドウォール部分に次のような表示を行なうことが定められている。

- 1) 製造業者名
- 2) 商品名、タイヤの寸法、用途
- 3) 再生タイヤにあつては再生タイヤである旨
- 4) 販売価格
- 5) 整備料金に関すること
- 6) 使用上、保管上の注意
- 7) 原産国名
- 8) 廃タイヤの処理料金に関する事項

問合せ先：タイヤ公正取引協議会 TEL:03-5695-4051 <http://www.tftc.gr.jp>

(2) 法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照の上問い合わせること。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ JIS マーク

鋳工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

① 日本自動車タイヤ協会規格

自動車タイヤについては、(社)日本自動車タイヤ協会(JATMA)が「日本自動車タイヤ協会規格」を設定している。この規格は強制ではないが、タイヤという互換性の必要な製品の特性上、この規格に合うものが販売されている。

問い合わせ先：(社)日本自動車タイヤ協会(JATMA) TEL: 03-3435-9092

<http://www.jatma.or.jp>

② タイヤの表示に関する公正競争規約

タイヤについては、「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、タイヤ公正取引協議会が「タイヤの表示に関する公正競争規約」により、景品および表示事項を定めている。

4. 所轄官庁・関連団体等

道路運送車両法：

国土交通省自動車交通局技術安全部審査課...メーカー契約輸入車関連

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課...自動車の保安基準等

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課...排ガス関係

TEL : 03-5253-8111(代)

<http://www.mlit.go.jp>

不当景品類および不当表示防止法：

公正取引委員会経済取引局取引部消費者取引課

TEL : 03-3581-5471(代)

<http://www.jftc.go.jp/>

タイヤの表示に関する公正競争規約：

タイヤ公正取引協議会

TEL: 03-5695-4051(代) <http://www.tftc.gr.jp>

(社)日本自動車タイヤ協会(JATMA)

TEL: 03-3435-9092

<http://www.jatma.or.jp>

Ⅱ－３ ゴム製品

HS 番号	品目	主要関連法規
4002	合成ゴム	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 労働安全衛生法 消防法
4007	ゴムひも	消費生活用製品安全法

1. 輸入時の規制

ゴムひもを輸入する際には、原則として法的規制はない。ただし合成ゴムは「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」、「労働安全衛生法」および「消防法」の適用を受ける場合があるので、輸入しようとする合成ゴムが輸入可能な化学物質であるかどうか事前に調べる必要がある。

(1) 「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」(化審法)

この法律は、難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造または輸入に際し、事前にその化学物質の難分解性などを審査する制度を設立し、更にその有する性状などに応じ、化学物質の製造、輸入、使用などについて必要な規制を行うことを目的としている。

合成ゴムのなかには環境汚染を防止し人の健康や安全を守るために、同法の規制を受けるものもある。

同法の規定により、新規の化学物質を含む製品を輸入する場合は、事前に届出を厚生労働大臣、経済産業大臣および環境大臣に提出し、規制対象に指定されている化学物質が含まれている場合は輸入禁止などの規制を受ける。審査後規制対象に該当しないと判断されれば輸入できる。詳しい手続きについては、所轄官庁へ問い合わせること。

既存化学物質名簿に記載されている化学物質および新規化学物質としてその名称が官報により公表されている化学物質に該当する化学物質は自由に輸入することができる。ただし、輸入に際しては、当該物質に係わる官報告示の類別や整理番号を輸入申告書またはインボイスに記入しなければならない。詳細は附属資料・Ⅱを参照。

2. 販売時の規制

(1) 「労働安全衛生法」(安衛法)

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

塗料や製剤等の化学物質について MSDS（化学物質等安全データシート Material Safety Data Sheet）制度が定められている。有害性の表示の対象となっている物質を含め、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定める化学物質、または同法 56 条の製造許可対象物質を譲渡し、または提供するものは、その相手先へ、文書（data sheet）の交付などにより名称、成分およびその含有量、人体に及ぼす作用、貯蔵または取り扱い上の注意など一定の事項についての有害性等の情報を通知しなければならない。

詳細は附属資料-III を参照。

(2) 「消防法」

この法律は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

発火性や引火性などの強い成分を含み消防法の危険物に指定される製品は、運搬、貯蔵設備、貯蔵量に関しての安全を確かなものにするために、同法の規制を受ける。数量によっては、取扱いや貯蔵に関して所轄の市町村等の許可が必要な場合がある。詳しくは所轄の消防署に問い合わせること。

(3) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

ゴム製品に関する法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の

「登録認証機関検索」を参照の上問い合わせること。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

- ・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

4. 所轄官庁・関連団体等

化学物質の審査および製造等の規制に関する法律：

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

労働安全衛生法：

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

消防法：

総務省 消防庁 危険物保安課

TEL : 03-5253-5111(代) <http://www.fdma.go.jp>

都道府県消防庁・局

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL: 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

Ⅲ 木材、繊維製品

Ⅲ－１ 製材および加工材

HS番号	品目	主要関連法規
4403 4407	木材	植物防疫法 建築基準法 外国為替および外国貿易法 農林物資の規格化および品質表示の適正化に関する法律
4406	木製の枕木	植物防疫法 建築基準法 外国為替および外国貿易法

1. 輸入時の規制

製材など加工処理されたものを輸入する際には、原則的に法的な規制はないが、木材は樹皮の有無を問わず植物防疫法に基づく植物防疫所の検査が必要となる。

(注) カンボジアを原産地または船積地域とする木材の2号承認制移行は、2003年5月に廃止された。同じくリベリアは、2007年2月に廃止された。それにより、輸入貿易管理令の規制を受ける輸出国はなくなった（北朝鮮を除く）。

(1) 「植物防疫法」

この法律は、輸出入植物および国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、そのまん延を防止し、もって農業生産の安全および助長を図る事を目的としている。

輸入検疫関係では、1)省令で定める地域から発送され、または当該地域を経由した植物で、省令で定めるもの、2)検疫有害動植物、3)土または土の付着する植物、4)これらの物の容器包装、は輸入してはならない（第7条第1項）。

輸入する植物およびその容器包装は、輸出国の政府機関により発行された検査証明書またはその写しが添付されていなければならない（第6条第1項）。

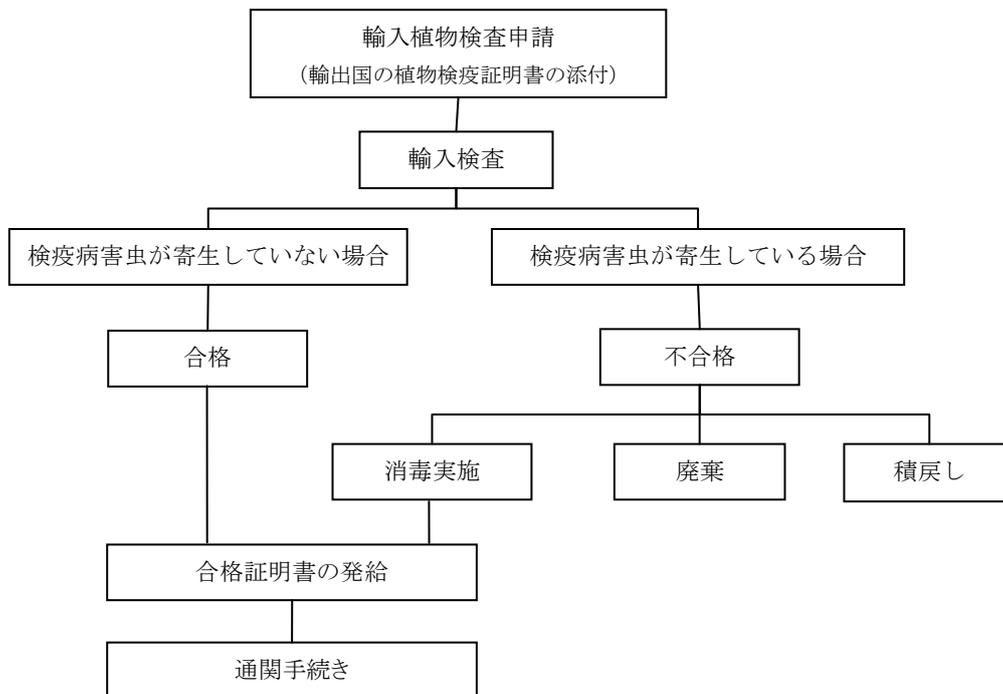
植物を輸入した場合は、遅滞なく、植物防疫官から、輸出国の政府機関により発行された検査証明書またはその写しが添付されているかどうか、輸入禁止品であるかどうか、検疫有害動植物が付着しているかどうかについての検査を受けなければならない（第8条第1項）。

輸入植物検疫の対象となる植物は、苗木、種子、球根類、いも類、果実、野菜、切り花、穀類、豆類、木材、香辛料等。また、これらを乾燥したもの、これらを原料に一次加工したもの等、検疫有害動植物が付着する可能性のある植物類である。

製材など加工処理されたものは基本的に検疫の対象外であるが、丸太などの木材は樹

皮の有無を問わず対象となり、「植物防疫法」に基づく揚港での検査が必要である。植物防疫所へ「植物検査申請書」に輸出国の植物貿易機関が発行する植物検査証明書等の関係書類を添付し、検査申請を行う。検査の結果、病害虫が付着していることが判明した場合には薫蒸、消毒等の措置が必要となる。

図表1 「植物防疫法」に基づく輸入検査（検査手続き）



2. 販売時の規制

(1) 「建築基準法」

この法律は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の基準を定めて国民の生命、健康および財産の保護を図ることを目的としている。

建築確認・検査事務は、地方公共団体の建築主事の他、「指定資格検定機関」の実施する検定試験に合格した民間人も実施できる。建築基準は一定の性能を満たせば多様な材料、設備、構造方法を採用できる性能規定が採用されている。同一型式で量産される建築物は、予め国土交通大臣が認定した場合、建設主事または指定確認機関による個別の建設確認での審査は不要である。

告示で定められている例示仕様に適合していれば、そのまま各地方自治体の建築主事もしくは指定確認検査機関の建築確認を経て建築することができる。告示に規定されていない場合（特殊な建築材料や法律上想定されていない工法など）には、型式適合認定制度などが導入されている。型式区分ごとに適合すべき基準値および検証方法が明示され、(財)日本建築センターなどの機関が適合認定を代行することになっている。詳細は国土交通省住宅局建築指導課、もしくは下記の指定認定機関に問い合わせること。

指定確認検査機関（2009年12月現在全135機関より抜粋。全機関検索はこちらを参照。<http://www.icba.or.jp/j/ken/siteikikan.htm>）

（財）日本建築センター 本部・建築技術研究所

TEL：03-5816-7511 <http://www.bcj.or.jp>

（財）ベターリビング 住宅・建築評価センター 建築確認検査室

TEL：03-5211-0599 <http://www.cbl.or.jp/index.html/>

（財）日本建築総合試験所 建築確認評定センター

TEL：06-6872-0391 <http://www.gbrc.or.jp>

（財）日本建築設備・昇降機センター 確認検査部 検査課

TEL：03-3591-2004 <http://www.beec.or.jp/>

① 輸入住宅について

輸入住宅（2×4工法）に関しては、「住宅建設コスト低減のための緊急重点計画」において、規格等が定められている。

a. 建築基準に関する相互認証、規格・基準の国際的整合化の推進

2×4工法については、海外の規格に適合し、十分な強度があり、的確な品質管理が行われ、日本のJAS製品と共通性の高い製材は、海外規格（例：米国WWPA）証明をもって、そのまま日本の2×4工法に用いることができる。これにより、米国、カナダで流通しているほぼ全ての2×4工法用製材（Dimension Lumber）が、JAS規格またはJASとの相互認証による海外の規格を取得したものとして使用可能になっている。

b. 建築基準の性能規定

定められた試験方法により強度等の性能を証明すれば、今まで用いることができなかつた部材の使用や新しい構造方法が可能となり、JIS格品以外の釘などの使用も可能である。

② ログハウス告示に基づく規制

ログハウス（丸太組構造法住宅）に用いる丸太などは、ログハウス告示に従って使用しなければならない（当ハンドブック「住宅」の項を参照）。

③ シックハウス対策関係

建築物、家具、キャビネット等の製品に適用される。

a. 規制対象の化学物質：クロルピリホスおよびホルムアルデヒド

b. クロルピリホスに関する禁止：居室を有する建築物には、これを添加した建材の使用禁止。

c. ホルムアルデヒドに関する制限：

(a) 内装の仕上げの制限：居室の種類および換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の制限を行う。

- (b) 換気設備の義務付け：ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、建築物には機械換気設備の設置が義務付けられる。
- (c) 天井裏等の制限：下地材をホルムアルデヒドの発散の少ない建材とするか、機械換気設備を天井裏等もできる構造とする。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

丸太、製材および加工材に関して法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

①「農林物質の規格化および品質表示の適正化に関する法律」：日本農林規格JAS法

JAS規格では、農林水産大臣が、農林物資の種類（品目）を指定し、酒類、医薬品等を除く、飲食料品、油脂、農産物、林産物、および水産物並びにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物質をいう。規格対象商品は2009年12月現在、66品目214規格（うち、林産物は11品目、29規格）が制定されており、規格の品位、成分、性能、生産方法などの品質に関する基準と表示に関する基準が決定されている。

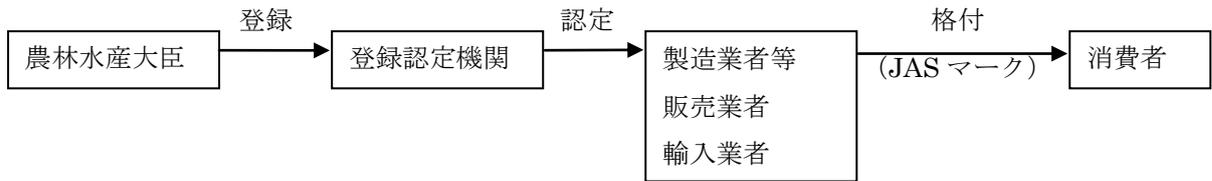
建築物の構造用に関わる製材について、施工の合理化、木造住宅、木造建築の進行を図るべく多種類の流通寸法の標準化、簡素化、木造住宅の高品質化のための乾燥材の供給拡大、木造の三階建て住宅や中・大規模木造建築の増加等に対応した製材の強度性能の明確化などを目的として、建築物の構造部分の用途のため「引用中の構造用製材の日本農林規格」が制定されている。

日本農林規格（JAS規格）では、寸法の許容差、外面の品質（節、割れ、きず等の見た目の品質）、含水率、接着性能、強度に関する性能等について規定している。製材のJAS規格は、以下のとおり。

- ・ 針葉樹の造作用製材
- ・ 針葉樹の下地用製材
- ・ 広葉樹製材
- ・ 針葉樹の構造用製材（目視等級区分製材、機械等級区分製材）
- ・ 枠組壁工法構造用製材（甲種枠組材、乙種枠組材、MSR製材）

JASマークの表示をするには、国内外の製材工場自身が登録認定機関に認定申請を行い、認定を受け、自ら規格に適合しているか格付を行う必要がある。格付の表示として、製材の規格ごとに、構造材の種類、等級、薬剤名、処理別などをJASマークとともに記載する内容が定められている。

JASによる格付の仕組み（JASマーク品ができるまで）



なお、2005年6月まで外国の登録認定機関については、その国にJAS制度と同等の制度が存することを求めていたが、法改正でその要件が廃止された。2009年12月現在、製材に関する外国登録認定機関は、9機関。

登録認定機関の一覧 [http://www.jasnet.or.jp/HP\(2009\)/6-ninteikikan/6.1.2.html](http://www.jasnet.or.jp/HP(2009)/6-ninteikikan/6.1.2.html)

詳細は、下記に問い合わせること。

(社) 日本農林規格協会 TEL : 03-3249-7120

<http://www.jasnet.or.jp>

(社) 全国木材組合連合会 TEL:03-3580-3215

<http://www.zenmoku.jp/>

(製材に関する国内（北海道を除く）、外国の登録認定機関)

②「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定及びおよび普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照の上問い合わせること。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

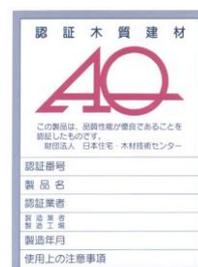
日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jisa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

① 優良木質建材等認証規定に基づく表示

(財)日本住宅・木材技術センターが、「優良木質建材等」の認証を行っている。新しい木質建材等について、品質性能等を客観的に評価・認証し、認証製品にはAQマークを表示することとしている。保存処理材、屋外製品部材等が同認証規定の対象となっている。



② 全木連ホルムアルデヒド放散等級表示

木質材料に関するホルムアルデヒド放散等級表示の登録制度の概要

シックハウス対策に係る建築基準法の改正に対応して、木材産業全般に関わる業界団体である社団法人全国木材組合連合会（全木連）が、住宅内装・建具・家具等に使用される木質材料の一部を対象として制定した登録制度である。

本登録制度は、適用製品に該当する木質材料について、構成する材料（基材、接着剤等）のホルムアルデヒド放散等級等をあらかじめ全木連が提出書類により確認し、登録された木質材料については、「全木連ホルムアルデヒド放散等級表示」を行うことができる。この表示マークには、登録業者が、表示の名称、ホルムアルデヒド放散等級、登録番号、登録業者名、製造年月日またはロット番号および問合せ先の6項目を表示し、全木連が確認した事項の再確認が省略できることにより、材料の審査と取引における単純化と公正化が図られるものである。

適用製品は下記のとおり。

1. 木材のひき板、単板、小片等を非ホルムアルデヒド系接着剤により板状に成型したもの（合板、フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、繊維板、パーティクルボードを除く）
2. 上記1. を基材として、表面に二次加工したもの
3. 木材のひき板、単板、小片等をホルムアルデヒド系接着剤により板状に成型したものであって、国土交通大臣の認定を受けたものを基材として、二次加工したもの
4. 構造用パネル、集成材、単板積層材の JAS マーク表示品の表面に二次加工したもの

の（加工後の製品が JAS 規格に該当するものを除く）

4. 所轄官庁・関連団体等

植物防疫法：

農林水産省 生産局 植物防疫課

TEL：03-3502-8111(代) <http://www.rinya.maff.go.jp>

植物防疫所

TEL：045-211-7152 <http://www.maff.go.jp/pps/>

建築基準法：

国土交通省 住宅局 建築指導課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

外国為替および外国貿易法：

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

AQマーク：

(財)日本住宅・木材技術センター 認証部

TEL：03-3589-1797 <http://www.howtec.or.jp/>

Ⅲ－２ 合板

HS番号	品目	主要関連法規
4408	化粧ばり用単板、合板用単板	建築基準法 消防法 労働安全衛生法 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）
4412	合板、ベニヤドパネル	建築基準法 消防法 労働安全衛生法 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）

1. 輸入時の規制

合板の輸入する際には、原則的に法的規制はない。加熱または加圧した木材、接着剤を使用した木材は製材とみなされるので、合板は植物防疫法に基づく検査が不要である。

2. 販売時の規制

合板を販売する際には、原則的に規制はないが、使用する際には「建築基準法」、「消防法」および「労働安全衛生法」の規制を受ける。

(1) 「建築基準法」

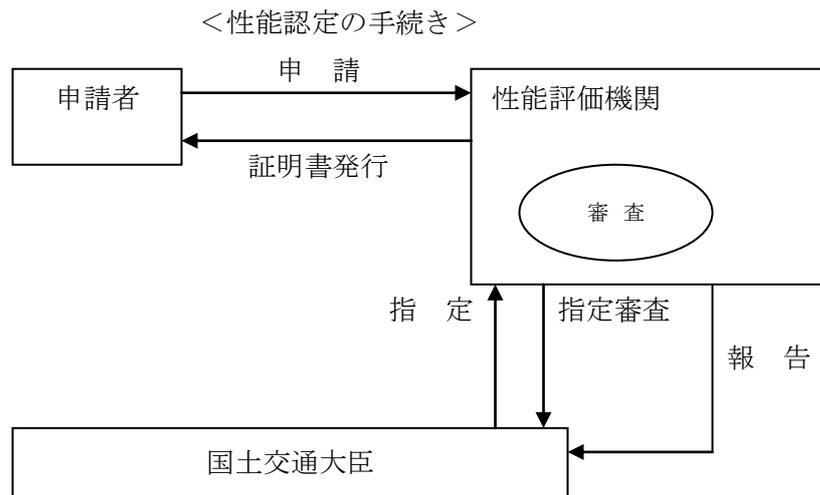
この法律は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の規準を定めて国民生命、健康および財産の保護を図ることを目的としている。

建築確認・検査事務は、地方公共団体の建築主事の他、「指定資格検定機関」の実施する検定試験に合格した民間人も実施できる。建築基準は工法、材料、寸法など仕様を決める方式から、技術進歩や国際的建築基準に対応して、一定の性能を満たせば多様な材料、設備、構造方法を採用できる性能規定が採用されている。同一型式で量産される建築物は、予め国土交通大臣が認定した場合、建設主事または指定確認機関による個別の建設確認での審査は不要である。

常時火を使う箇所に用いられる合板に規定の難燃加工を施したものを「難燃合板」という。建築基準法上の内装制限の指定箇所には、この「難燃合板」のみ使用可能である。また、シックハウス症候群が問題となったことをきっかけに、合板のホルムアルデヒドの基準が見直された。詳細は国土交通省住宅局建築指導課に問い合わせること。

難燃材料の性能規定

通常の火災による火熱が加えられた場合、加熱開始後5分間、①燃焼しないこと、②防火上有害な損傷を生じないこと、③避難上有害な煙またはガスを発生しないこと。



指定確認検査機関（2009年12月現在全135機関より抜粋。全機関検索はこちらを参照。<http://www.icba.or.jp/j/ken/siteikikan.htm>）

（財）日本建築センター 本部・建築技術研究所

TEL : 03-5816-7511 <http://www.bcj.or.jp>

（財）ベターリビング 住宅・建築評価センター 建築確認検査室

TEL : 03-5211-0599 <http://www.cbl.or.jp/index.html/>

（財）日本建築総合試験所 建築確認評価センター

TEL : 06-6872-0391 <http://www.gbrc.or.jp>

（財）日本建築設備・昇降機センター 確認検査部 検査課

TEL : 03-3591-2004 <http://www.beec.or.jp/>

(2) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」

この法律は、住宅の品質確保の促進と、消費者が安心して住宅を取得できる市場条件、住宅に係る紛争の処理体制を図ることを目的としている。

1. 瑕疵保証制度の充実

新築住宅の取得契約について、基本構造部分（柱、梁など住宅の構造上主要な部分）の瑕疵担保責任（補修請求権等）を10年間義務づける。

2. 住宅性能表示制度

個々の住宅の持つ性能の水準が「どの程度のものであるか」について共通のものさしを使って、信頼性の高い情報を住宅取得者に提供する仕組み。

(3) 「消防法」

この法律は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

特に、高層建築物、地下街、劇場、ホテル等の防災防火対象物において使用する防災

対象物品（カーテン、じゅうたん等）は政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならないとされている。

同法の「防火対象物」においては、同法で定める「防火物品」（同法で定める防火性能（燃えにくい性質）基準を満たしたもの）を使用せねばならない。防火対象物として、展示会場等で用いる展示用合板などがあり、防火物品である「防火合板」を使用せねばならない。防火合板の認定を受けたものは、販売時定められた表示をしなければならない。なお、認定手続きについては、下記に問い合わせること。

(財)日本防火協会

TEL : 03-3246-1661

<http://www.jfra.or.jp>

(4) 「労働安全衛生法」 （安衛法）

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

同法では、建築現場などで用いる「合板足場板」として、厚生労働大臣が定める規格を具備していなければならないことを規定している。詳細は附属資料・IIIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく表示

① 「消防法」

防火合板の認定を受けたものは、表面に「防火ラベル」を貼付する。また、裏側一面に、防火合板の目印となるように、「防火」の文字と商品名を記載しなければならない。但し、防火物品に防火ラベルを付する事ができる者は、消防庁長官に登録表示者として登録を受けた者に限られる。

詳細は(財)日本防火協会に問い合わせること。

(財)日本防火協会

TEL : 03-3246-1661

<http://www.jfra.or.jp>

(2) 法律に基づく任意表示

① 「農林物質の規格化および品質表示の適正化に関する法律」に基づく表示

：日本農林規格（JASマーク）

JAS 規格では、農林水産大臣が、農林物資の種類（品目）を指定し、酒類、医薬品等を除く、飲食料品、油脂、農産物、林産物、および水産物並びにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物質をいう。規格対象商品は 2009 年 12 月現在、66 品目 214 規格（うち、林産物は 11 品目、29 規格）が制定されており、規格の品位、成分、性能、生産方法などの品質に関する基準と表示に関する基準が決定されている。

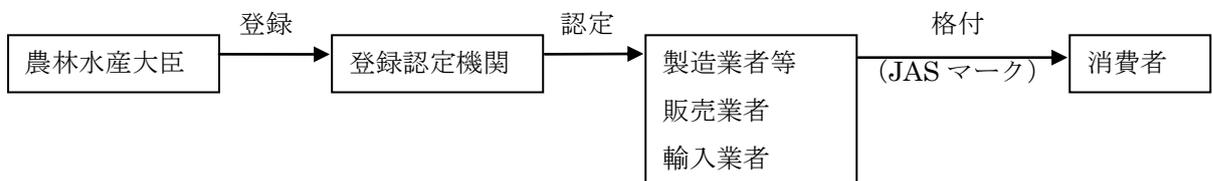
日本農林規格（JAS規格）では、接着の程度、含水率、温度変化に対する対候性、防虫、寸法等について規定している。合板のJAS規格は以下のとおり。

- ・普通合板
- ・コンクリート型枠用合板
- ・構造用合板
- ・天然木化粧合板
- ・特殊加工化粧合板

なお、2002年7月に、普通合板等のJAS規格の見直しが行われ、ホルムアルデヒドについての放散量と表示の基準が定められた。

JASマークの表示をするには、国内外の製材工場自身が登録認定機関に認定申請を行い、認定を受け、自ら規格に適合しているか格付を行う必要がある。格付の表示として、製材の規格ごとに、構造材の種類、等級、薬剤名、処理別などをJASマークとともに記載する内容が定められている。

JASによる格付の仕組み（JASマーク品ができるまで）



なお、2005年6月まで外国の登録認定機関については、その国にJAS制度と同等の制度が存することを求めていたが、法改正でその要件が廃止された。2009年12月現在、製材に関する外国登録認定機関は、9機関。

登録認定機関の一覧 [http://www.jasnet.or.jp/HP\(2009\)/6-ninteikikan/6.1.2.html](http://www.jasnet.or.jp/HP(2009)/6-ninteikikan/6.1.2.html)

JASマーク（合板）



詳細は、下記に問い合わせること。

(社) 日本農林規格協会

TEL : 03-3249-7120

<http://www.jasnet.or.jp>

(財)日本合板検査会 本部 TEL : 03-5776-2680

<http://www.jplic-ew.net/>

(合板に関する国内の登録格付・認定機関)

②「労働安全衛生法」

(社)合板仮設安全技術協会では、「規格合格標章制度」を行っている。この制度は、労働安全衛生法に基づいて定められた「合板足場板の規格」に適合した合板足場板に対し、同協会会員が規格に定める方法による試験、検査を行い、規格に適合したものに、当該ロットの製品に規格合格標章を付す制度である。標章には、寸法、材質、色、文字等が定められている。

また当該規格の適用対象とならない「エコ合板足場板」について、2007年に同協会が安全技術基準を定めた。エコ合板足場板とは、エコ木材（足場板の製造に供するユーカリ、カラマツ、ラジアタパイン又はこれらと同等以上の強度を有する木材をいう）の単板を表板、心板及びびそえ心板とし、これらをフェノール樹脂又はこれと同等以上の接着能力を有する接着剤により圧縮した足場板で、同協会会長の認定を受けたものをいう。詳細は、下記に問い合わせること。

(社)合板仮設安全技術協会 TEL : 03-3451-4710

<http://homepage3.nifty.com/gohan-anzen/>

表示例

合板足場板 規格合格品	合板仮設 58 安全技術協会 上
エコ足場板 基準適合品	合板仮設 19上 安全技術協会

(注) 凹刻印で上記の文字を入れる。数字と「上」は年期によって変わる。

③「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



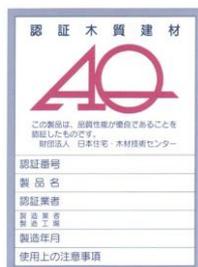
詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>
(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

① 優良木質建材等認証規定に基づく表示

(財)日本住宅・木材技術センターが、「優良木質建材等」の認証を行っている。新しい木質建材等について、品質性能等を客観的に評価・認証し、認証製品にはAQマークを表示することとしている。合板のうち、防腐防蟻処理構造用合板が同認証規定の対象となっている。



② 全木連ホルムアルデヒド放散等級表示

<木質材料に関するホルムアルデヒド放散等級表示の登録制度の概要>

シックハウス対策に係る「建築基準法」の改正に対応して、木材産業全般に関わる業界団体である社団法人全国木材組合連合会（全木連）が、住宅内装・建具・家具等に使用される木質材料の一部を対象として制定した登録制度である。

本登録制度は、適用製品に該当する木質材料について、構成する材料（基材、接着剤等）のホルムアルデヒド放散等級等をあらかじめ全木連が提出書類により確認し、登録された木質材料については、「全木連ホルムアルデヒド放散等級表示」を行うことができる。この表示マークには、登録業者が、表示の名称、ホルムアルデヒド放散

等級、登録番号、登録業者名、製造年月日またはロット番号および問合せ先の6項目を表示し、全木連が確認した事項の再確認が省略できることにより、材料の審査と取引における単純化と公正化が図られるものである。

適用製品は下記のとおり。

1. 木材のひき板、単板、小片等を非ホルムアルデヒド系接着剤により板状に成型したもの（合板、フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、繊維板、パーティクルボードを除く）
2. 上記1. を基材として、表面に二次加工したもの
3. 木材のひき板、単板、小片等をホルムアルデヒド系接着剤により板状に成型したものであって、国土交通大臣の認定を受けたものを基材として、二次加工したものの構造用パネル、集成材、単板積層材の JAS マーク表示品の表面に二次加工したもの（加工後の製品が JAS 規格に該当するものを除く）

4. 所轄官庁・関連団体等

合板一般：

農林水産省 林野庁 林政部 木材課

TEL：03-3502-8111(代) <http://www.rinya.maff.go.jp>

建築基準法：

国土交通省 住宅局 建築指導課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

消防法：

総務省 消防庁 危険物保安課

TEL：03-5253-5111(代) <http://www.fdma.go.jp>

労働安全衛生法：

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

AQマーク：

(財)日本住宅・木材技術センター認証部

TEL：03-3589-1797 <http://www.howtec.or.jp/>

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)：

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課

TEL：03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp/>

Ⅲ－３ 紙

HS番号	品目	主要関連法規
4801	新聞用紙	
4802	筆記用、印刷用、グラフィック用の非塗工の紙	消費生活用製品安全法
4803	紙タオル、紙ナプキン	薬事法 食品衛生法 家庭用品品質表示法
4804	クラフト紙	消費生活用製品安全法
4806	耐脂紙、トレーシングペーパー、透明または半透明の光沢紙	消費生活用製品安全法
4807	接着剤で張り合わせた紙	消費生活用製品安全法
4808	コルゲート加工、ちりめん加工、しわ付け、型押し、せん孔した紙	消費生活用製品安全法
4809	カーボン紙	消費生活用製品安全法
4810	塗工された紙	消費生活用製品安全法

1 輸入時の規制

紙製品を輸入する際には、原則的に法規制はない。ただし紙タオル類のうち、ウェットティッシュなどについては「薬事法」の規制がかかる場合もある。また、キッチンタオル等、食品に直接触れるものについては、「食品衛生法」の規制を受ける。

(1) 「薬事法」

この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制を行い、医療上特にその必要性が高い医薬品および医療機器の研究開発促進を図り、保健衛生の向上を図ることを目的としている。

用途や使用している薬剤により薬事法の対象となるものを業として輸入・販売する場合には以下の手続きが必要である。

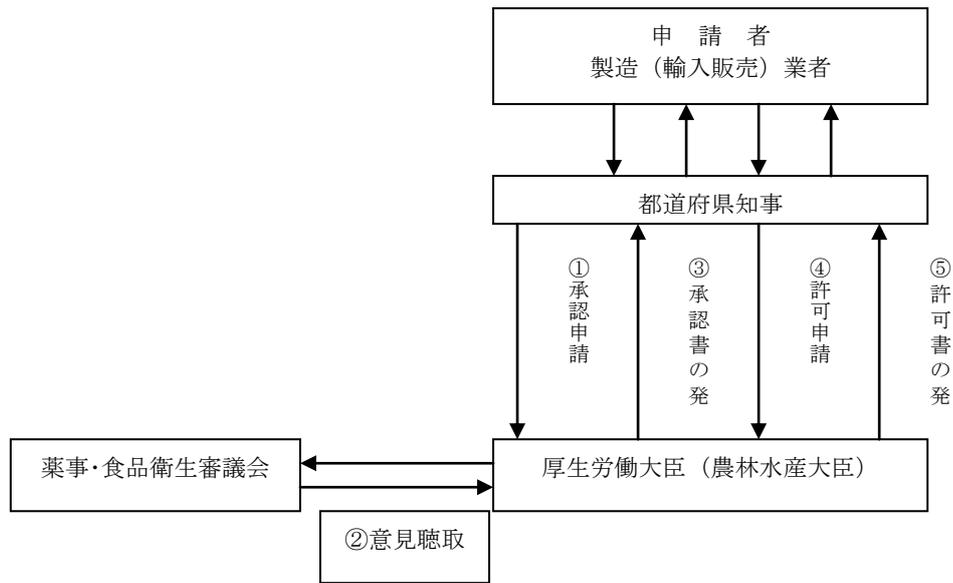
① 輸入販売業許可の取得

医薬品や医療機器を業として輸入するには、医薬品の開発、製造、流通、使用と同様、営業所ごとに都道府県知事または厚生労働大臣による品目毎の許可が必要である。原則として営業所の所在地の都道府県の薬務主管課を通じて申請書を提出する。営業所の設備の基準に適合していることや、申請者が精神病や麻薬・覚醒剤の中毒者ではないこと、一定の資格をもつ管理者または責任技術者を置くこと等が条件となる。この許可は、営業所ごとに受けなければならないが、また一定期間ごとに許可の更新を受けなければならない。また、輸入業者が輸入後小分けを行う場合は、製造業の許

可を合わせてとる必要がある。

医薬品として扱われる紙タオル等を輸入するにあたっては、品目ごとの承認（品質、有効性、および安全性の評価）を取得することが必要である。なお、外国メーカーも製造承認申請を行うことができるが、外国製造承認取得者は、日本国内に政令で定めた基準に該当する国内管理人を置かなければならない。ただし、外国製造業者が医薬品等についての製造承認を直接取得すれば、当該品目を輸入しようとする輸入販売業者は改めて品目の承認を得る必要はない。

図表1 申請手続き



(2) 「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

同法により、食料などの輸入に際しては、その都度厚生労働大臣に届け出、検疫所で手続きが行われる。輸入検査に際しては、外国製食品への事前確認制度、特定食品の計画輸入制度、同一食品の継続的輸入の品目登録制度、輸出国公的検査機関制度、事前届出制度などにより手続きの簡素化・迅速化が図られている。

販売を目的としてキッチンタオル等の食品に直接接触する用途の用いる物を輸入する場合は、厚生労働省検疫所食品監視担当へ「食品輸入届出書」に必要な書類を添付して届け出なければならない。検疫所における審査・検査の後、食品衛生法上問題がなければ、届出書に「届出済み」印が押捺され、返却される。但し、輸入品で同法に違反する残留農薬や添加物が繰り返し発見された場合、包括的禁輸措置をとる方針で現在検討されている。詳細は検疫所に問い合わせること。

2. 販売時の規制

(1) 「食品衛生法」

同法により、有害・有毒な物質が含まれ、もしくは付着するなどして、人の健康を害うおそれのある器具・容器包装は、製造・輸入・販売・使用が禁止されている。紙タオル等を販売する際には、「食品衛生法」の規制を受ける。

(2) 「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として、2009年12月現在、90品目が指定されている。

紙タオルのうちティッシュペーパー、トイレットペーパーを国内販売する場合、同法に基づく品質表示が義務づけられている。

(3) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2009年12月現在、繊維製品35品目、合成樹脂加工品8品目、電気機械器具17品目、雑貨工業品30品目、合計90品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。

紙のうちティッシュペーパー、トイレットペーパーについては「雑貨工業品品質表示規定」に基づき寸法、枚数、表示者名と住所等を表示することが義務づけられている。更に、障子紙については、加えて製法と材料の表示が定められている。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に

寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照の上問い合わせること。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鉱工業品

加工技術

特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL: 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

紙に関する業界自主表示は特にないが、ウェットティッシュについては、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく自主基準として日本清浄紙綿類工業会が、安全衛生自主基準と適合マークを設けている。

4. 所轄官庁・関連団体等

食品衛生法:

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部

TEL: 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

家庭用品品質表示法:

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL: 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

薬事法:

厚生労働省 医薬局 総務課 (薬事法全般)

厚生労働省 医薬局 審査管理課（輸入承認手続き等）

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

消費生活用製品安全法 :

経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

Ⅲ－４ 生糸、絹織物

HS 番号	品目	主要関連法規
5002	生糸	
5004	絹糸	
5007	絹織物	家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類および不当表示防止法

1. 輸入時の規制

生糸の輸入には、農林水産大臣の承認が必要である。「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」は、2008年4月11日に廃止された。絹撚糸と絹織物の輸入は2005年1月より自由化された。

(1) 関税割当制度関係

生糸については、農林水産省が毎年の輸入許可数量を定めて輸入者の申請により割り当て、数量内の場合は一般税率（高税率）より低税率を適用する。関税割当の発表については、関税割当申請書の提出期限、申請者の資格、および添付書類その他の必要事項を「経済産業省公報」等に掲載して発表される。手続きの方法は、関税割当申請書に必要書類を添付して農林水産省に提出する。割当が決定すると、そのうち1通が関税割当証明書として交付される。

2. 販売時の規制

絹織物については、「家庭用品品質表示法」および「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の規制を受ける。

(1) 「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として、2009年12月現在、90品目が指定されている。

絹織物を販売する場合には、同法に基づく表示が義務づけられている。

(2) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（有害物質規制法）

この法律は、有害物質を含有する家庭用品に付いて、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護を目的としている。

厚生労働大臣は、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、これらに含有されて健康障害を引き起こすことが明らかな20種の化学物質を規制している（2009年12月現在）。

従って、家庭用品の製造・輸入業者は、製造輸入する家庭用品に含まれている化学物質に付いて、毒性などを十分考慮し健康障害の防止に努めなければならない。

同法により、皮膚障害をおこすおそれのある有害物質（ホルマリン、ディルドリン等）が基準以上検出されてはいけなると定められている。基準値以上の有害物質が摘出されたものは日本国内での販売が禁止されており、輸入品もこの適用を受ける。詳細は厚生労働省ホームページの「有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要」を参照。

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kijyun.html>

(3) 「不当景品類及びおよび不当表示防止法」 （景品表示法）

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および不当な表示による顧客の誘惑や私的な独占を禁止すること、および公正な取引・公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

絹織物を販売する場合には、同法に基づき、消費者に誤認を与えるような不当表示が禁止されており、不当な原産国表示についても規定が設けられている。原産国とは、その商品について実質的な変更をもたらす行為をした国を指し、ニット製品では製編織（リンクンキングも含む）、布帛製品では縫製をした国が原産国とみなされる。

(4) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2009年12月現在、繊維製品35品目、合成樹脂加工品8品目、電気機械器具17品目、雑貨工業品30品目、合計90品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。

絹織物を販売する場合には、同法に基づき、下記のような表示事項が定められている。

【繊維の組成】

使用されている繊維の名称を指定された用語を使用して表示する。また、各々の繊維のその製品に対する質量割合をパーセントで表し、混用率として表示する。

【家庭洗濯等取扱い方法】

適正な家庭洗濯等の取扱いについて、JIS L0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号およびその表示方法）に規定された取扱い絵表示を用いて表示する。

【表示者名】

表示に関する責任者の氏名または名称、および住所または電話番号を表示する。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鉱工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL: 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

①シルクマーク



絹 100%の絹織物に付けられる。国際絹業協会が絹製品の需要を伸ばすために制定した統一マークなので、国名以外は各国共通で、輸入品であってもこのマークが付けられる。日本では(社)日本絹業協会が窓口になっている。

4. 所轄官庁・関連団体等

家庭用品品質表示法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律：

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

不当景品類及び不当表示防止法：

総務省 公正取引委員会 経済取引局 取引部 消費者取引課

TEL：03-3581-5471(代) <http://www.jftc.go.jp>

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

シルクマーク：

(社)日本絹業協会

TEL：03-3214-1691 <http://www.silk-center.or.jp/>

Ⅲ－５ 合成繊維

HS 番号	品目	主要関連法規
5402	合成繊維長繊維糸	家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類および不当表示防止法
5404	合成繊維単繊維糸	家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類および不当表示防止法
5407	合成繊維長繊維織物	家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類および不当表示防止法
5512	合成繊維短繊維織物	家庭用品品質表示法有害物質規制法 不当景品類および不当表示防止法
5608	漁網（合成繊維性）	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律

1. 輸入時の規制

合成繊維を輸入する際には、原則的に規制はない。漁網の輸入に際しては、「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」の対象となる場合がある。

(1) 「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」（化審法）

この法律は、難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造または輸入に際し、事前にその化学物質の難分解性などを審査する制度を設立し、更にその有する性状などに応じ、化学物質の製造、輸入、使用などについて必要な規制を行うことを目的としている。

同法の規定により、新規の化学物質を含む製品を輸入する場合は、事前に届出を厚生労働大臣、経済産業大臣および環境大臣に提出し、規制対象に指定されている化学物質が含まれている場合は輸入禁止などの規制を受ける。審査後規制対象に該当しないと判断されれば輸入できる。詳しい手続きについては、所轄官庁へ問い合わせること。

既存化学物質名簿に記載されている化学物質および新規化学物質としてその名称が官報により公表されている化学物質に該当する化学物質は自由に輸入することができる。ただし、輸入に際しては、当該物質に係わる官報告示の類別や整理番号を輸入申告書またはインボイスに記入しなければならない。詳細は附属資料-II を参照。

漁網の中で、同法の第一種特定化学物質である「ビス（トリブチルスズ）＝オキシド」（TBTO）を使用した漁網は、輸入禁止となっている。また同じく TBTO を使用した塗料（貝類、藻類その他の水中生物の付着防止用のものに限る）、防腐剤およびカビ防止剤

は、漁網と同様に輸入禁止である。

2. 販売時の規制

合成繊維については、「家庭用品品質表示法」および「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の規制を受ける。

(1) 「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として、2009年12月現在、90品目が指定されている。

合成繊維を販売する場合には、同法に基づく表示が義務づけられている。

(2) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」 (有害物質規制法)

この法律は、有害物質を含有する家庭用品に付いて、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護を目的としている。

厚生労働大臣は、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、これらに含有されて健康障害を引き起こすことが明らかな20種の化学物質を規制している(2009年12月現在)。従って、家庭用品の製造・輸入業者は、製造輸入する家庭用品に含まれている化学物質に付いて、毒性などを十分考慮し健康障害の防止に努めなければならない。

同法により、皮膚障害をおこすおそれのある有害物質(ホルマリン、ディルドリン等)が基準以上検出されてはいけないと定められている。基準値以上の有害物質が摘出されたものは日本国内での販売が禁止されており、輸入品もこの適用を受ける。詳細は厚生労働省ホームページの「有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要」を参照。

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kijyun.html>

(3) 「不当景品類および不当表示防止法」 (景品表示法)

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および不当な表示による顧客の誘惑や私的な独占を禁止すること、および公正な取引・公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

合成繊維の糸や織物を販売する場合には、同法に基づき、消費者に誤認を与えるような不当表示が禁止されており、不当な原産国表示についても規定が設けられている。原産国とは、その商品について実質的な変更をもたらす行為をした国を指し、ニット製品では製編織(リンクングも含む)、布帛製品では縫製をした国が原産国とみなされる。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

①「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2009年12月現在、繊維製品35品目、合成樹脂加工品8品目、電気機械器具17品目、雑貨工業品30品目、合計90品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。

合成繊維製品を販売する場合には、同法に基づき、下記のような表示事項が定められている。

【繊維の組成】

製品に使用されている繊維の名称を指定された用語を使用して表示する。また、各々の繊維のその製品に対する質量割合をパーセントで表し、混用率として表示する。

【家庭洗濯等取扱い方法】

適正な家庭洗濯等の取扱いについて、JIS L0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号およびその表示方法）に規定された取扱い絵表示を用いて表示する。

【表示者名】

表示に関する責任者の氏名または名称、および住所または電話番号を表示する。

(2) 法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できることになった。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鉱工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jisa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

合成繊維に関する業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

化学物質の審査および製造等の規制に関する法律：

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

家庭用品品質表示法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp/>

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律：

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

不当景品類および不当表示防止法：

総務省 公正取引委員会 経済取引局 取引部 消費者取引課

TEL : 03-3581-5471(代) <http://www.jftc.go.jp>

Ⅲ－６ 編物、織物

HS 番号	品目	主要関連法規
5801	パイル織物、シェニール織物	家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類および不当表示防止法
5802	テリータオル地、テリー織物	家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類および不当表示防止法
5804	チュール、レース	家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類および不当表示防止法
5805	ゴブラン織物、フランダース織物、つづれ織物	家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類および不当表示防止法
5806	細幅織物	家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類および不当表示防止法
6001	パイル編物（メリヤス編みまたはクロセ編みに限る）	家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類および不当表示防止法
6002 6003 6004 6005 6006	メリヤス編物、クロセ編物	家庭用品品質表示法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 不当景品類および不当表示防止法

1. 輸入時の規制

編物・織物を輸入する際に規制はない。

2. 販売時の規制

編物・織物の販売については、「家庭用品品質表示法」および「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の規制を受ける。

(1) 「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として、2009年12月現在、30品目が指定されている。

合成繊維を販売する場合には、同法に基づく表示が義務づけられている。

(2) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」 (有害物質規制法)

この法律は、有害物質を含有する家庭用品について、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護を目的としている。

厚生労働大臣は、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、これらに含有されて健康障害を引き起こすことが明らかな 20 種の化学物質を規制している (2009 年 12 月現在)。従って、家庭用品の製造・輸入業者は、製造輸入する家庭用品に含まれている化学物質について、毒性などを十分考慮し健康障害の防止に努めなければならない。

同法により、皮膚障害をおこすおそれのある有害物質 (ホルマリン、ディルドリン等) が基準以上検出されてはいけないと定められている。基準値以上の有害物質が抽出されたものは日本国内での販売が禁止されており、輸入品もこの適用を受ける。詳細は厚生労働省ホームページの「有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要」を参照。<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kijyun.html>

(3) 「不当景品類および不当表示防止法」 (景品表示法)

この法律は、商品および役務の取引に関連し、不当な景品類および不当な表示による顧客の誘惑や私的な独占を禁止すること、および公正な取引・公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護することを目的としている

編み物、織物を販売する場合には、同法に基づき、消費者に誤認を与えるような不当表示が禁止されており、不当な原産国表示についても規定が設けられている。原産国とは、その商品について実質的な変更をもたらす行為をした国を指し、ニット製品では製編織 (リンクングも含む)、布帛製品では縫製をした国が原産国とみなされる。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品 (2009 年 12 月現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目) に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。

合成繊維製品を販売する場合には、同法に基づき、下記のような表示事項が定められている。

【繊維の組成】

製品に使用されている繊維の名称を指定された用語を使用して表示する。また、各々の繊維のその製品に対する質量割合をパーセントで表し、混用率として表示する。

【家庭洗濯等取扱い方法】

適正な家庭洗濯等の取扱いについて、JIS L0217 (繊維製品の取扱いに関する表示記号およびその表示方法) に規定された取扱い絵表示を用いて表示する。

【表示者名】

表示に関する責任者の氏名または名称、および住所または電話番号を表示する。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

- ・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL: 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

編物、織物に関する業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

家庭用品品質表示法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律：

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

不当景品類および不当表示防止法：

総務省 公正取引委員会 経済取引局 取引部 消費者取引課

TEL：03-3581-5471(代) <http://www.jftc.go.jp>

Ⅲ－７ 紡織用繊維

HS 番号	品目	主要関連法規
5602	フェルト	外国為替および外国貿易法 鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律 家畜伝染病予防法 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 消防法
5911	紡織用繊維 (技術的用途に供 されるもの)	外国為替および外国貿易法 鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律 家畜伝染病予防法 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律

1. 輸入時の規制

紡織用繊維を輸入する際には、原則的に規制はない。ただし製品の一部に「ワシントン条約」に該当する動物の毛または植物の繊維を用いたものは、経済産業大臣の「輸入承認証」等の確認書類を要す。

(1) 「外国為替および外国貿易法」(外為法)「輸入貿易管理令」

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われる事を基本とし、対外取引に必要最小限の管理または調整を行うことにより、対外取引の正常な発展を期し、国際収支の均衡および我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

同法による輸入割当て制度は、貨物数量または金額を国内の需要などに基づき、輸入者または需要者に割り当てるもので、年1回経済産業省の経済産業公報で発表される。

輸入管理下にある輸入割当て品目は、非自由化品目、「ワシントン条約」附属書-Iに掲げる種に属する動植物、およびオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の附属書に掲げる貨物である。

動物の毛を使った紡織用繊維の輸入に際しては、場合によって「外国為替および外国貿易法」、「鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律」および「家畜伝染病予防法」の規制を受ける。

「ワシントン条約」に基づき、外為法の輸入貿易管理令では、ワシントン条約の附属書に掲載される野生動植物およびそれらを原材料とする製品を輸入規制の対象としている(規制内容は下記A~Cのとおり)。詳細は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に照会すること。

「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)

この条約は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的とする。日本は1980年11月に加盟した。

その附属書I~IIIに掲げられた動植物およびその製品等の国際取引に際しては、その生物を絶滅させる危険がない等の一定条件の下に発給される輸出許可書(再輸出の場合は本条約に則って輸入されたものである旨の証明書)等を輸出国の当局から取得し、輸入国の当局に提出しなければならないことになっている。

同条約の規制の対象となるのは附属書に掲載されている野生動植物である。生死を問わず、また全体・部分を問わず、対象物の加工品は、輸入が禁止もしくは規制の対象となっている。ただし、商業取引のため人工的な飼育により繁殖させたもの(養殖動物)については、この旨の証明書があれば商業取引も可能となっている。特に、同条約の中で留意すべき野生動物の種類は次の通りである。

ロシア産	リンクス
中国産	レオパードキャット
カナダ産	コヨーテ、ボブキャット、リンクスキャット、リンクス
ノルウェー産	アザラシ、オットセイ

規制の対象品目以外のものを輸入する場合も、それを証明する書類が必要である。詳細は経済産業省貿易経済協力局貿易審査課に照会のこと。

A.附属書-I(絶滅のおそれのある動植物)

953種(2009年12月現在)で、商業目的での国際的取引は原則的に禁止。輸入割当品目に指定されていて、輸出入両国政府の許可証を必要とし、日本の場合、経済産業大臣の輸入割当を受けなければならない。

B.附属書-II(国際取引を厳しい規制の下におかないと絶滅のおそれのある動植物)

33,078種(2009年12月現在)で、輸出国政府または公的機関が発行した輸出許可書・再輸出証明書を関税に提出しなければならない。

C.附属書-III(締結国が国内的な規制措置の対象とするもので、他の締結国の協力を必要とする動植物)

171種(2009年12月現在)で、輸出国政府または公的機関が発行した輸出許可書・原産地証明書の原本・加工証明書が必要となる。

(2)「鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律」

この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護および狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活

環境の保全および農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保および地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

同法に基づき動物の毛を使った紡織用繊維を輸入する際には、輸出国政府機関発行の輸出許可証または適法捕獲証明書を添付しなければならない。

(3) 「家畜伝染病予防法」

この法律は、家畜の伝染性疾患の発生を予防し、およびまん延を防止することにより、畜産の振興を目的としている。

同法に基づき、国内における家畜の伝染性疾患の予防措置等について規定するとともに、動物および畜産物の国際流通に起因する家畜の伝染性疾患の伝播防止のために輸出入検疫制度を設けている。

家畜の届け出伝染病の指定等に際しては、厚生労働大臣は公衆衛生の見地からの意見をきかなければならない。

同法により、家畜の伝染病を国内に持ち込むことを防ぐため、動物の骨肉卵皮毛類（指定検疫物）を輸入する場合には輸出国の政府機関（わが国の動物検疫所にあたる）により発行された「検査証明書」（家畜の伝染性疾患の病原体を広げる恐れがないことを確認する証明書）が必要となる。十分な動物検疫が実施できる特定の海港・空港のみが輸入港として認められており、貨物到着後、動物検疫所に「輸入検査申請書」に輸出国政府機関発行の「検査証明書」を添えて提出し、書類審査、現物検査等を経て、検疫所から「輸入検疫証明書」の交付を受ける。検査の結果不合格になった場合は、焼却・積戻しなどの命令が出される。詳細は農林水産省消費安全局動物衛生課に問い合わせること。

2. 販売時の規制

(1) 「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」（種の保存法）

この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている（総則より）。

動物の毛を使った紡織用繊維の販売に際しては、場合によって同法の規制を受ける。同法は絶滅のおそれのある種の保存を図る体系的な制度であり、国内希少野生動植物種82種、国際種677種（2009年12月現在）を指定し、毛皮あるいはそれから作られた製品は、以下の場合を除き、販売・譲渡が禁止された。ただし、「ワシントン条約」附属書Iに属している種でも、過去に輸入された商品の場合は、正規の登録手続きがとられれば、国内流通は可能である。

- ・ 環境大臣が必要を認め、許可したもの。
- ・ 環境省の指定登録機関である(財)自然環境研究センターが商業目的で繁殖された野性

動植物として登録したもの。

同法の適用を受ける毛皮を販売する場合、環境省野生生物課条約法令係に通関時の輸入承認書と申請書などを添えて届け出、登録カードを作成しなければならない。また、以後の譲渡はこのカードと共に行う（手続きの詳細については(財)自然環境研究センターに照会すること）。

(財)自然環境研究センター CITES管理事業部

TEL : 03-5824-0953 <http://www.jwrc.or.jp/>

(2) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(有害物質規制法)

この法律は、有害物質を含有する家庭用品に付いて、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護を目的としている。

厚生労働大臣は、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、これらに含有されて健康障害を引き起こすことが明らかな 20 種の化学物質を規制している(2009年12月現在)。従って、家庭用品の製造・輸入業者は、製造輸入する家庭用品に含まれている化学物質に付いて、毒性などを十分考慮し健康障害の防止に努めなければならない。

床用敷物として使用されるものは、同法により皮膚障害をおこすおそれのある有害物質(ホルマリン、ディルドリン等)が基準以上検出されてはいけなると定められている。基準値以上の有害物質が抽出されたものは日本国内での販売が禁止されており、輸入品もこの適用を受ける。詳細は厚生労働省ホームページの「有害物質を含有する家庭用品の規制基準概要」を参照。<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kijyun.html>

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「家庭用品品質表示法」

同法に基づき、製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品(2009年12月現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目)に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。

紡織用繊維を販売する場合には、同法に基づき、下記のような表示事項が定められている。

【繊維の組成】

製品に使用されている繊維の名称を指定された用語を使用して表示する。また、各々の繊維のその製品に対する質量割合をパーセントで表し、混用率として表示する。

【家庭洗濯等取扱い方法】

適正な家庭洗濯等の取扱いについて、JIS L0217(繊維製品の取扱いに関する表示記号およびその表示方法)に規定された取扱い絵表示を用いて表示する。

【表示者名】

表示に関する責任者の氏名または名称、および住所または電話番号を表示する。

②「消防法」

防災表示は、同法に定められた防災性能基準に従って、残炎時間、残じん時間等を測定し、基準に合格することが必要である。

審査に合格した防災物品には防災ラベル、防災製品には防災製品ラベルが付され、(財)日本防災協会がこのラベルの交付業務を行っている。なお防災物品に防災ラベルを付することのできる者は、消防庁長官によって「登録表示者」として登録を受けた者に限られている。

防災の認定を受けたフェルトは、「防災ラベル」を貼付することが義務づけられている。詳細は(財)日本防災協会に問い合わせること。

(財)日本防災協会

TEL : 03-3246-1661

<http://www.jfra.or.jp>

防災ラベル



(2) 法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣 に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページ参照。

- ・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鉱工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

紡織用繊維に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

外国為替および外国貿易法（輸入貿易管理令）：

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律：

環境省 自然環境局 野生生物課 条約法令係

TEL : 03-3581-3351(代) <http://www.env.go.jp>

家畜伝染病予防法：

農林水産省 消費安全局 動物衛生課

TEL : 03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp>

家庭用品品質表示法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律：

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

IV 産業機械

IV-1 食品機械

HS 番号	品目	主要関連法規
8419	温度変化による方法による材料を処理する機器	電気用品安全法 食品衛生法 労働安全衛生法
8421	遠心分離機、液体気体のろ過機、清浄機	電気用品安全法 食品衛生法 労働安全衛生法
8433	脱穀機、農産物の清浄用、分類用、格付け用の機械	電気用品安全法 食品衛生法 労働安全衛生法
8437	種、穀物、乾燥した豆の清浄用、分類用、格付け用、加工用の機械	電気用品安全法 食品衛生法 労働安全衛生法
8438	飲食料品の調製業用、製造業用の機械	電気用品安全法 食品衛生法 労働安全衛生法
8434	搾乳機、酪農機械	電気用品安全法 食品衛生法 労働安全衛生法
8435	飲料製造用のプレス、破砕機	電気用品安全法 食品衛生法 労働安全衛生法
8479	動物性、植物性の油脂の抽出用、調製用の機械	電気用品安全法 食品衛生法 労働安全衛生法

1. 輸入時の規制

食品機械を輸入する際には、「電気用品安全法」および「食品衛生法」で器具としての規制を受ける。

(1) 「電気用品安全法」(電安法)

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり(第3条)、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある(第8条)。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全115種(2009年12月現在)を「特定電気用品」と定義し(第2条第2項、それ以外

のもの全 339 種は特定電気用品以外の電気用品に指定されている。) 当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない(第 9 条)。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合(第 8 条)、検査記録の作成保存(第 8 条)および表示(第 10 条)が義務づけられている。

登録検査機関一覧。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

詳細は附属資料・I V および 3. 表示方法を参照。

① 事業の届出

特定電気用品以外の「電気用品」を製造・輸入事業を行う者は事業開始の日から 30 日以内に以下の事項を経済産業大臣に届けなければならない。

- ・ 氏名(名称)、住所、代表者氏名(法人の場合)
- ・ 電気用品の「形式の区分」
- ・ 当該電気用品の製造事業者の氏名(名称)と住所(輸入業者の場合)

② 技術基準の適合義務

届出業者が、適合性検査証明書の交付を受けた特定以外の電気用品を輸入する場合、その電気用品は経済産業省令で定められた技術基準の適合するものであることが義務付けられている。この義務に違反した場合は、検査の方法等について改善命令が適用されたり、1 年以内の期限で表示の禁止が適用されたり、当該電気用品の回収命令等の危険等防止命令が適用されることがある。

③ 検査等の義務

届出業者は、輸入する特定以外の電気用品が技術水準に適合しているかどうか検査し、その検査記録を作成し、保存しておく義務がある。また、検査記録の保存期間は 3 年間である。

※ 輸入品については、当該検査について、自ら行わずとも外国製造業者に依頼し、検査を行い、検査記録を取得し、技術基準適合性について輸入事業者が確認を行っている場合は、検査の実施および記録の保存についての義務は履行したものとみなされる。したがって、届出業者が輸入事業者の場合はこの方法による。

(2) 「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

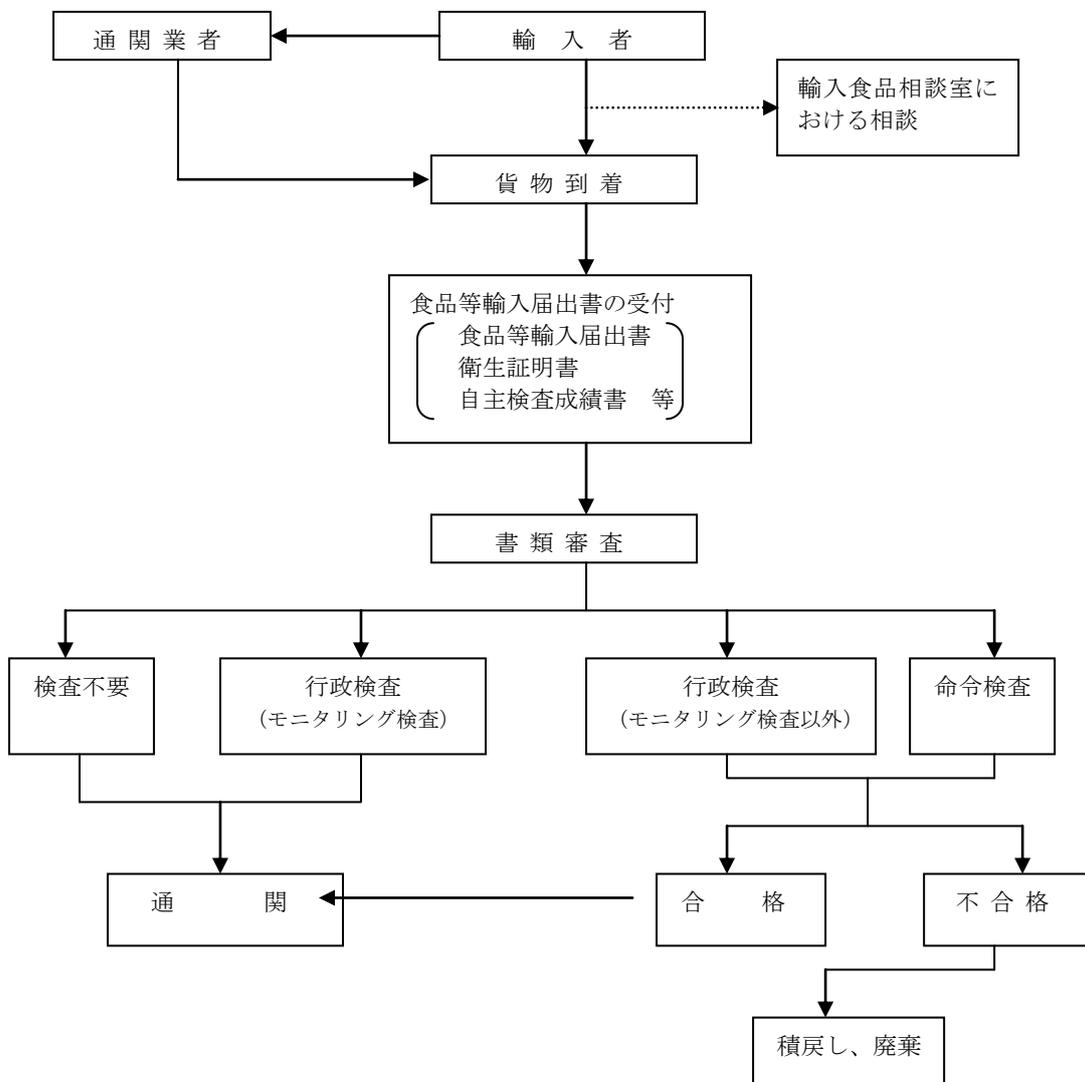
同法により、食料などの輸入に際しては、その都度厚生労働大臣に届け出、十分な検疫が実施できる特定の海空港の検疫所で手続きが行われる。輸入検査に際しては、外国製食品への事前確認制度、特定食品の計画輸入制度、同一食品の継続的輸入の品目登録制度、

輸出国公的検査機関制度、事前届出制度などにより手続きの簡素化・迅速化が図られている。

同法により、有害・有毒な物質が含まれ、もしくは付着するなどして、人の健康を害うおそれのある器具・容器包装は、製造・輸入・販売・使用が禁止されている。また「器具・容器包装の規格・基準」が定められている。この基準は「原材料一般の規格」、「原材料の材質別規格」、「製造基準」、「乳・乳製品等の容器包装等の規格」からなっている。

事前に厚生労働大臣指定の国内検査機関、或いは登録されている国外検査機関において自主的に検査をしておくと、その結果は検疫所の行う衛生検査と同等に取り扱われ、衛生検査（溶出検査）が省略されるため、輸入手続きが迅速に行われる。手続きの流れは下図のとおりである。

図表1 「食品衛生法」に基づく輸入検査手続き



2. 販売時の規制

(1) 「電気用品安全法」 : PSE マーク

届出事業者が特定電気用品以外の「電気用品」を販売するためには、技術基準適合義務、検査義務等を履行し、その「電気用品」に経済産業省令で定める方式による表示を付すことが必要である。ただし、2007年12月から電気用品安全法の改正法が施行され、旧「電気用品取締法」の表示がある電気用品はPSEマークが不要になった。

(2) 「食品衛生法」

同法により、有害・有毒な物質が含まれ、もしくは付着するなどして、人の健康を害うおそれのある器具・容器包装は、製造・輸入・販売・使用が禁止されている。

(3) 「労働安全衛生法」 (安衛法)

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進する事を目的とする。

具体的には危険な作業を必要とする機械等について、これを製造し、輸入し、または設置・使用する者に対して、製造許可、検査・検定、構造規格への適合等が義務づけられている。(第37条、38条、42条、44条の2)。

同法に基づく機械一般の安全基準である「防護のための措置」について、工作機械と同様に規制があるほか、製造工程において使用する「圧力容器」については、「ボイラーおよび圧力容器安全規則」の規定に適合するものでなければならない。詳細は附属資料-IIIを参照。

① 一般安全基準

動力で駆動される機械等で、車軸に付属する止め金具が突出しているものや、ベルト覆いがないものについては、防護のための措置をしなければ、譲渡し、貸与してはならない。

② 圧力容器の規制

蒸気釜等の圧力容器を有する食品機械は「ボイラーおよび圧力容器安全規則」の規定に適合しなければならない。ゲージ圧力、内容積等により取り扱いが異なる。詳細については、都道府県労働基準局安全課に問い合わせること。

(i) 第一種圧力容器

特定機械等の対象機械であるので、都道府県労働基準局長の検査を受けなければならない。

(ii) 第二種圧力容器、小型圧力容器

個別検定の対象機械であるので、個別検定代行機関による検定を受けなければならない。

(4) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集および提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2009年4月1日より、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目について「長期使用製品安全点検制度」が義務付けられ、ビルトイン式電気食器洗機は対象品目になった。詳細は附属資料V Iを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

①「電気用品安全法」：PSE マーク

製造または輸入を行う届け出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。ただし、2007年12月から電気用品安全法の改正法が施行され、旧「電気用品取締法」の表示がある電気用品はPSE マークが不要になった。詳細は附属資料・IVを参照。



- ・ 特定電気用品以外の電気用品に表示が義務付けられるマーク
- ・ 届出事業者名
- ・ 定格等(技術基準において規定される)

(2) 法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準（ISO／IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

- ・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

① 安全認証マーク：Sマーク

国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度がある。2009年12月現在(財)電気安全環境研究所(JET)、(財)日本品質保証機構(JQA)など14の登録検査機関がある(外国登録検査機関を含む)。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは(財)電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述二機関のマーク例を下記する。詳細は附属資料-IVを参照。登録検査機関一覧。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm



4. 所轄官庁・関連団体等

電気用品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

食品衛生法：

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

労働安全衛生法：

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

S マーク：

(財)電気製品認証協議会

TEL: 03-5510-3211 <http://www.s-ninsho.com/>

JQAマーク：

(財)日本品質保証機構 (JQA)

TEL：03-6212-9001 <http://www.jqa.or.jp>

JETマーク：

(財)電気安全環境研究所 (JET) 電気製品安全センター

TEL：03-3466-9203 <http://www.jet.or.jp>

(社)日本包装機械工業会

TEL：03-6222-2275 <http://www.jpmma.or.jp/>

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

IV-2 包装機械

HS 番号	品目	主要関連法規
8422	内装機械、外装・荷作り機械	電気用品安全法 食品衛生法 労働安全衛生法

1. 輸入時の規制

包装機械を輸入する際には、電気用品安全法の規制を受ける。食品を包装する機械に関しては「食品衛生法」で「器具」としての規制を受ける。

(1) 「電気用品安全法」 (電安法)

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり(第3条)、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある(第8条)。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全115種(2009年12月現在)を「特定電気用品」と定義し(第2条第2項、それ以外のもの全339種は特定電気用品以外の電気用品に指定されている。)当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない(第9条)。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合(第8条)、検査記録の作成保存(第8条)および表示(第10条)が義務づけられている。

登録検査機関一覧。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

詳細は附属資料-IV および3. 表示方法を参照。

(2) 「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

同法により、食料などの輸入に際しては、その都度厚生労働大臣に届け出、十分な検疫が実施できる特定の海空港の検疫所で手続きが行われる。輸入検査に際しては、外国製食品への事前確認制度、特定食品の計画輸入制度、同一食品の継続的輸入の品目登録制度、輸出国公的検査機関制度、事前届出制度などにより手続きの簡素化・迅速化が図られている。

同法により、有害・有毒な物質が含まれ、もしくは付着するなどして、人の健康を害

うおそれのある器具・容器包装は、製造・輸入・販売・使用が禁止されている。また「器具・容器包装の規格・基準」が定められている。この基準は「原材料一般の規格」、「原材料の材質別規格」、「製造基準」、「乳・乳製品等の容器包装等の規格」からなっている。

事前に厚生労働大臣指定の国内検査機関、或いは登録されている国外検査機関において自主的に検査をしておく、その結果は検疫所の行う衛生検査と同等に取り扱われ、衛生検査（溶出検査）が省略されるため、輸入手続きが迅速に行われる。手続きの流れは本ハンドブックⅣ－1 食品機械の項を参照のこと。

2. 販売時の規制

(1) 「食品衛生法」

同法により、有害・有毒な物質が含まれ、もしくは付着するなどして、人の健康を害うおそれのある器具・容器包装は、製造・輸入・販売・使用が禁止されている。

(2) 「電気用品安全法」

届出事業者が特定電気用品以外の「電気用品」を販売するためには、技術基準適合義務、検査義務等を履行し、その「電気用品」に経済産業省令で定める方式による表示を付すことが必要である。

(3) 「労働安全衛生法」（安衛法）

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

具体的には危険な作業を必要とする機械等について、これを製造し、輸入し、または設置・使用する者に対して、製造許可、検査・検定、構造規格への適合等が義務づけられている。（第 37 条、38 条、42 条、44 条の 2）。

同法に基づく機械一般の安全基準である「防護のための措置」について、工作機械と同様に規制がある。

① 一般安全基準

動力で駆動される機械等で、車軸に付属する止め金具が突出しているものや、ベルト覆いがないものについては、防護のための措置をしなければ、譲渡し、貸与してはならないと規定されている。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「電気用品安全法」：PSE マーク

製造または輸入を行う届け出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。ただし、2007年12月から電気用品安全法の改正法が施行され、旧「電気用品取締法」の表示がある電気用品はPSE マークが不要になった。詳細は附属資料-IV を参照。



- ・ 特定電気用品以外の電気用品に表示が義務付けられるマーク
- ・ 届出事業者名
- ・ 定格等(技術基準において規定される)

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鋳工業品

加工技術

特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

①日本包装機械工業会 : PASS マーク

(社)日本包装機械工業会の「安全推進委員会」では、包装機械の安全性を確保するために安全衛生基準を定め、包装機械がこの基準の水準に到達しているか検査を行っている。検査には 1)新規検査、2)更新検査、3)変更検査、4)形式認定が原則である。この検査に合格した機械に対して検査合格証が発行され、検査合格シール (PASS マーク) を表示できる。

②安全認証マーク : S マーク

国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度がある。2009年12月現在(財)電気安全環境研究所(JET)、(財)日本品質保証機構(JQA)など14の登録検査機関がある(外国登録検査機関を含む)。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは(財)電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述二機関のマーク例を下記する。詳細は附属資料-IVを参照。登録検査機関一覧。

[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm)

[htm](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm)

JQAマーク



JETマーク



4. 所轄官庁・関連団体等

食品衛生法 :

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

電気用品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

労働安全衛生法：

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

S マーク：

(財)電気製品認証協議会

TEL: 03-5510-3211 <http://www.s-ninsho.com/>

PASSマーク：

(社)日本包装機械工業会

TEL:03-6222-2275 <http://www.jpmma.or.jp>

JQAマーク：

(財)日本品質保証機構 (JQA)

TEL：03-6212-9001 <http://www.jqa.or.jp>

JETマーク：

(財)電気安全環境研究所 (JET) 電気製品安全センター

TEL：03-3466-9203 <http://www.jet.or.jp>

IV-3 製本用機械

HS 番号	品目	主要関連法規
8208	機械用ナイフ	
8440	製本用機械	電気用品安全法
8441	切断機、紙の成形用機械	電気用品安全法
8443	印刷機	
8452	ミシン針	
8453	革加工機	
8472	事務用ステープル打ち機	電気用品安全法

1. 輸入時の規制

製本用機械を輸入する際には、電気用品安全法の規制の対象となるものがある。

(1) 「電気用品安全法」(電安法)

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり(第3条)、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある(第8条)。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全115種(2009年12月現在)を「特定電気用品」と定義し(第2条第2項、それ以外のもの全339種は特定電気用品以外の電気用品に指定されている。)当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書を受け、これを保存しなければならない(第9条)。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合(第8条)、検査記録の作成保存(第8条)および表示(第10条)が義務付けられている。

登録検査機関一覧。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

詳細は附属資料-IVおよび3.表示方法を参照。

製本用機械のうち、コレクター(本の端をそろえるための機械)、紙とじ機、穴あけ機等は政令において特定電気用品以外の「電気用品」として定められている。それらを輸入販売しようとする業者は、技術基準適合義務(自己確認)と製造者名等やマークの表示義務がある。

① 事業の届出

特定電気用品以外の「電気用品」を製造・輸入事業を行う者は事業開始の日から 30 日以内に以下の事項を経済産業大臣に届けなければならない。

- ・ 氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）
- ・ 電気用品の「形式の区分」
- ・ 当該電気用品の製造事業者の氏名（名称）と住所（輸入業者の場合）

② 技術基準の適合義務

届出業者が、適合性検査証明書の交付を受けた特定以外の電気用品を輸入する場合、その電気用品は経済産業省令で定められた技術基準の適合するものであることが義務付けられている。この義務に違反した場合は、検査の方法等について改善命令が適用されたり、1 年以内の期限で表示の禁止が適用されたり、当該電気用品の回収命令等の危険等防止命令が適用されることがある。

③ 検査等の義務

届出業者は、輸入する特定以外の電気用品が技術水準に適合しているかどうか検査し、その検査記録を作成し、保存しておく義務がある。また、検査記録の保存期間は 3 年間である。

2. 販売時の規制

製本用機械の販売に際しては、原則的に規制はない。ただし上記機器については、電気用品安全法に基づく安全基準の表示等について法的規制を受ける。

(1) 「電気用品安全法」

届出事業者が特定電気用品以外の「電気用品」を販売するためには、技術基準適合義務、検査義務等を履行し、その「電気用品」に経済産業省令で定める方式による表示を付すことが必要である。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「電気用品安全法」：PSE マーク

製造または輸入を行う届け出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。ただし、2007 年 12 月から電気用品安全法の改正法が施行され、旧「電気用品取締法」の表示がある電気用品は PSE マークが不要になった。詳細は附属資料・IV を参照。



- ・ 特定電気用品以外の電気用品に表示が義務付けられるマーク
- ・ 届出事業者名
- ・ 定格等（技術基準において規定される）

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鋳工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

- ・ 新 JIS マーク

鋳工業品

加工技術

特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL: 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

① 安全認証マーク：Sマーク

国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度がある。2009年12月現在(財)電気安全環境研究所(JET)、(財)

日本品質保証機構(JQA)など 14 の登録検査機関がある(外国登録検査機関を含む)。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは(財)電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述二機関のマーク例を下記する。詳細は附属資料-IV を参照。登録検査機関一覧。

[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm)

[htm](#)

JQAマーク



JETマーク



4. 所轄官庁・関連団体等

電気用品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

S マーク：

(財)電気製品認証協議会

TEL: 03-5510-3211 <http://www.s-ninsho.com/>

JQAマーク：

(財)日本品質保証機構 (JQA)

TEL : 03-6212-9001 <http://www.jqa.or.jp>

JETマーク：

(財)電気安全環境研究所 (JET) 電気製品安全センター

TEL : 03-3466-9203 <http://www.jet.or.jp>

IV-4 工作機械

HS 番号	品目	主要関連法規
8458	旋盤	労働安全衛生法
8459	フライス盤	労働安全衛生法
8460	研削盤	労働安全衛生法
8461	平削り盤	労働安全衛生法
8462	鍛造機	労働安全衛生法

1. 輸入時の規制

工作機械を輸入する際には、原則的に規制はない。

2. 販売時の規制

研削盤の販売に際しては、「労働安全衛生法」に基づく「自己認証の対象機械」としての法的規制を受ける。その他の工作機械については、原則的に規制はない。ただし、「工業標準化法」で、工作機械および機械加工に付随させる安全防護装置および安全防護対策に関する一般的事項について規定している。

(1) 「労働安全衛生法」(安衛法)

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

具体的には危険な作業を必要とする機械等について、これを製造し、輸入し、または設置・使用する者に対して、製造許可、検査・検定、構造規格への適合等が義務づけられている(第37条、38条、42条、44条の2)。詳細は附属資料-IIIを参照。

同法に基づく「機械等」として、「研削盤、研削砥石および研削砥石の覆い」が政令で定められており、厚生労働大臣が定める規格(「研削盤等構造規格」)または安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、または設置してはならないとされている。また、研削盤は「自己認証の対象機械」となっている。従って、輸入者は国内販売にあたって、研削盤が告示で定める規格と安全装置に適合していることを自己認証した上で、所定の表示をする義務を負う。輸入者が不適合のものを販売した場合には、厚生労働大臣または都道府県労働基準局長は輸入者に対し、研削盤の回収または改善を命ずることができると定められている。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

①「労働安全衛生法」

- a. 工作機械（研削盤を除く）は見やすい箇所に次の事項等が表示されているものでなければならない。
- ・ 製造者名
 - ・ 製造年月日
 - ・ 定格電圧および定格周波数
 - ・ 回転速度および回転方向
 - ・ 重量
 - ・ その他必要な事項
- b. 研削盤は見やすい箇所に次の事項等が表示されているものでなければならない。
- ・ 製造者名
 - ・ 製造年月日
 - ・ 定格電圧
 - ・ 無負荷回転速度
 - ・ 使用できる研削砥石の直径、長さ、および穴径
 - ・ 研削砥石の回転方向等

(2) 法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鋳工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

工作機械に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

労働安全衛生法 :

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

IV-5 手持ち式電動工具

HS 番号	品目	主要関連法規
8467	手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの、原動機を自蔵するもの）	消費生活用品製品安全法 電気用品安全法
8468	はんだ付け用、ろう付け用、溶接用の機器、ガス式の表面熱処理用機器	消費生活用品製品安全法
8509	グラインダー	電気用品安全法

1. 輸入時の規制

電動工具を輸入する際には、原則的に規制はない。ただし電気グラインダーとその他の電動工具のうち、定格消費電力が 1kW 以下のものについては、「電気用品安全法」に基づく安全基準の遵守について法的規制を受ける。

(1) 「電気用品安全法」（電安法）

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり（第 3 条）、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第 8 条）。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全 115 種（2009 年 12 月現在）を「特定電気用品」と定義し（第 2 条第 2 項、それ以外のもの全 339 種は特定電気用品以外の電気用品に指定されている。）当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない（第 9 条）。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合（第 8 条）、検査記録の作成保存（第 8 条）および表示（第 10 条）が義務づけられている。

登録検査機関一覧

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

既に登録を受けている外国事業者から輸入する場合、型式承認を受ける場所の標示を付している商品であれば、輸入者が輸入事業開始届を産業経済大臣に提出しなければならない。登録を受けていない事業者からの輸入の場合、電気製品の型式ごとの区分ごとに、認可を受ける必要がある。その際、国の指定する検査機関（電気安全環境研究所）による試験か、特定外国試験機関の合格データの添付が必要である。ただし既に輸入されているものと同じ型式区分に属するものを輸入する場合は、型式承認を要しない。社内検査の実施と記録の保存が義務づけられている。詳細は附属資料 IV および 3. 表示方

法を参照。

(財)電気安全環境研究所 東京事業所 03-3466-5234 <http://www.jet.or.jp/>

電気グラインダーとその他の電動工具のうち、定格消費電力が1kW以下のものは、政令において特定電気用品以外の電気用品として定められている。

① 事業の届出

特定電気用品以外の「電気用品」を製造・輸入事業を行う者は事業開始の日から30日以内に以下の事項を経済産業大臣に届けなければならない。

- ・ 氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）
- ・ 電気用品の「形式の区分」
- ・ 当該電気用品の製造事業者の氏名（名称）と住所（輸入業者の場合）

② 技術基準の適合義務

届出業者が、適合性検査証明書の交付を受けた特定以外の電気用品を輸入する場合、その電気用品は経済産業省令で定められた技術基準の適合するものであることが義務付けられている。この義務に違反した場合は、検査の方法等について改善命令が適用されたり、1年以内の期限で表示の禁止が適用されたり、当該電気用品の回収命令等の危険等防止命令が適用されることがある。

③ 検査等の義務

届出業者は、輸入する特定以外の電気用品が技術水準に適合しているかどうか検査し、その検査記録を作成し、保存しておく義務がある。また、検査記録の保存期間は3年間である。

2. 販売時の規制

電動工具の販売に際して、電気グラインダーとその他の電動工具のうち、定格消費電力が1kW以下のものについては、「電気用品安全法」に基づく安全基準の表示等について法的規制を受ける。

(1) 「電気用品安全法」

届出事業者が特定電気用品以外の「電気用品」を販売するためには、技術基準適合義務、検査義務等を履行し、その「電気用品」に経済産業省令で定める方式による表示を付すことが必要である。

(2) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集および提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重

大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく表示

① 「電気用品安全法」：PSE マーク

製造または輸入を行う届け出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。ただし、2007年12月から電気用品安全法の改正法が施行され、旧「電気用品取締法」の表示がある電気用品はPSE マークが不要になった。詳細は附属資料-IVを参照。



- ・ 特定電気用品以外の電気用品に表示が義務付けられるマーク
- ・ 届出事業者名
- ・ 定格等（技術基準において規定される）

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、従認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鉱工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示：S マーク

国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度がある。2009年12月現在(財)電気安全環境研究所(JET)、(財)日本品質保証機構(JQA)など14の登録検査機関がある(外国登録検査機関を含む)。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは(財)電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述二機関のマーク例を下記する。詳細は附属資料-IVを参照。登録検査機関一覧。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

JQAマーク



JETマーク



4. 所轄官庁・関連団体等

電気用品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

指定検査機関：

(財)電気安全環境研究所 (JET) 電気製品安全センター

TEL:03-3466-5183 <http://www.jet.or.jp>

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

工業標準化法：

経済産業省 産業技術環境局 標準課

TEL:03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

(財)日本規格協会

TEL:03-3583-8000(代) <http://www.jsa.or.jp>

S マーク：

(財)電気製品認証協議会

TEL: 03-5510-3211 <http://www.s-ninsho.com/>

JQAマーク：

(財)日本品質保証機構 (JQA)

TEL：03-6212-9001 <http://www.jqa.or.jp>

JETマーク：

(財)電気安全環境研究所 (JET) 電気製品安全センター

TEL：03-3466-9203 <http://www.jet.or.jp>

Ⅳ－６ レーザー・光子ビーム等加工機

HS 番号	品目	主要関連法規
8456	レーザー・光子ビーム・超音波・放電・電子ビーム加工機	電気用品安全法

1. 輸入時の規制

レーザー・光子ビーム等加工機を輸入する際には、原則的に規制はない。

2. 販売時の規制

レーザー・光子ビーム等加工機の販売に際しては、原則的に規制はないが、超音波ポイントシール器など、一部の機器については、「電気用品安全法」に基づく安全基準の表示等について法的規制を受ける。

(1) 「電気用品安全法」(電安法)

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり(第3条)、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある(第8条)。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全115種(2009年12月現在)を「特定電気用品」と定義し(第2条第2項、それ以外のもの全339種は特定電気用品以外の電気用品に指定されている。)当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない(第9条)。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合(第8条)、検査記録の作成保存(第8条)および表示(第10条)が義務付けられている。

既に登録を受けている外国事業者から輸入する場合、型式承認を受ける場所の表示を付している商品であれば、輸入者が輸入事業開始届けを産業経済大臣に提出しなければならない。登録を受けていない事業者からの輸入の場合、電気製品の型式ごとの区分ごとに、認可を受ける必要がある。その際、国の指定する検査機関(電気安全環境研究所)による試験か、特定外国試験機関の合格データの添付が必要である。ただし既に輸入されているものと同一型式区分に属するものを輸入する場合は、型式承認を要しない。社内検査の実施と記録の保存が義務付けられている。

登録検査機関一覧

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

詳細は附属資料 IV および 3. 表示方法を参照。

(財)電気安全環境研究所 東京事業所 03-3466-5234 <http://www.jet.or.jp/>

3. 表示方法

(1) 法律に基づく表示

① 「電気用品安全法」：PSE マーク

製造または輸入を行う届出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。ただし、2007 年 12 月から電気用品安全法の改正法が施行され、旧「電気用品取締法」の表示がある電気用品は PSE マークが不要になった。詳細は附属資料-IV を参照。



- ・ 特定電気用品以外の電気用品に表示が義務付けられるマーク
- ・ 届出事業者名
- ・ 定格等（技術基準において規定される）

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ

(www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鋳工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

レーザー・光子ビーム等加工機に関して、業界自主表示は特にないが、電気製品認証協議会の検査を受けた電気製品については、以下のマークを表示することができる。

① 安全認証マーク：Sマーク

国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度がある。2009年12月現在(財)電気安全環境研究所(JET)、(財)日本品質保証機構(JQA)など14の登録検査機関がある(外国登録検査機関を含む)。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは(財)電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述二機関のマーク例を下記する。詳細は附属資料-IVを参照。登録検査機関の検索はこちらを参照。
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

JQAマーク



JETマーク



4. 所轄官庁・関連団体等

電気用品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

Sマーク：

(財)電気製品認証協議会

TEL: 03-5510-3211 <http://www.s-ninsho.com/>

JQAマーク :

(財)日本品質保証機構 (JQA) TEL : 03-6212-9001 <http://www.jqa.or.jp>

JETマーク :

(財)電気安全環境研究所 (JET) 電気製品安全センター

TEL : 03-3466-9203 <http://www.jet.or.jp>

V 電気、電子製品

V-1 電気製品

HS 番号	品目	主要関連法規
8 4 2 1	空気清浄器	電気用品安全法 家庭用品品質表示法
8 4 7 0	計算機、金銭登録機	電気用品安全法
8 4 7 1	自動データ処理機	電気用品安全法
8 4 7 2	謄写機	電気用品安全法
8 4 7 6	自動販売機	電気用品安全法

1. 輸入時の規制

電気製品を輸入する際には、「電気用品安全法」「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の規制を受ける。

(1) 「電気用品安全法」(電安法)

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり(第3条)、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある(第8条)。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全115種(2009年12月現在)を「特定電気用品」と定義し(第2条第2項、それ以外のもの全339種は特定電気用品以外の電気用品に指定されている。)当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない(第9条)。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合(第8条)、検査記録の作成保存(第8条)および表示(第10条)が義務づけられている。

登録検査機関一覧。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

既に登録を受けている外国事業者から輸入する場合、型式承認を受ける場所の標示を付している商品であれば、輸入者が輸入事業開始届を産業経済大臣に提出しなければならない。登録を受けていない事業者からの輸入の場合、電気製品の型式ごとの区分ごとに、認可を受ける必要がある。その際、国の指定する検査機関(電気安全環境研究所)による試験か、特定外国試験機関の合格データの添付が必要である。ただし既に輸入されているものと同一型式区分に属するものを輸入する場合は、型式承認を要しない。社

内検査の実施と記録の保存が義務づけられている。詳細は附属資料 IV および 3. 表示方法を参照。

(財)電気安全環境研究所 東京事業所 03-3466-5234 <http://www.jet.or.jp/>

空気清浄器（活性炭フィルター、高密度繊維フィルター、高圧集塵電極等の集塵機能を有し、もっぱら空気の清浄に使用するものをいい、定格電圧が 100V から 300V、定格周波数 50Hz または 60Hz、その消費電力が 500W 以下のもの）および、計算機のうち電子卓上計算機・電子式金銭登録機等は、政令において特定電気用品以外の電気用品として定められている。

① 事業の届出

特定電気用品以外の「電気用品」を製造・輸入事業を行う者は事業開始の日から 30 日以内に以下の事項を経済産業大臣に届けなければならない。

- ・ 氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）
- ・ 電気用品の「形式の区分」
- ・ 当該電気用品の製造事業者の氏名（名称）と住所（輸入業者の場合）

② 技術基準の適合義務

届出業者が、適合性検査証明書の交付を受けた特定以外の電気用品を輸入する場合、その電気用品は経済産業省令で定められた技術基準の適合するものであることが義務付けられている。この義務に違反した場合は、検査の方法等について改善命令が適用されたり、1 年以内の期限で表示の禁止が適用されたり、当該電気用品の回収命令等の危険等防止命令が適用されることがある。

③ 検査等の義務

届出業者は、輸入する特定以外の電気用品が技術水準に適合しているかどうか検査し、その検査記録を作成し、保存しておく義務がある。また、検査記録の保存期間は 3 年間である。

(2) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）

同法に基づく「トップランナー基準」により、政令で指定された製品（特定機器）を一定数量以上輸入する業者は、現在商品化されている製品のうち最も優れているもの以上のエネルギー効率に適合させることが義務付けられている。電子計算機、自動販売機は特定機器に指定されている。詳細は経済産業省に問い合わせること。

2. 販売時の規制

(1) 「電気用品安全法」(電安法)

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり(第3条)、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある(第8条)。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全115種(2009年12月現在)を「特定電気用品」と定義し(第2条第2項、それ以外のもの全339種は特定電気用品以外の電気用品に指定されている。)当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない(第9条)。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合(第8条)、検査記録の作成保存(第8条)および表示(第10条)が義務付けられている。

登録検査機関一覧

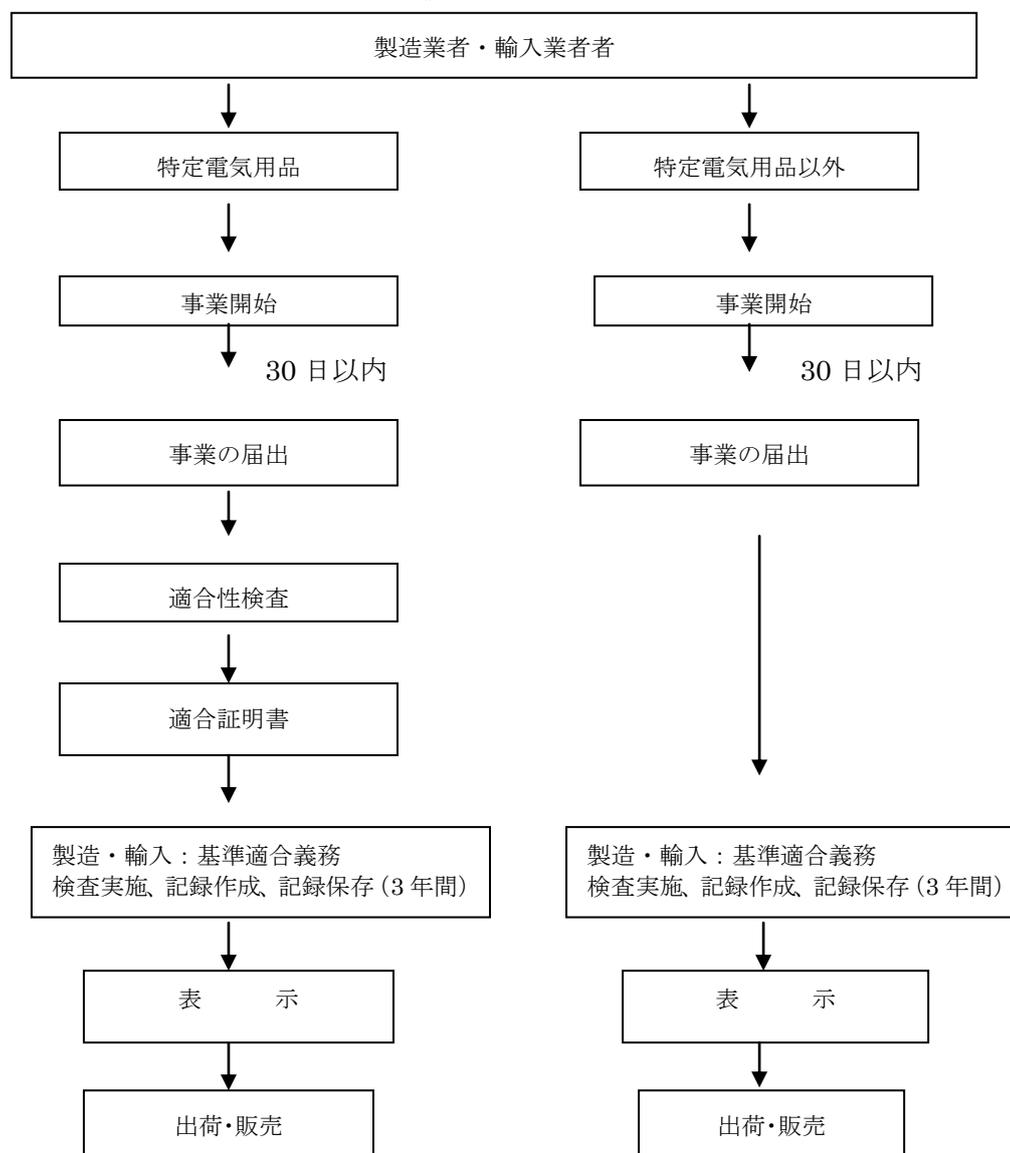
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

既に登録を受けている外国事業者から輸入する場合、型式承認を受ける場所の表示を付している商品であれば、輸入者が輸入事業開始届けを産業経済大臣に提出しなければならない。登録を受けていない事業者からの輸入の場合、電気製品の型式ごとの区分ごとに、認可を受ける必要がある。その際、国の指定する検査機関(電気安全環境研究所)による試験か、特定外国試験機関の合格データの添付が必要である。ただし既に輸入されているものと同一型式区分に属するものを輸入する場合は、型式承認を要しない。社内検査の実施と記録の保存が義務付けられている。詳細は附属資料IVおよび3.表示方法を参照。

(財)電気安全環境研究所 東京事業所 03-3466-5234 <http://www.jet.or.jp/>

特定電気用品としては、自動販売機(定格電圧が100Vから300V、定格周波数50Hzまたは60Hzのものであって、電熱装置、冷却装置、放電灯または液体収納装置を有するもの)が指定されている。特定電気用品以外の電気用品としては空気清浄機(活性炭フィルター、高密度繊維フィルター、高圧集塵電極等の集塵機能を有し、専ら空気の清浄に使用するものをいい、定格電圧が100Vから300V、定格周波数50Hzまたは60Hz、その消費電力が500W以下のもの)、計算機、金銭登録機などが指定されている。それらを輸入販売しようとする業者は、技術基準適合義務(自己確認)と製造者名等やマークの表示義務がある。

図表1 手続きのフローチャート



(2) 「家庭用品品質表示法」

この法律は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのない様に、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請し、一般消費者の利益を保護することを目的としている。

この主旨で「品質表示の必要な家庭用品」として、2009年12月現在、90品目が指定されている。

家庭用品のうち主要な電気器具17品目については、同法の表示規定に基づく品質事項の表示が義務づけられており、表示がないものは販売が禁止されている。

詳細は3. 表示方法を参照

3. 表示方法

(1) 法律に基づく表示

① 「電気用品安全法」に基づく表示：PSEマーク

製造または輸入を行う届け出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。ただし、2007年12月から電気用品安全法の改正法が施行され、旧「電気用品取締法」の表示がある電気用品はPSEマークが不要になった。詳細は附属資料-IVを参照。

「電気用品安全法」に基づく表示例

定格電圧	100V
定格消費電力	△△/○○kW
定格電圧100V	
定格周波数	50/60 Hz
表示者	○○製造株式会社

（製造事業者名に代えて略称または登録商標を表示することもできる）

② 「家庭用品品質表示法」に基づく表示

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2009年12月現在、繊維製品35品目、合成樹脂加工品8品目、電気機械器具17品目、雑貨工業品30品目、合計90品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。

エアコン、換気扇など空気清浄器の表示について、同法の規制を受ける。

家庭用品品質表示法に基づく表示

羽根の大きさ(直径)	15 cm
風量	排気 8m ³ 毎分 換気 5m ³ 毎分
使用上の注意	イ. 台所で使用する場合には、できるだけ3ヶ月ごとに掃除して下さい。 ロ. 掃除の際に、電動機、スイッチ、コンデンサー等の電気部品は水に浸さないで下さい。 ハ. 羽根等の合成樹脂部分及び塗装面の掃除にはシンナー、ベンジン、灯油、ベンゾール等を使用しないで下さい。 ニ. 定格周波数に合った周波数の地域で使用して下さい。
表示者	○○電器製造株式会社

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に

寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

- ・ 新 JIS マーク

鉱工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>
(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

① 安全認証マーク : S マーク

国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度がある。2009年12月現在(財)電気安全環境研究所(JET)、(財)日本品質保証機構(JQA)など14の登録検査機関がある(外国登録検査機関を含む)。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは(財)電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述二機関のマーク例を下記する。詳細は附属資料-IVを参照。登録検査機関の検索はこちらを参照。
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

JQAマーク



JETマーク



4. 所轄官庁・関連団体等

電気用品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）：

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課

03-3501-9726(代) <http://www.meti.go.jp/>

家庭用品品質表示法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

S マーク：

(財)電気製品認証協議会

TEL: 03-5510-3211 <http://www.s-ninsho.com/>

JQAマーク：

(財)日本品質保証機構 (JQA) TEL : 03-6212-9001 <http://www.jqa.or.jp>

JETマーク：

(財)電気安全環境研究所 (JET) 電気製品安全センター TEL : 03-3466-9203

<http://www.jet.or.jp>

V-2 電子部品

HS 番号	品目	主要関連法規
3818	元素・化合物を電子工業用にドーピング処理したもの	毒物および劇物取締法 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律
8541	半導体デバイス、ダイオード、トランジスター、光電池	毒物および劇物取締法 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律
8542	集積回路	毒物および劇物取締法 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律

1. 輸入時の規制

電子部品を輸入する際には、原材料が「毒物および劇物取締法」の対象になるものは輸入業の登録等が必要である。また「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」に基づく新規化学物質に該当する場合にも規制を受ける。

(1) 「毒物および劇物取締法」（毒劇法）

この法律は、毒物および劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的としている。

同法により、毒物または劇物を販売または授与の目的で製造または輸入する者、並びに毒物または劇物の販売を行う者は、それぞれ登録を受けなければならない（第3条）。これらの営業者は、毒物または劇物を製造、貯蔵するための設備について一定の基準を満たしていることが必要とされており、また毒物または劇物の取扱いについても、貯蔵方法、表示、譲渡手続等について規制している（第5条、11条、12条、14条、15条の2）。

化合物半導体において、セレン化合物と砒素化合物は同法の毒物に、アンチモン化合物とカドミウム化合物は同法の劇物に該当する。従って、これらを輸入する場合には輸入業の登録と輸入する品目の登録が必要である。

製造業、輸入業を行う場合には厚生労働大臣、販売業を行う場合には各営業所の所在地の都道府県知事の登録を受けなければならない。厚生労働大臣への登録申請は、各営業所の所在地の都道府県知事を経る。販売業および輸入業の登録にあたっては、取り扱う毒物の品目についての登録も必要である。

試験研究用に使用するために輸入する場合は、輸入報告書および念書等を厚生労働省または各地駐在の薬事専門官室に提出し、厚生労働省確認済みの証明印を受けておけば、登録がなくても輸入が可能である。

輸入後全ての毒物劇物に対して、取り扱い責任者の設置義務、毒物ないし劇物の表示義務、紛失、流出の防止義務、運搬・貯蔵その他の取り扱い基準の遵守の義務、容器・被包・着色等に関する規制などを守らねばならない義務が多々ある。これに違反した場合はその折々の法令に基づき刑罰に処せられる。詳しい手続きについては所轄官庁へ問

い合わせること。

(2) 「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」(化審法)

この法律は、難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造または輸入に際し、事前にその化学物質の難分解性などを審査する制度を設立し、更にその有する性状などに応じ、化学物質の製造、輸入、使用などについて必要な規制を行うことを目的としている。

同法の規定により、新規の化学物質を含む製品を輸入する場合は、事前に届出を厚生労働大臣、経済産業大臣および環境大臣に提出し、規制対象に指定されている化学物質が含まれている場合は輸入禁止などの規制を受ける。審査後規制対象に該当しないと判断されれば輸入できる。詳しい手続きについては、所轄官庁へ申し出ること。

既存化学物質名簿に記載されている化学物質および新規化学物質としてその名称が官報により公表されている化学物質に該当する化学物質は自由に輸入することができる。ただし、輸入に際しては、当該物質に係わる官報告示の類別や整理番号を輸入申告書またはインボイスに記入しなければならない。詳細は附属資料-IIを参照。

[届出手続き]

化学物質の名称、用途等厚生労働省・経済産業省・環境省令で定める事項を届け出ると共に、必要に応じ、分解性、蓄積性、毒性に関する試験の結果を添付する。これらの試験方法等は経済協力開発機構(OECD)が定める優良試験所基準(GLP: Good Laboratory Practice)を満足する試験機関であれば、その機関の試験データを受け入れて審査を行うこととしており、手続きの簡素化が図られている。

2. 販売時の規制

(1) 「毒物および劇物取締法」

同法により、急性毒性および刺激性の強い半導体については販売業の登録制度があり、管理など取扱上の措置などにも規定がある。詳しい手続きについては所轄官庁へ問い合わせること。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく表示

電子部品に関して、法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL: 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

電子部品に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

毒物および劇物取締法:

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL: 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

化学物質の審査および製造等の規制に関する法律：

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質管理課

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

V-3 送受信機

HS 番号	品目	主要関連法規
8517	電話機、音声・画像・データ送受信機、LAN・WAN用通信機器	電気通信事業法 資源有効利用促進法 消費生活用製品安全法 電気用品安全法
8525	ラジオ放送用またはテレビ用の送信機器	電気通信事業法
8526	レーダー、航行用無線機器、無線遠隔制御機器	電気通信事業法
8527	ラジオ放送用の受信機器	電気通信事業法 電気用品安全法
8529	アンテナ	電気通信事業法 消費生活用製品安全法

1. 輸入時の規制

無線通信用機器を輸入する際には、原則的には規制はない。

2. 販売時の規制

(1) 「電気通信事業法」

この法律は、電気通信事業法の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするにより電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達および国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

無線通信用機器の販売時の規制はないが、無線機を使用して無線局を開設しようとする場合は、電気通信事業法に基づき、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、発射する電波が著しく微弱な場合は、規制を受けない。また、不法無線局に使用されるおそれのある無線設備の購入者に対して、小売業者は「免許情報告知制度」に基づき、免許制度等を告知することが義務づけられている。

(2) 「電気用品安全法」(電安法)

同法に基づき政令で定められた「電気用品」に対して国の技術基準が設定され、基準への適合など製造・輸入・販売の各段階における事業者の義務等が定められている。

ラジオ受信機(一般放送周波数を用いた緊急放送受信専用の受信機を含み、定格電圧が100Vから300V、定格周波数が50Hzまたは60Hzのもの)は、政令において特定電気用品以外の「電気用品」として定められている。

製造・輸入事業を行う者は事業開始の日から30日以内に所轄の経済産業局長等に「事

業の開始に係る届出」を行う必要があります。また事業者の自己確認原則の下、1)製品の技術基準への適合、2)検査実施、3)検査記録作成、4)検査記録保存等が義務付けられている。なお、販売時には所定の表示が付されているものでなければ、販売または販売の目的で陳列することはできない。

(3) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

送受信機に関して、法律に基づく義務表示は原則としてないが、部品として使用されている小形二次電池については法的規制を受ける。

① 「資源有効利用促進法」(リサイクル法)

部品として使用されている小形二次電池は、同法の「再資源化製品」に指定されており、輸入販売業者には、使用済み小形二次電池の自主化回収・再資源化に取り組むことが求められ、分別回収に関して表示すべき事項が義務づけられている。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案(JIS原案)を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準(ISO/IECガイド65(我が国では、JIS Q 0065))に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関(登録認証機関)が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等(認証取得者)は、製品等にJISマークを

表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鋳工業品

加工技術

特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

送受信機に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

電気通信事業法 :

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

TEL: 03-5253-5111(代) <http://www.soumu.go.jp>

電気用品安全法 :

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL: 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

資源有効利用促進法(リサイクル法) :

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

TEL: 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

消費生活用製品安全法 :

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL: 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

V-4 発電機

HS 番号	品目	主要関連法規
8501	発電機（原動機とセットにしたものを除く）	電気事業法
8502	発電機（原動機とセットにしたもの）、ロータリーコンバーター、風力発電機	電気事業法 電気用品安全法

1. 輸入時の規制

発電機を輸入する際には、原則的には規制はない。

2. 販売時の規制

発電機の販売に関して、携帯発電機については「電気用品安全法」で規制されている。発電機を使用して一定量以上の電気を発売しようとする場合は、「電気事業法」に基づく技術基準への適合と、「電気事業法」に基づく手続きが必要となる。

(1) 「電気用品安全法」（電安法）

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり（第3条）、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第8条）。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全115種（2009年12月現在）を「特定電気用品」と定義し（第2条第2項、それ以外のもの全339種は特定電気用品以外の電気用品に指定されている。）当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない（第9条）。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合（第8条）、検査記録の作成保存（第8条）および表示（第10条）が義務付けられている。

登録検査機関一覧

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm

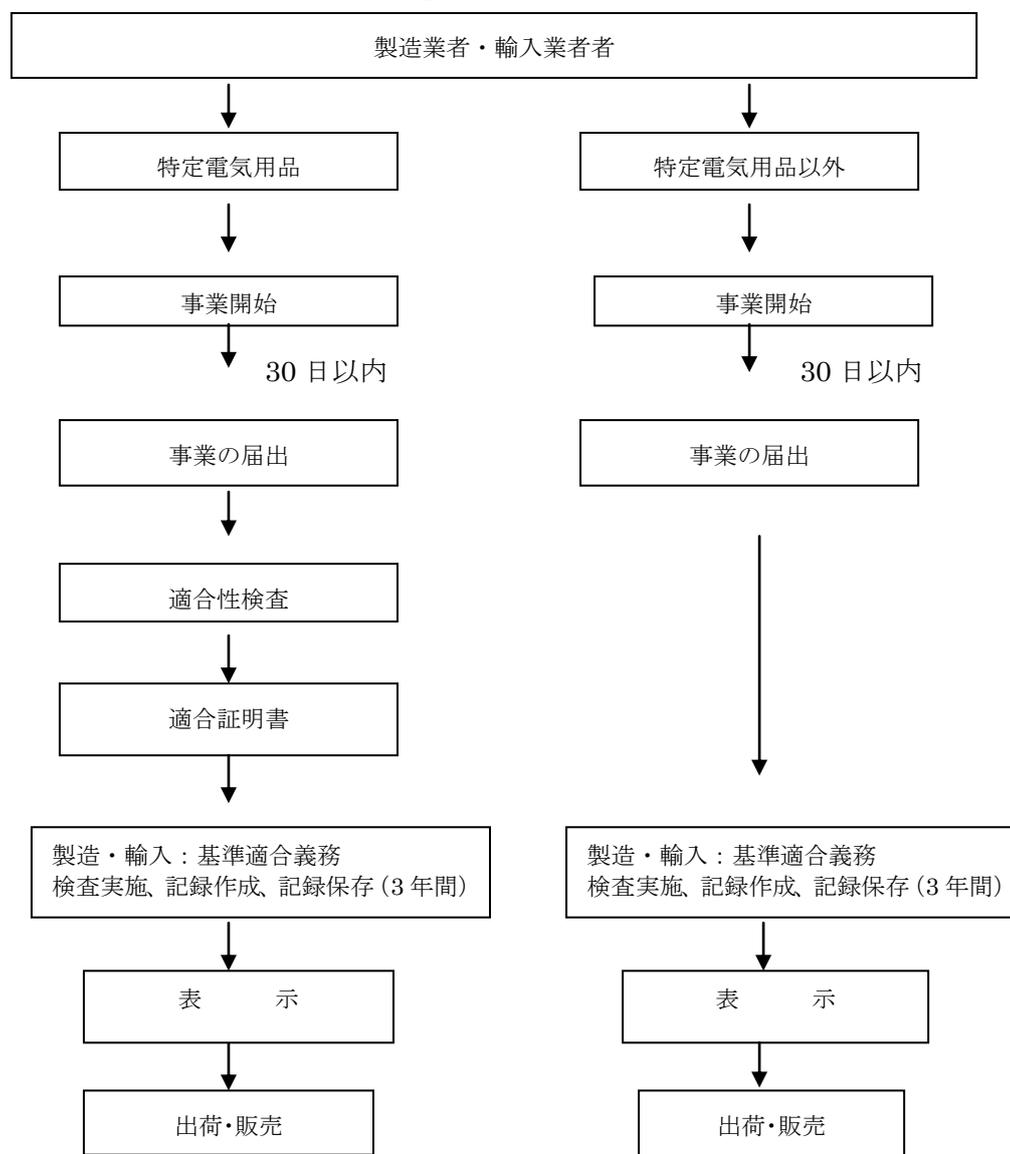
既に登録を受けている外国事業者から輸入する場合、型式承認を受ける場所の表を付している商品であれば、輸入者が輸入事業開始届けを産業経済大臣に提出しなければならない。登録を受けていない事業者からの輸入の場合、電気製品の型式ごとの区分ごとに、認可を受ける必要がある。その際、国の指定する検査機関（電気安全環境研究所）による試験か、特定外国試験機関の合格データの添付が必要である。ただし既に輸入されているもの同一型式区分に属するものを輸入する場合は、型式承認を要しない。社内検査の実施と記録の保存が義務付けられている。詳細は附属資料IVおよび3.表示方

法を参照。

(財)電気安全環境研究所 東京事業所 03-3466-5234 <http://www.jet.or.jp/>

発電機のうち携帯発電機は「特定電気用品」に指定されている。ここでは携帯発電機とは、発電用原動機を有し、持ち運びが容易にできる構造のものをいい、当分の間、定格出力が交流のものにあっては3キロボルトアンペア以下、直流のものにあっては3キロワット以下を対象として取り扱う。それを輸入販売しようとする業者は、技術基準適合義務（自己確認）と製造者名等やマークの表示義務がある。

図表1 手続きのフローチャート



(2) 「電気事業法」

この法律は、電気事業の運営を適正化かつ合理的にならしめることによって、電気使用者の利益を保護し、および電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持および運用を規制することによって、公共の安全を確保し、および環境の保全を図ることを目的としている。

本法は、電気事業の許可（第3条）、供給義務（第18条）、電気工作物の技術基準への適合（第39条から第41条）、保安規定（第42条）、事業用電気工作物の環境影響評価の規定（第46条の2）、事業用電気工作物の工事計画および検査（第47条～第55条）等について定めている。

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める以下の技術基準に適合するように維持しなければならない。

1. 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えないようにすること。
2. 事業用電気工作物は、他の電气的設備その他の物件の機能に電气的または磁气的な障害を与えないようにすること。
3. 事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。
4. 事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあっては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

電気事業を営もうとする者は、以下の内容を記した申請書に、事業計画書等の書類を添付し、経済産業大臣の許可を受けなければならない。特別高圧需要者（2,000kW以上2万ボルト以上で受電）については、電力会社以外者でも電気供給が可能である。

1. 氏名または名称および住所並びに法人にあってはその代表者の氏名および住所
2. 供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者または供給地点
3. 電気事業の用に供する電気工作物に関する次の事項
 - イ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数および出力
 - ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数および出力
 - ハ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数および電圧

3. 表示方法

(1) 法律に基づく表示

発電機に関して、法律に基づく義務表示は特にないが、携帯発電機については、「電気用品安全法」に基づく表示が必要な場合がある。

- ① 「電気用品安全法」に基づく表示：PSE マーク

製造または輸入を行う届け出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。ただし、2007年12月から電気用品安全法の改正法が施行され、旧「電気用品取締法」の表示がある電気用品はPSE マークが不要になった。詳細は附属資料・IV を参照。

電気用品安全法に基づく表示例

定格電圧	100V
定格消費電力	△△／○○kW
定格電圧100V	
定格周波数	50／60 Hz
○○製造株式会社	

（製造事業者名に代えて略称または登録商標を表示することもできる）

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO／IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鋳工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会
(財)日本規格協会

TEL: 03-3501-9245
TEL : 03-3583-8000

<http://www.jisc.go.jp/>
<http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

発電機に関して業界自主表示は特にないが、携帯用発電機については、安全認証マークを表示する場合もある。

安全認証マーク : Sマーク

国の委託を受けた民間機関が、一定の水準以上の安全性が確保されたことを認証する第三者認証制度がある。2009年12月現在(財)電気安全環境研究所(JET)、(財)日本品質保証機構(JQA)など14の登録検査機関がある(外国登録検査機関を含む)。これら機関が、個々の製品の安全試験や工場の品質管理体制の確認を行い、安全認証マークの表示が認可される。実際のマークは(財)電気製品認証協議会の共通認証マークと各認証機関のロゴマークの組み合わせで構成されている。上述二機関のマーク例を下記する。登録検査機関一覧。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakistan/kensakistan_list.htm

JQAマーク



JETマーク



4. 所轄官庁・関連団体等

電気事業法 :

総務省 資源エネルギー庁 電力ガス事業部 電力安全課

TEL :03-3501-1511(代)

<http://www.enecho.meti.go.jp/index.htm>

電気用品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL :03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

S マーク：

(財)電気製品認証協議会

TEL: 03-5510-3211 <http://www.s-ninsho.com/>

JQAマーク：

(財)日本品質保証機構 (JQA) TEL : 03-6212-9001 <http://www.jqa.or.jp>

JETマーク：

(財)電気安全環境研究所 (JET) 電気製品安全センター TEL :
03-3466-9203 <http://www.jet.or.jp>

VI 医療機器

HS 番号	品目	主要関連法規
3006	外科用縫合材	薬事法
3701	フィルム（医療用）	薬事法
9002	レンズ、プリズム、光学用品	薬事法
9018	医療用機器、獣医用機器	薬事法 電気用品安全法 高圧ガス保安法
9019	機械療用法用機器、心理学的適性検査用機器、呼吸治療用機器、マッサージ用機器	薬事法 電気用品安全法
9020	その他の呼吸用機器	薬事法 電気用品安全法
9021	整形外科用機器、補聴器、心筋刺激用ペースメーカー	薬事法 電気用品安全法 電波法
9022	エックス線、ガンマ線を使用する機器	薬事法 電気用品安全法 放射線防止法 医療法

1. 輸入時の規制

医療機器を輸入する際には、「薬事法」の規制を受ける。

(1) 「薬事法」

この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器の品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制を行い、医療上特にその必要性が高い医薬品および医療機器の研究開発促進を図り、保健衛生の向上を図ることを目的としている。旧法による「医療用具」は「医療機器」に統合された。

① 規制内容

医療機器は人体へ与える影響の程度によって分類され、それに応じた承認審査が実施されている。

販売については、厚生労働大臣の指定するものについて、届出が必要となっている。

② 承認審査制度

品目の承認に関しては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に申請し、申請する品目の名称、成分・分量、構造、用法・用量、効能・効果、副作用等に関する所要の審査を行ったうえで承認が与えられる。なお、補聴器のうち管理医療機器に分類されるものは第三者認証、高度管理医療機器に分類されるものは厚生労働大臣の承認が必要となる。

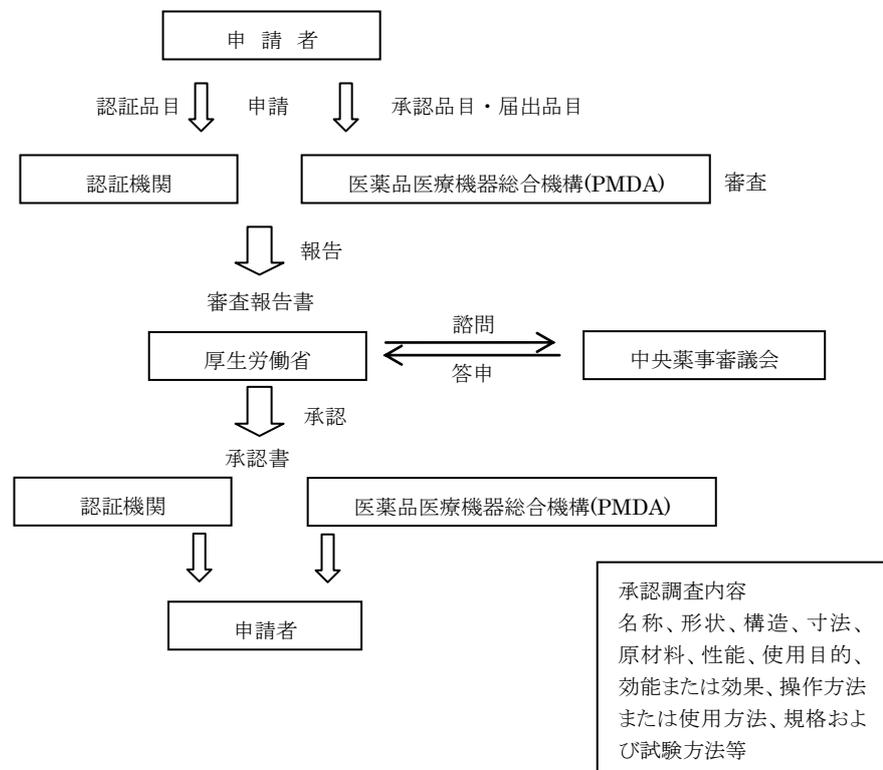
2005年4月より改正「薬事法」が施行され、販売業に関わる安全対策が強化された。医療機器のリスクに応じた「高度管理医療機器」、「管理医療機器」、「一般医療機器」の分類となり、「高度管理医療機器」の販売は許可制に、「管理医療機器」の販売は届出制に変更された。「高度管理医療機器」「管理医療機器」においては、販売もしくは賃貸する場合、営業所ごとに届出が必要となる。なお、「一般医療機器」については従来どおり届出は不要である。輸入する場合、輸入しようとする者の住所（法人の場合、事務所の所在地）が属する都道府県知事経由で厚生労働大臣に提出することになっている。

なお、日本とECとの間で2002年1月に医療機器に対する安全基準や規格の相互承認協定（MRA）を発効した。またオーストラリアとは、1993年に政府間で覚書を交わした。

手続きの流れは図表1参照。なお手続き方法や新医療機器にあたるか否か等不明な場合には、厚生労働省医薬局審査管理課、もしくは(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)に問い合わせること。MRA協定については、外務省社会条約官室に問い合わせること。

(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA) TEL : 03-3506-9506
<http://www.pmda.go.jp/>

図表1 医療機器の輸入承認の流れ



2. 販売時の規制

医療機器を販売する際には、一般に「薬事法」による規制を受ける。また、品目ごとに特定の法律の規制を受ける。品目によってはさらに他の法令により規制される場合がある。

(1) 「薬事法」

輸入販売業者が直接一般の消費者や医療機関に販売する場合、予め営業所ごとに都道府県知事に届け出る必要がある。医療機器のリース業（賃貸業）についても販売業と同様の届け出が必要となる。法改正により、2005年4月より、「輸入販売業許可」制度は廃止され、「製造販売業許可」制度に改編された。よって、輸入販売業者が他のメーカーや輸入販売業者、卸売業者等に販売する場合は、「製造販売業許可」があれば販売できる。但し、海外のメーカーは「外国製造業者認定」を事前に取得しておく必要がある。日本の輸入販売業者は、製造販売許可証に加え、外国製造業者認定証、医療機器製造販売承認証があれば日本国内で医療機器を販売できる。

（注）医薬品販売業の許可基準については、「医薬品および医薬部外品の輸入販売管理および品質管理規則」により、輸入品についても国内のものと同様の製造品質管理が問われる。

(2) 「電気用品安全法」（電安法）

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり（第3条）、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第8条）。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるもの全115種（2009年12月現在）を「特定電気用品」と定義し（第2条第2項、それ以外のもの全339種は特定電気用品以外の電気用品に指定されている）、当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない（第9条）。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合（第8条）、検査記録の作成保存（第8条）および表示（第10条）が義務付けられている。

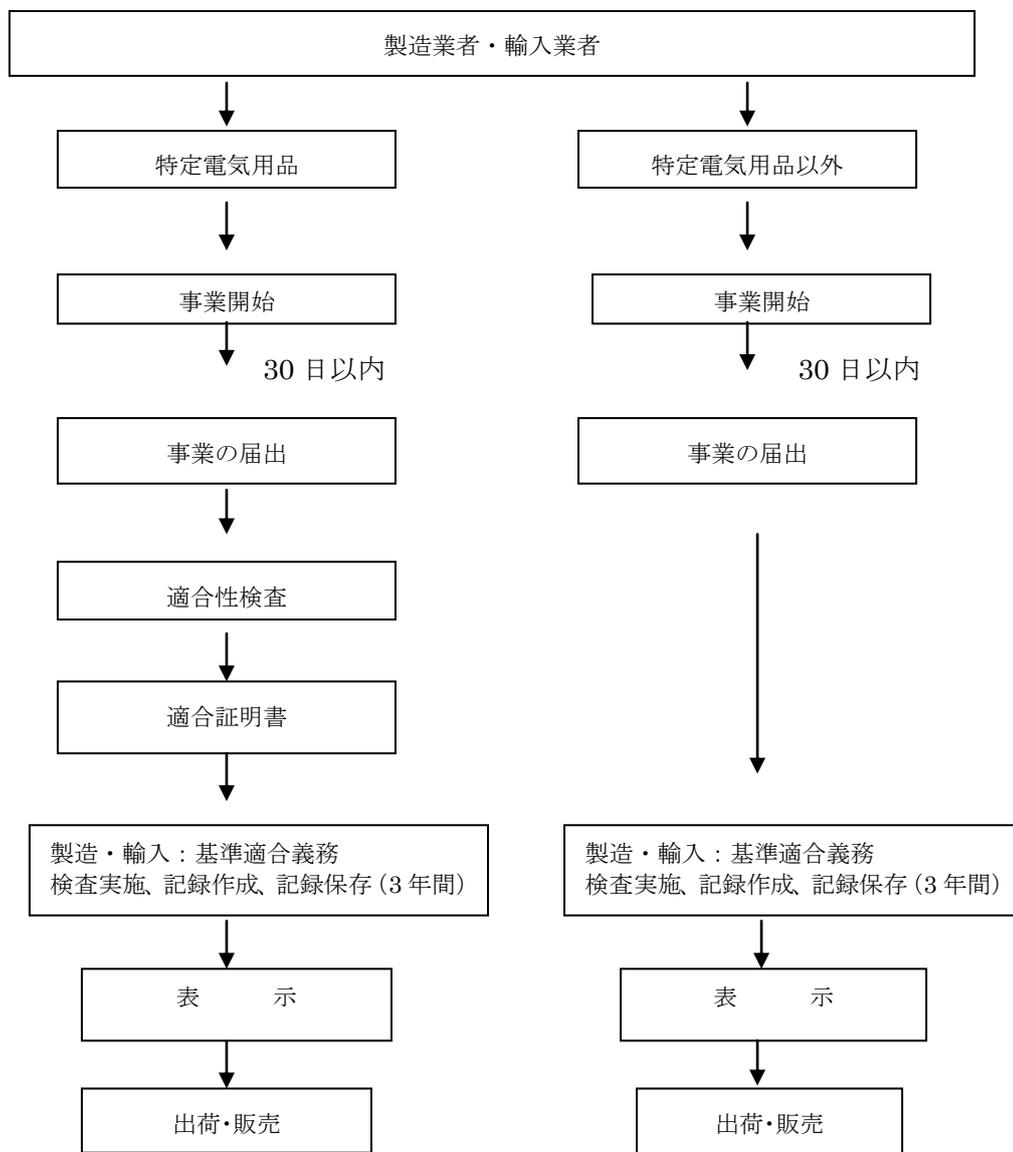
既に登録を受けている外国事業者から輸入する場合、型式承認を受ける場所の表示を付している商品であれば、輸入者が輸入事業開始届けを産業経済大臣に提出しなければならない。登録を受けていない事業者からの輸入の場合、電気製品の型式ごとの区分ごとに、認可を受ける必要がある。その際、国の指定する検査機関（電気安全環境研究所）による試験か、特定外国試験機関の合格データの添付が必要である。ただし既に輸入されているものと同一型式区分に属するものを輸入する場合は、型式承認

を要しない。社内検査の実施と記録の保存が義務づけられている。詳細は附属資料 IV および 3. 表示方法を参照。

医療機器のうち、家庭用温熱治療器が「特定電気製品」に、家庭用低周波治療器、家庭用超音波治療器、家庭用超短波治療器が「特定電気用品以外の電気用品」に指定されている。それらを輸入販売しようとする業者は、技術基準適合義務（自己確認）と製造者名等やマークの表示義務がある。

(財)電気安全環境研究所 東京事業所 03-3466-5234 <http://www.jet.or.jp/>

図表1 手続きのフローチャート



(3)「高圧ガス保安法」：可燃性ガスが含まれる機器

一定の高圧ガスを含む品目に関しては、届出等各種規制があり、同法に記載された安全基準を満たさなければならない。なお、ガスの成分等によっては同法の「適用除外」になる場合もある。詳細は経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課に問い合わせること。

(4)「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(放射線防止法)：放射線を扱う機器<診断用X線装置等>

放射性同位元素を装備している品目に関しては、同法に記載された安全基準を満たさなければならない。

(5)「医療法」：放射線を扱う機器

放射線関連の機器の設置基準が明記されている。

(6)「電波法」：電波を扱う機器<補聴器等>

この法律は、電波(300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波)の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

FM式補聴器については、電波法の規定により、特定無線設備(補聴援助用ラジオマイク)としての技術基準適合証明を受ける必要がある。詳細については総務省総合通信基盤局へ問い合わせること。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「薬事法」

医療機器を販売する際には、同法により、その使用ならびに取扱いを適正にし、その品質を確保、あるいはその責任の所在を明確にするために、直接の容器または直接の被包または医療機器自体に、以下のような事項等を記載しなければならない。

- ・ 製造販売業者の氏名または名称および住所
- ・ 名称
- ・ 製造番号または製造記号
- ・ 重量、容器または個数等の内容(厚生労働大臣が指定したもの：医療用品等)
- ・ 薬事法第42条第2項で定められた事項(ディスポーザブル注射針基準、心臓ペースメーカー基準、人工心臓弁基準等が対象)
- ・ 使用期限(厚生労働大臣が指定したもの：有効期間が定められた医療機器等)
- ・ 高度管理医療機器、管理医療機器または一般医療機器の別
- ・ 外国製造承認取得者の氏名およびその住所地の国名並びに国内管理人の氏名および住所(法19条の2の規定による承認を受けたもの)
- ・ 特定保守管理医療機器にあつては、その旨
- ・ 単回使用の医療機器(1回限りの使用で使い捨てる医療機器)にあつては、そ

の旨

- ・ 承認番号（承認を要しないものについては許可番号）も表示すること
- ・ 記載禁止事項（全ての用具対象）
虚偽もしくは誤解を招く事項、承認外の効能効果、保健衛生上危険がある用法、
用量もしくは期間

なお、高度で複雑な医療機器（X線CT、MRI、人工腎臓装置等）については、製造業者等による情報提供義務として、添付文書に保守点検に関する事項の記載等が定められている。

②「電気用品安全法」に基づく表示：PSEマーク

製造または輸入を行う届け出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSE マーク、事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。ただし、2007年12月から電気用品安全法の改正法が施行され、旧「電気用品取締法」の表示がある電気用品はPSEマークが不要になった。詳細は附属資料-IVを参照。

同法に該当する医療機器については、型式区分、定格電圧、定格消費電力、定格周波数、製造業者名等とPSEマークの表示が義務づけられている。また特定電気用品についても、適合性検査証明書の交付を受けた検査機関名の略称の表示が義務づけられている。詳細は経済産業省商務情報政策局消費経済対策課まで問い合わせること。

③「電波法」に基づく表示

同法により補聴器の内、FM補聴器は下記の表示事項を、技術基準適合証明を受けた特定無線設備（FM補聴器）の見やすい箇所へ付することとされている。

[表示事項]

- ・ 様式の表示
- ・ 様式の表示に付加する記号
- ・ 技術適合証明番号、認証番号または証明番号

(2) 法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JISの中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

医療機器に関する業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

薬事法：

厚生労働省 医薬局 総務課（薬事法全般）

厚生労働省 医薬食品局 医療機器審査管理課（輸入承認手続き等）

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

外務省 国際法局 経済条約課 社会条約官室（MRA協定）

TEL : 03-3580-3311(代) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>

(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)

TEL : 03-3506-9506 <http://www.pmda.go.jp/>

電気用品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済対策課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

高压ガス保安法：

経済産業省 資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.enecho.meti.go.jp>

放射線防止法：

文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室

TEL：03-5253-4111(代) <http://www.mext.go.jp>

医療法：

厚生労働省 医薬局 安全対策課

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

電波法：

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課 (法律全般)

TEL:03-5253-5111(代) <http://www.soumu.go.jp>

(財)テレコム・エンジニアリング・センター (検定機関)

TEL:03-3799-9033(代) <http://www.telec.or.jp>

工業標準化法：

経済産業省 産業技術環境局 標準課

TEL:03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

Ⅶ 輸送用機械

Ⅶ－１ 建設機械

HS 番号	品目	主要関連法規
8426	デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム	労働安全衛生法 道路運送車両法
8427	フォークリフトトラック	労働安全衛生法 道路運送車両法
8429	ブルドーザー、ショベルローダー、エキスカベーター、ロードローラー	労働安全衛生法 道路運送車両法

1. 輸入時の規制

建設機械を輸入する際には、原則的に規制はない。

2. 販売時の規制

(1) 「労働安全衛生法」(安衛法)

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

具体的には危険な作業を必要とする機械等について、これを製造し、輸入し、または設置・使用する者に対して、製造許可、検査・検定、構造規格への適合等が義務づけられている。(第37条、38条、42条、44条の2)。詳細は附属資料-IIIを参照。

建設機械は、厚生労働大臣が告示で定める規格、または安全装置(以下規格等という)を具備しなければ譲渡し、貸与し、または設置してはならないとされており「自己認証の対象機械」に該当する。

その「自己認証の対象機械」とは、輸入者が国内販売にあたり、告示で定める規格等に適合することについて、自己認証すると共に所定の表示をする義務が課されるものである。告示で定める規格等に不適合のものを販売した場合は厚生労働大臣または都道府県労働基準局長は輸入者に対し、回収または改善の措置を講ずることを命ずることができる。

なお告示で定める規格等は次のとおりである。

- ・ 車両系建設機械構造規格
- ・ ショベルローダー等構造規格

(2) 「道路運送車両法」

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証を行い、安全性の確保および公害の防止並びに整備についての技術向上を図り、あわせて自動車の整備事業の

健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的としている。

本法は、自動車の登録（第2章）、自動車の規格に係る保安および公害防止基準（第3章）、それら基準を遵守するための点検、整備（第4章）や検査（第5章）、およびそれを実施する自動車整備業（第6章）について規定している。

公道を走行するホイール式建設機械については、道路運送車両法に基づく規制を受け、保安基準に適合する必要がある。

その構造、大きさ、総排気量、原動機等によって、「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」の種類に分類される。

輸入された土木機械を運行の用に供しようとする場合には、自動車登録を受けなければならない。登録を受けようとする場合には、その所有者は国土交通大臣に対して、車名および型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名および住所、使用の本拠の位置、取得の原因を記載した申請書に、輸入の事実を証明する書面等を添えて提出し、且つ当該機械を呈示しなければならないことがある。詳細は最寄りの陸運局に問い合わせること。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく表示

建設機械は「労働安全衛生法」により、製造者名、製造年月日および製造番号、積載荷重、作業床の高さ、作業範囲を運転者の見やすい位置に記さなければならない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを

表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

②「JCMAS (社)日本建設機械化協会規格」

国家規格である JIS を補完するものとして、建設機械分野における団体規格 JCMAS 「(社)日本建設機械化協会規格」が(社)日本建設機械化協会により制定されている。WTO (世界貿易機構) / TBT 協定 (貿易の技術的障害に関する協定) の任意規格に関する「適正実施規準」に従って規格を策定している。

(社)日本建設機械化協会 TEL: 03-3433-1501 (代) <http://www.jcmanet.or.jp/>

4. 所轄官庁・関連団体等

労働安全衛生法 :

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

道路運送車両法 :

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 技術企画課

TEL: 03-5253-8111 <http://www.mlit.go.jp>

自動車登録など :

各地区の運輸局、陸運支局、自動車検査登録事務所

JCMAS 規格 :

(社)日本建設機械化協会

TEL: 03-3433-1501 (代) <http://www.jcmanet.or.jp/>

Ⅶ－２ 農業機械

HS 番号	品目	主要関連法規
8 4 2 4	噴射機、散布機、噴霧機	農業機械化促進法
8 4 3 2	農業用の機械（整地用、耕作用）	農業機械化促進法 道路運送車両法
8 4 3 3	収穫機、脱穀機、草刈機、農産物清浄機、農産物分類機、農産物格付け機	農業機械化促進法 道路運送車両法

1. 輸入時の規制

農業機械を輸入する際には、原則的に規制はない。

2. 販売時の規制

(1) 「農業機械化促進法」

この法律は、農業機械化を促進するため、高性能農業機械等の計画的な試験研究、実用化の促進および導入に関する措置、農機具の検査に関する制度、農機具についての試験研究体制の整備その他必要な資金の確保等の措置について定めて農機具の改良普及に資し、もって農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目的とする。

同法によれば、農林水産大臣は、高性能農業機械導入基本方針等を定め、高性能農業機械の導入を図る（第 5 条の 2～第 5 条の 4）。また、性能等が一定の基準を満たした農機具の導入促進に資するため、型式検査の実施等を行う（第 6 条～第 15 条）。生物系特定産業技術研究推進機構における農機具の改良に関する試験研究等の業務を規定する（第 16 条）。

農業を営むものが農機具を選定するための指標を得るため、国は農機具の検査を実施し、合否の検定、検査成績を公表する。型式検査は、依頼された同一の構造を有する型式ごとに行うことを原則としており、農機具の性能、構造、耐久性および操作の難易について、「型式検査の主要な実施基準」に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター（以下、生研センターという）が実施する。

農林水産大臣は、型式検査に合格した型式の農機具が検査当時の性能等を維持していることを確認するため、事後検査を行う。事後検査は、農林水産省の職員が依頼者の事業所に赴き、現物について確認調査を行う。

(2) 「道路運送車両法」

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証を行い、安全性の確保および公害の防止並びに整備についての技術向上を図り、あわせて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的としている。

本法は、自動車の登録（第 2 章）、自動車の規格に係る保安および公害防止基準（第 3

章)、それら基準を遵守するための点検、整備(第4章)や検査(第5章)、およびそれを実施する自動車整備業(第6章)について規定している。

輸入されたトラクター、コンバイン等を運行の用に供しようとする場合には、自動車登録を受けなければならない。登録を受けようとする場合には、その所有者は国土交通大臣に対して、車名および型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名および住所、使用の本拠の位置、取得の原因を記載した申請書に、輸入の事実を証明する書面等を添えて提出し、かつ当該機械を呈示しなければならないことがある。詳細は最寄りの陸運局に問い合わせること。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく表示

① 型式検査

農業機械の型式検査は、「農業機械化促進法」に基づき、性能、構造、耐久性および操作の難易について評価判定を行う。型式検査実施機種、検査方法・基準は農林水産大臣が決定・公示し、これに基づいた検査が製造業者または輸入代理店などの依頼によって実施する。検査の結果は、農林水産省に報告され、合格機はその型式名と成績の概要が公表される。

型式検査に合格した機械は、「検査合格証票」を貼付することができ、この場合「検査成績表」の写しをあわせて附すことになっている。「検査成績表」は型式毎に作成され、その機械の性能を知ることができる。

問い合わせ先：

(独)農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター

TEL:048-654-7000(代) <http://brain.naro.affrc.go.jp/>

検査合格商標



(2) 法律に基づく任意表示

①安全鑑定

生研センターでは、農業機械の安全鑑定を実施している。これは、作業者に危険を及ぼすおそれの無いよう農業機械に安全防護装置等が装備されているか否かについて判定するもので、判定結果は、依頼者に通知されるとともに、鑑定基準適合機は農林水産省に報告される。また、鑑定基準適合機には「安全鑑定証票」を附すことができる。

安全鑑定証票



問い合わせ先：

(独)農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター

TEL:048-654-7000(代) <http://brain.naro.affrc.go.jp/>

② 総合鑑定

総合鑑定は、生研センターの農業機械総合鑑定規程に基づいて実施する。型式検査対象機種以外の機種で、普及性も高く、農業生産現場で重要な機種の性能等を総合評価するテストであり、試験項目、試験方法、成績とりまとめ様式などを機種別に定めた試験規定（以下「IAM テストコード」といいる。）を生研機構が定め、この IAM テストコードに基づいて行っている。鑑定成績は原則として公表される。

問い合わせ先：

(独)農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター

TEL:048-654-7000(代) <http://brain.naro.affrc.go.jp/>

③ 任意鑑定

任意鑑定は、生研センターの農業機械任意鑑定規程に基づいて実施している。主として製造業者や輸出業者向けに、農業機械の評価や公的証明などを提供することを目的としたものである。

試験の内容および試験方法は、簡単なものから総合的なものまで、依頼者の要望により任意に定める。外国規格等による試験（例えば、安全キャブおよび安全フレームの ASAE、EC 規格による試験等）や、英文成績の発行も可能である。

試験の対象は、農業機械・施設およびこれらの部品、関連資材、関連測定機器などで、試作品、市販品の別は問いません。また、試験結果については、社内用として結果を公表しないものと、証明その他の目的のため公表するものとを依頼者が自由に選択できる（公表とは、当機構名で国、県の行政部局、公的試験機関等に成績を送付することをいう）。

問い合わせ先：

(独)農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター

TEL:048-654-7000(代) <http://brain.naro.affrc.go.jp/>

④ 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進

することによって、鋳工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

- ・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL: 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

農業機械に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

農業機械化促進法:

農林水産省 生産局 農業生産支援課 機械開発安全指導班

TEL: 03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp>

(独)農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター

TEL: 048-654-7000(代) <http://brain.naro.affrc.go.jp/>

道路運送車両法：

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 自動車情報課

TEL: 03-5253-8111 <http://www.mlit.go.jp>

自動車登録など：

各地区の運輸局、陸運支局、自動車検査登録事務所

Ⅶ－３ 特殊輸送車

HS 番号	品目	主要関連法規
8705	クレーン車、コンクリートミキサー車、高所作業車	道路運送車両法 労働安全衛生法

1. 輸入時の規制

特殊輸送車を輸入するには、原則的に規制はない。

2. 販売時の規制

「道路運送車両法」では、高所作業車の用語については定めていないが、「労働安全衛生法」には、高所作業車とは「高所における工事、点検、補修等の作業に使用される機械であって作業床(各種の作業を行うために設けられた人が乗ることを予定した「床」をいう)および昇降装置その他の装置により構成され、当該作業床が昇降装置その他の装置により上昇、下降等をする設備を有する機械の内、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるもの」と定めている。

なお、消防活動に使用するはしご自動車は高所作業車に含まないものとされている。

(1) 「道路運送車両法」

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証を行い、安全性の確保および公害の防止並びに整備についての技術向上を図り、あわせて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的としている。

本法は、自動車の登録(第2章)、自動車の規格に係る保安および公害防止基準(第3章)、それら基準を遵守するための点検、整備(第4章)や検査(第5章)、およびそれを実施する自動車整備業(第6章)について規定している。

公道を走行する場合には、同法に基づく規制を受ける。

- ① 輸入通関後、通関時の税関官所において自動車通関証明書を取得する。
- ② 諸外国と日本の自動車に関する安全などの基準が異なるため、整備工場などでわが国の道路運送車両の保安基準適合させる改善作業を行う。
- ③ 各都道府県にある陸運支局において車両検査を受けるため、次の書類を準備する。
 - (a) 新規検査に伴う高所作業車の検査資料
 - (b) 自動車通関証明書
 - (c) 外国における登録書
- ④ 車両検査が済み、ユーザーが決まれば税金、保険料を支払い、各陸運支局でナンバープレートの交付(自動車登録ファイルに登録)を受ける。なお登録、車検についての詳細は最寄りの各陸運支局に問い合わせること。

(2) 「労働安全衛生法」 (安衛法)

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

具体的には危険な作業を必要とする機械等について、これを製造し、輸入し、または設置・使用する者に対して、製造許可、検査・検定、構造規格への適合等が義務づけられている。(第 37 条、38 条、42 条、44 条の 2)。詳細は附属資料-III を参照。

高所作業車は、厚生労働大臣が告示で定める規格、または安全装置(以下規格等という)を具備しなければ譲渡し、貸与し、または設置してはならないとされており「自己認証の対象機械」に該当する。

その「自己認証の対象機械」とは、輸入者が国内販売にあたり、告示で定める規格等に適合することについて、自己認証すると共に所定の表示をする義務が課されるものである。告示で定める規格等に不適合のものを販売した場合は厚生労働大臣または都道府県労働基準局長は輸入者に対し、回収または改善の措置を講ずることを命ずることができる。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

高所作業車は「労働安全衛生法」により、製造者名、製造年月日および製造番号、積載荷重、作業床の高さ、作業範囲を運転者の見やすい位置に記さなければならない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」 : JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



旧法による JIS マーク表示制度での適用は、2005 年 9 月 30 日までであるが、経過措置として、2008 年 9 月 30 日まで旧法による JIS マークを製品等に表示することができる。

詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

特殊輸送車に関して、業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

労働安全衛生法：

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

道路運送車両法：

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 自動車情報課

TEL: 03-5253-8111 <http://www.mlit.go.jp>

自動車登録など：

各地区の運輸局、陸運支局、自動車検査登録事務所

Ⅶ－４ 小型航空機

HS 番号	品目	主要関連法規
8801	気球、飛行船、グライダー、ハンググライダー	航空法 消費生活用製品安全法
8802	ヘリコプター、プロペラ機、飛行機、宇宙飛行体、打上げ用ロケット	航空法 電波法

1. 輸入時の規制

小型航空機を輸入する際には、原則的に規制はない。ただし、国内で実際に機体を飛行させる場合、輸入品、国産品に係わらず「航空法」と「電波法」の規制を受ける。

2. 販売時の規制

(1) 「航空法」

この法律は、国際民間航空条約の規定等に準拠して、航空機の航行の安全および航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定めること等により、航空の発達を図る事を目的としている。

同法により、運航方式の基準等を制定することで、航空機の運航の安全性を確保する(第6章)。

国土交通大臣は、航空機の耐空性および環境適合性を確保するため、航空機が技術上の基準に適合することを確認し、耐空証明を行う。耐空証明を有しない航空機は飛行することができない。また、安全上重要な装備品について予備品証明を行う。予備品証明を取得した装備品を用いて修理を行った場合は、修理改造検査を受ける必要はない(第10条第1項、第16条第1項、第17条第1項)。

同法に基づき、次の手続きが必要となる。

① 航空機の登録

航空機を輸入した場合、国土交通省航空局監理部総務課へ「航空機新規登録」をする。申請書を提出して航空機登録原簿に必要事項を記入し手続きを行うと、登録証明書が交付される。確認事項として、その航空機が他国で登録されていないか、生産国の輸出耐空証明書があるか、所有権の譲渡が行われているか等がある。さらに、機体の定置場が必要となるので、定置場保有者の承諾を受けねばならない。

② 耐空証明の申請

新型の型式(日本で未登録の型式)の場合は国土交通省航空局航空機安全課へ耐空証明の申請をする(「新型の型式」であり「新型機(新開発の機種)」ではないので要注意)。日本で登録済みの型式は所轄の航空局(東京または大阪)へ申請する。プロペラ機、ヘリコプターの場合、それぞれについて国土交通省令に定める航空機検査

官（国土交通省の職員）によって、または検査認定事業場において、またグライダーの場合は耐空検査員（民間人）によって航空機の強度、構造および性能が審査され、証明書が交付される。

(2) 「電波法」

この法律は、電波（300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波）の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

同法により、次の手続きが必要となる。

① 移動無線局（航空機局）の開設

航空機の所有に際しては、「電波法」に基づき移動無線局を開設しなければならない。免許手続き規則に従って、全国で11に管轄が別れている各地方総合通信局の航空海上課に申請する。

② 搭載無線機器検査

上記申請を終了し予備免許を与えられた後、総合通信局の検査官が搭載機器を検査し、正式な免許が与えられる。ただし、手続は輸入業者ではなく、登録点検事業者（整備会社やディーラーなど）が行うことが一般的である。

(3) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 国籍および登録記号の「表示」

全ての航空機は、「航空法」に従って登録を行い、「国籍記号（日本はJA）」の後に「登録記号(レジ)」を機体の所定の場所に表示する必要がある。また、常に航空機登録証明書を機体に備え付ける必要がある。登録記号(レジ)は2桁の数字と2つのアルファベット、もしくは3桁の数字の後に1つのアルファベットの組み合わせ。ただし使用できないアルファベットもある。一定の基準をクリアしていれば申請側が自由に登録記号を付けられる。

②国籍および登録記号の「打刻」

登録をした航空機（一部の例外を除く）は、「航空法」に従い、その国籍および登録記号を打刻する必要がある。耐火性材料で作った高さ7cm幅5cmの識別板に、「航空機所有者の氏名または住所」、当該航空機の「国籍」および「登録記号」を打ち込み打刻を行う。この識別板を航空機のかまち（框）と呼ばれる出入口部に取り付ける。

(2) 法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

- ・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

小型飛行機に際しては、業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

航空法：

国土交通省 航空局 監理部 総務課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

電波法：

総務省 総合通信基盤局 電波部 衛生移動通信課

TEL：03-5253-5111(代) <http://www.soumu.go.jp>

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp/>

登録・申請：

航空機の登録

国土交通省 航空局 監理部 総務課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

耐空証明の申請

国土交通省 航空局 技術部 航空機安全課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp/>

東京航空局 保安部 運用課

TEL：03-5275-9292(代) http://www.mlit.go.jp/tokyo_cab/

大阪航空局 保安部 運用課

TEL：06-6949-6211(代) <http://www.ocab.mlit.go.jp/>

移動無線局の開設：

各地方の電気通信監理局航空課または航空海上課など

(例) 関東地方の場合 総務省関東総合通信局 TEL 03-3243-8695(代)

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/>

搭載無線機器検査：

搭載無線機の検査—各地方の電気通信監理局航空課または航空海上課など

(例) 関東地方の場合 総務省関東総合通信局 TEL 03-3243-8695(代)

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/>

Ⅶ－５ 舶用工業製品

HS 番号	品関連目	法規
8406	船舶用タービン	船舶安全法
8407	船舶用エンジン（往復動機関、ロータリーエンジン）	船舶安全法
8408	船舶用エンジン（ディーゼルエンジン、セミディーゼルエンジン）	船舶安全法
8526	船舶用レーダー	船舶安全法 電波法
8527	ラジオ受信機	電気用品安全法 電気通信事業法

1. 輸入時の規制

舶用工業製品を輸入する際には、原則的に規制はない。

2. 販売時の規制

(1) 「船舶安全法」

この法律は、日本船舶の堪航性および人命の安全保持を目的としている。

船舶の安全を確保するために、必要な構造・設備要件等を定め、これらの要件を満たしているかの確認をするため、船舶検査を実施している（第5条、第6条）。受検者の負担を軽減するため、大量生産される船舶または船舶用物件において、型式承認制度等を導入し船舶検査の合理化を実施している（第6条の2、第6条の3、第6条の4）。

船舶のトン数、用途等一定の条件を満たした船舶は、レーダーを設置することが義務づけられている。船舶用エンジン、レーダーを船体に装備して航行させる場合には、同法に基づく規制がある。船舶用エンジンの輸入・販売に際しては、この検査基準に適合するものを輸入するか、または輸入後に改善する必要がある。なお、販売上の手続は以下の通りであり、船検に合格した船舶に対しては、航行区域、最大搭載人員などの航行上の条件を指定した「船舶検査証書」「船舶検査手帳」および「船舶検査済票」が交付される。

① 「小型船舶安全規則」

同法に基づいて検査を受けなければならない船舶のうち、総トン数20トン未満の船舶を小型船舶といい、小型船舶としての技術基準が「小型船舶安全規則」に定められている。これらの検査の実施は、国に代わって日本小型船舶検査機構が行っている。

総トン数20トンを超える船舶については、大型船舶としての検査の扱いを受け、これらの検査は各地の運輸局等で行われる。

② 船舶検査（船検）の手順

船舶の検査は、製造仕様書、諸図面、諸試験成績書等による設計の検査並びに船体、機関および設備についての材料、効力、耐久試験等の検査が行われる。

船舶検査は原則として、船舶のある場所へ検査員が出向いて行われるが、検査の種類によって、事前の準備が異なるので、受検する前に必ず日本小型船舶検査機構の支部に確認のこと。

なお、海上試験等も行われるため、船舶の所有者か代理人（艇の操縦とその艇について説明のできる人）の立ち会いが必要である。

船検は原則として一艇ごとに行われるが、すでに輸入業者等で同型艇を輸入し、設計承認などがなされている場合は設計の検査は大幅に軽減される。しかし、まだ日本に輸入されていない新規の艇の場合は諸図面等が必要となるため、事前の確認が必要である。

③ 検査の合理化

船舶検査は原則として、船舶の所有者が受検することとなっているが、製造者や輸入者等が製品の製造等の段階で検査を受け船舶所有者が船舶検査を受ける際の合理化、効率化を図ることができる予備検査の制度がある。予備検査の対象となる主な品目は小型船舶の船体、機関、操舵設備、電気設備等であり、検査に合格すると証印が附されるほか、申請により予備検査合格証明書が交付される。なお、小型船舶の船体、機関等については、新しく製造するときばかりでなく、改造・修理または整備を行うときも予備検査を受けることが出来る。

小型船舶の検査の時期は新規登録の時に定期検査、3年目には中間検査、6年目に定期検査がある。3ヶ月前と3ヶ月後までが検査期間であり、時期を過ぎると検査費用が高くなる。

また、量産型の船外機や法定備品（救命設備、消防設備、航海用具等）については、検査をより合理的に行う型式承認の制度がある。

④ その他

海外で生産される船舶、機関等についての諸試験の一部につき、国内での試験が困難である場合には、船級協会（注）もしくは、これに相当すると認められる機関が発行した証明書および試験成績書により、相当する試験が実施されたことが確認される場合は、該当する試験を省略することがある。

（注）船舶等の船級検査や登録、証明書の発行等の業務を行っている。

例：（財）日本海事協会 TEL:03-3230-1201

<http://www.classnk.or.jp/>

(2) 「電波法」

この法律は、電波（300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波）の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

① 移動無線局（航空機局）の開設

船舶にレーダーを設置利用することは、電波法上無線局の開設となり、これには「無線局の免許」が必要である。免許手続き規則に従って、全国で11に管轄が別れている各地方総合通信局の航空海上課に申請する。

② 搭載無線機器検査

上記申請を終了し予備免許を与えられた後、総合通信局の検査官が搭載機器を検査し、正式な免許が与えられる。ただし、手続は輸入業者ではなく、登録点検事業者（整備会社やディーラーなど）が行うことが一般的である。

(3) 「電気用品安全法」（電安法）

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険および障害の発生を防止することを目的としている。

電気用品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣に届ける義務があり（第3条）、その届出事業者は製造あるいは輸入する電気用品を経済産業省の定める技術水準に適合させる必要がある（第8条）。

電気用品のうち特に危険または障害の発生するおそれが多いもので、政令で定めるものの全115種（2009年12月現在）を「特定電気用品」と定義し（第2条第2項、それ以外のもの全339種は特定電気用品以外の電気用品に指定されている。）

当該製品を製造または輸入しようとする事業者は、経済産業大臣が認定または承認する検査機関による適合性検査を受け、かつ適合性についての証明書の交付を受け、これを保存しなければならない（第9条）。また、新法ではすべての事業者に対し技術基準適合（第8条）、検査記録の作成保存（第8条）および表示（第10条）が義務づけられている。

既に登録を受けている外国事業者から輸入する場合、型式承認を受ける場所の表示を付している商品であれば、輸入者が輸入事業開始届けを産業経済大臣に提出しなければならない。登録を受けていない事業者からの輸入の場合、電気製品の型式ごとの区分ごとに、認可を受ける必要がある。その際、国の指定する検査機関（電気安全環境研究所）による試験か、特定外国試験機関の合格データの添付が必要である。ただし既に輸入されているものと同じ型式区分に属するものを輸入する場合は、型式承認を要しない。社内検査の実施と記録の保存が義務付けられている。

(財)電気安全環境研究所 東京事業所 03-3466-5234 <http://www.jet.or.jp/>

ラジオ受信機（一般放送周波数を用いた緊急放送受信専用の受信機を含み、定格電圧が100Vから300V、定格周波数が50Hzまたは60Hzのもの）は、政令において特定電気用品の「電気用品」として定められている。製造・輸入事業を行う者は事業開始の日から30日以内に所轄の経済産業局長等に「事業の開始に係る届出」を行う必要がある。また事業者の自己確認原則の下、1)製品の技術基準への適合、2)検査実施、3)検査記録作成、4)検査記録保存等が義務付けられている。なお、販売時には所定の表示が付されているものでなければ、販売または販売の目的で陳列することはできない。

(4) 「電気通信事業法」

この法律は、電気通信事業法の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするにより電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達および国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

無線通信用機器の販売時の規制はないが、無線機を使用して無線局を開設しようとする場合は、電気通信事業法に基づき、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、発射する電波が著しく微弱な場合は、規制を受けない。また、不法無線局に使用されるおそれのある無線設備の購入者に対して、小売業者は「免許情報告知制度」に基づき、免許制度等を告知することが義務づけられている。

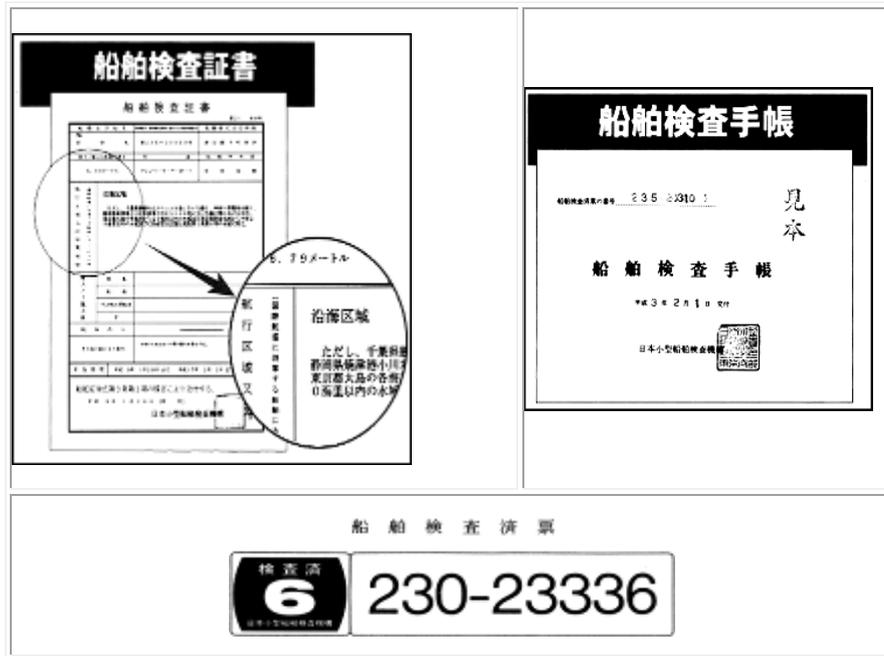
3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

① 「船舶安全法」

同法に基づき小型船舶が検査に合格して交付される船舶検査済み票（通称「船検ナンバー」）には「定期検査合格年」「交付支部番号」「合格番号」などが表示されている。同票を、船舶の両側で外から見やすい場所へ貼付することが義務づけられている。なお、船体（FRP 船、ゴムボート等）、機関、救命胴衣、救命浮輪等の法定備品については、前もってそれぞれのメーカーの製造段階で検査を受ける予備検査または検定の制度がある。これに合格したものおよび認定事業場で製造された型式承認物件には、それぞれ所定のマークが附され、船舶の定期検査等が短時間で要領よく行えることとなる。

船舶検査済票（例）



② 「電気用品安全法」に基づく表示

2001年4月の法改正に伴い、政府認証から民間機関による第三者認証へと移行し、指定試験機関制度や型式認可は廃止された。製造または輸入を行う届け出事業者は、技術基準の適合義務や検査を履行し、法令で定めた表示事項（PSEマーク、事業者名、定格電圧など）を当該電気用品の表面に表示しなければ販売できない。ただし、2007年12月から電気用品安全法の改正法が施行され、旧「電気用品取締法」の表示がある電気用品はPSEマークが不要になった。詳細は附属資料-IVを参照。

「電気用品安全法」に基づく表示例

定格電圧	100V
定格消費電力	△△／〇〇kW
定格電圧100V	
定格周波数	50／60 Hz
〇〇製造株式会社	

（製造事業者名に代えて略称または登録商標を表示することもできる）

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JISの中から事業者が自主的に選択で

きる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

船舶用工業製品に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

船舶安全法：

国土交通省 海事局 総務課

TEL : 03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

電波法：

総務省 総合通信基盤局 電波部 衛星移動通信課

TEL: 03-5253-5816 <http://www.soumu.go.jp/>

電気用品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL: 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

電気通信事業法：

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

TEL: 03-5253-5111(代) <http://www.soumu.go.jp>

Ⅶ－６ 自動車部品

HS 番号	品目	主要関連法規
2804	窒素ガス (ショックアブソーバ用)	高圧ガス保安法 消費生活用製品安全法
2811	炭酸ガス(二酸化炭素)(消 火器用、スペアタイヤ用)	高圧ガス保安法 消費生活用製品安全法
2903	液化ハロン(炭化水素ハロゲ ン化誘導体)(消火器用)	高圧ガス保安法 消費生活用製品安全法
8409	自動車用エンジン	消費生活用製品安全法
8483	変速器、シャフト、クラッチ、 歯付きホイール	消費生活用製品安全法
8511	点火プラグ	消費生活用製品安全法
8706	自動車用原動機付きシャシ	消費生活用製品安全法
8707	車体	消費生活用製品安全法
9025	ハイδροメーター、温度計	消費生活用製品安全法

1. 輸入時の規制

自動車部品を輸入する際には、「高圧ガス保安法」により規制を受ける場合がある。

(1) 「高圧ガス保安法」

この法律は、高圧ガス、容器および高圧ガス製造設備などを対象として、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動、廃棄などの規制を目的としている。

対象物品は、自動車用のショックアブソーバ(窒素ガス)、消火器(炭酸ガス、液化ハロン)および自動車のスペアタイヤガス(炭酸ガス)である。なお、自動車用タイヤは常用内圧が7キログラム毎平方センチメートル以下であるため、対象物品ではない。

対象物品を輸入する場合、通関前に検査を受け、輸入検査技術基準に適合していると認められる必要がある。「高圧ガス輸入申請書」に「高圧ガス明細書」を添えて、高圧ガスの陸揚げ地を管轄する都道府県の高圧ガス担当課、あるいは都道府県の指定輸入検査機関に申請する。

エアゾール製品の輸入通関に際しては“「高圧ガス」の適用除外要件”を検査した試験成績書の添付が義務づけられている。試験成績書とは、容器内容積/容器材料/二重構造容器における噴射剤の排出機構/容器内圧/耐圧/高圧ガスの種類/毒性ガスの有無/充填率/ガス漏れ等、“「高圧ガス」の適用除外要件”の検査を行い、その結果を通達(高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて)に従い、所定の様式にまとめたもの。

なお、エアゾール製品について国際的な規格は存在しないが、輸入エアゾール製品に係る試験機関については、外国の検査機関(公的機関により認定された検査官を含む)

を我が国の検査機関と同等と認めている。

2. 販売時の規制

(1) 「高圧ガス保安法」

エアゾール式の製品を販売する場合には、同法に基づいた表示をしなければならない。

(2) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく表示

① 「高圧ガス保安法」に基づく表示

エアゾール製品にはエアゾールの種類に準じて表示すべき事項（使用上、保存上、使用後の注意など）が定められている。

（表示例）

<p>火気と高温に注意(※) 高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、火気の注意を守ること。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 炎や火気の近くで使用しないこと。2. 火気を使用している室内で使用しないこと。3. 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光のあたるところや火気等の近くなど温度が40度以上となる場所に置かないこと。4. 火の中に入れていないこと。5. 使い切って捨てること。 <p>高圧ガス:使用するガスの種類(ガスの名称を表示する)</p>

※赤地を設け、白色の文字で表示する。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択で

きる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鋳工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

① SG マーク

自動車用携行ジャッキは SG マークの指定対象品目となっており、任意により検査を受け、合格すれば SG マークを貼付することができる。なお、SG マークが表示された製品の欠陥により、万が一、人身事故が起った場合は、対人についてのみ、被害者一人につき最高 1 億円までの賠償金が支払われる。

SG マーク



4. 所轄官庁・関連団体等

高压ガス保安法：

経済産業省 資源エネルギー庁 原子力安全・保安院 保安課

TEL: 03-3501-1511(代) <http://www.enecho.meti.go.jp/>

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL: 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp/>

SG マーク：

(財)製品安全協会

TEL : 03-5255-3631(代) <http://www.sg-mark.org/>

Ⅷ 住宅用品

Ⅷ－１ 住宅

HS 番号	品目	主要関連法規
9406	プレハブ建築物	植物防疫法 建築基準法 住宅の品質確保の促進等に関する法律

1. 輸入時の規制

住宅を輸入する際には、原則として規制はないが、材質によっては「植物防疫法」の規制を受ける場合がある。

(1) 「植物防疫法」

この法律は、輸出入植物および国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、およびそのまん延を防止し、もって農業生産の安全および助長を図ることを目的としている。

輸入検疫関係では、

1)省令で定める地域から発送され、または当該地域を経由した植物で、省令で定めるもの、
2)検疫有害動植物、3)土または土の付着する植物、4)これらの物の容器包装、は輸入してはならない（第7条第1項）。

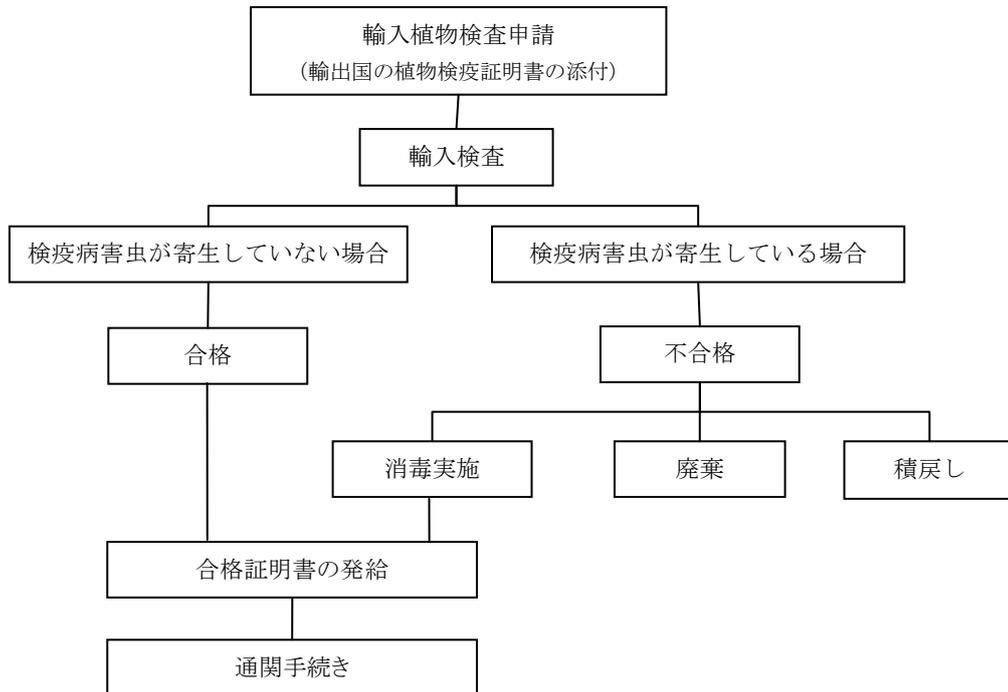
輸入する植物およびその容器包装は、輸出国の政府機関により発行された検査証明書またはその写しが添付されていなければならない（第6条第1項）。

植物を輸入した場合は、遅滞なく、植物防疫官から、輸出国の政府機関により発行された検査証明書またはその写しが添付されているかどうか、輸入禁止品であるかどうか、検疫有害動植物が付着しているかどうかについての検査を受けなければならない（第8条第1項）。

輸入植物検疫の対象となる植物は、苗木、種子、球根類、いも類、果実、野菜、切り花、穀類、豆類、木材、香辛料等。また、これらを乾燥したもの、これらを原料に一次加工したもの等、検疫有害動植物が付着する可能性のある植物類である。

ログハウスに用いる丸太などの木材の輸入に際しては、樹皮の有無を問わず、同法により輸入通関時検査が必要になる。

図表1 「植物防疫法」に基づく輸入検査（検疫手続き）



2. 販売時の規制

輸入された住宅の建築に関しては「建築基準法」の規制を受け、販売・請負に関しては「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の規制を受ける。

(1) 「建築基準法」

この法律は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の基準を定めて国民の生命、健康および財産の保護を図ることを目的としている。

建築確認・検査事務は、地方公共団体の建築主事の他、「指定資格検定機関」の実施する検定試験に合格した民間人も実施できる。建築基準は一定の性能を満たせば多様な材料、設備、構造方法を採用できる性能規定が採用されている。同一型式で量産される建築物は、予め国土交通大臣が認定した場合、建設主事または指定確認機関による個別の建設確認での審査は不要である。

告示で定められている例示仕様に適合していれば、そのまま各地方自治体の建築主事もしくは指定確認検査機関の建築確認を経て建築することができる。告示に規定されていない場合（特殊な建築材料や法律上想定されていない工法など）には、型式適合認定制度などが導入されている。型式区分ごとに適合すべき基準値および検証方法が明示され、(財)日本建築センターなどの機関が適合認定を代行することになっている。詳細は国土交通省住宅局建築指導課、もしくは下記の指定認定機関に問い合わせること。

指定確認検査機関（2009年12月現在全135機関より抜粋。全機関検索はこちらを参照。

<http://www.icba.or.jp/j/ken/siteikikan.htm>)

(財)日本建築センター 本部・建築技術研究所

TEL : 03-5816-7511 <http://www.bcj.or.jp>

(財)ベターリビング 住宅・建築評価センター 建築確認検査室

TEL : 03-5211-0599 <http://www.cbl.or.jp/index.html/>

(財)日本建築総合試験所 建築確認評定センター

TEL : 06-6872-0391 <http://www.gbrc.or.jp>

(財)日本建築設備・昇降機センター 確認検査部 検査課

TEL : 03-3591-2004 <http://www.beec.or.jp/>

<シックハウス対策に係わる改正「建築基準法」の概要>

建築物、家具、キャビネット等の製品に適用される。

①規制対象の化学物質：クロルピリホスおよびホルムアルデヒド

②クロルピリホスに関する禁止：居室を有する建築物には、これを添加した建材の使用禁止。

③ホルムアルデヒドに関する制限：

1)内装の仕上げの制限：居室の種類および換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の制限を行う。

2)換気設備の義務付け：ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、建築物には機械換気設備の設置が義務付けられる。

3)天井裏等の制限：下地材をホルムアルデヒドの発散の少ない建材とするか、機械換気設備を天井裏等でもできる構造とする。

(2)「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（品確法）

この法律は、住宅の品質確保の促進と、消費者が安心して住宅を取得できる市場条件、住宅に係る紛争の処理体制を図ることを目的としている。

1)瑕疵保証制度の充実

新築住宅の取得契約について、基本構造部分（柱、梁など住宅の構造上主要な部分）の瑕疵担保責任（補修請求権等）を10年間義務づける。

2)住宅性能表示制度

個々の住宅の持つ性能の水準が「どの程度のものであるか」について共通のものさしを使って、信頼性の高い情報を住宅取得者に提供する仕組み。

「住宅性能表示制度」の構成

1)住宅の性能水準に関する共通のものさしの設定

2)住宅の性能を設計・施工段階で第三者がチェックする仕組みの整備

3)どのような性能を有する住宅を引き渡すのかについて契約内容の明確化

4)引き渡された住宅に関するトラブルについて迅速な解決を図る裁判外紛争処理機関の整備

① 輸入住宅について

輸入住宅（2×4工法）に関しては、「住宅建設コスト低減のための緊急重点計画」において、規格等が定められている。

a. 建築基準に関する相互認証、規格・基準の国際的整合化の推進

2×4工法については、海外の規格に適合し、十分な強度があり、的確な品質管理が行われ、日本のJAS製品と共通性の高い製材は、海外規格（例：米国WWPA）証明をもって、そのまま日本の2×4工法に用いることができる。これにより、米国、カナダで流通しているほぼ全ての2×4工法用製材（Dimension Lumber）が、JAS規格またはJASとの相互認証による海外の規格を取得したものとして使用可能である。

b. 建築基準の性能規定化

定められた試験方法により強度等の性能を証明すれば、それまで用いることができなかった部材の使用や構造方法も可能となり、JIS規格品以外の釘の使用なども可能になっている。

② ログハウス告示に基づく規制

ログハウス（丸太組構造法住宅）に用いる丸太などは、ログハウス告示基準に従って使用しなければならない。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

輸入された住宅部材に関しては、法律により表示の必要なものがある。詳細は、本ハンドブックの各部材の項を参照のこと。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく表示

「住宅性能表示制度」は住宅性能を契約の事前に比較できるよう新たに性能の表示基準を設定するとともに、客観的に性能を評価できる第三者機関を設置し、住宅の品質の確保を図る事を目的としている。第三者機関である住宅性能評価機関（2009年12月現在、105機関）では、国土交通省が定めた「日本住宅性能表示基準」に従って性能評価を行い、評価を等級で示した住宅性能評価書を交付する。住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめたもの（設計住宅性能評価書）と、施行段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめたもの（建設住宅性能評価書）との2種類があり、それぞれ法律に基づくマークが表示される。住宅メーカーやユーザーなどは任意でこの制度を利用することができる。

②「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

輸入された住宅に関して、業界の自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

植物防疫法：

農林水産省 生産局 植物防疫課

TEL : 03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp>

植物防疫所

TEL : 045-211-7152 <http://www.maff.go.jp/pps/>

建築基準法：

国土交通省 住宅局 建築指導課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

住宅の品質確保の促進等に関する法律：

国土交通省 住宅局 住宅生産課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

輸入部材一般：

経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

参考：部材や設備機器によっては販売、設置に関して、他の法律の規制を受けるものがある。詳しくは、本ハンドブックの該当項を参照、または所轄官公庁等に問い合わせること。

Ⅷ－２ システムキッチン

HS番号	品目	主要関連法規
4419	木製の台所用品およびその部分品	ガス事業法 建築基準法 液化石油ガスの保安および取引の適正化に関する法律（液石法） 消防法 エネルギーの使用の合理化に関する法律 消費生活用製品安全法
7323	鉄鋼製の台所用品およびその部分品	ガス事業法 建築基準法 液化石油ガスの保安および取引の適正化に関する法律（液石法） 消防法 エネルギーの使用の合理化に関する法律 消費生活用製品安全法
7324	台所用流し（ステンレス鋼製）	水道法 消費生活用製品安全法
9403	台所用金属製家具、台所用木製家具	消費生活用製品安全法

1. 輸入時の規制

システムキッチンを入力する際には、原則的に規制はない。

2. 販売時の規制

システムキッチン本体の販売する際は、法的な規制はないが、システムキッチンに組み込まれる付属品の中には以下の規制を受けるものがある。

(1) 「水道法」

この法律は、水道の敷設および管理を適正かつ合理的なものとするとともに、水道を計画的に整備し、また水道事業を育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としている。

例) 水栓金具は、本ハンドブックⅧ－３水栓金具の項を参照のこと。

(2) 「ガス事業法」

この法律は、ガス事業の運営を調整することにより、ガスの使用者の利益を保護し、およびガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持および運用並びにガス用品の製造および販売を規制することで、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的とする。

都市ガス仕様のガス調理機器、ガス湯沸器などは、同法の規制を受ける場合がある。ガス工作物の検査は、法令で定める要件に適合した登録機関が行っている。

(3) 「液化石油ガスの保安および取引の適正化に関する法律」 (液化石油ガス法)

この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガス器具などの製造および販売などを規制する事により、液化石油ガスによる災害を防止すると共に、液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉の増進を目的としている。

液化石油ガス (LPガス) は、主として産業用に使用される場合には「高圧ガス保安法」、主として一般家庭で使用される場合においては「液化石油ガス法」の規制を受ける。LPガス仕様のガス調理機器、ガス湯沸器等に関しては、同法による規制を受ける場合がある。

(4) 「建築基準法」

この法律は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の規準を定めて国民の生命、健康および財産の保護を図ることを目的としている。

建築確認・検査事務は、地方公共団体の建築主事の他、「指定資格検定機関」の実施する検定試験に合格した民間人も実施できる。建築基準は一定の性能を満たせば多様な材料、設備、構造方法を採用できる性能規定が採用されている。同一型式で量産される建築物は、予め国土交通大臣が認定した場合、建設主事または指定確認機関による個別の建設確認での審査は不要である。

ガスコンロなどの火気を使用する場所の内装などは、建築基準法の規制を受ける。

(5) 「消防法」

この法律は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

ガスコンロなどの火気を使用する場所の内装などは、消防法の規制を受ける。

(6) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 (省エネ法)

この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物および機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

同法により、制令で指定された製品 (特定機器) を一定数量以上輸入する業者は、現在商品化されている製品のうち最も優れているもの以上のエネルギー効率に適合させることが義務づけられている。システムキッチンでは、ガス調理機器や冷蔵庫などが該当する可能性がある。詳細は経済産業省に問い合わせること。

(7) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止

を図るため、特定製品の製造および販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられている。詳細は附属資料VIを参照。

2009年4月の同法改正により、ビルトイン式電気食器洗機等が特定保守製品に定められ、輸入業者には次の義務が課せられた。経済産業大臣に事業の届出をしなければならない。省令で定める基準に従って点検期間等を定めなければならない。販売するまでに規定事項を表示しなければならない。経年劣化に関する情報を活用し、設計・部品・材料の選択の工夫、製品への表示又はその改善等を行うことにより、経年劣化による危害の発生を防止するよう努め、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

システムキッチン本体の販売する際には、法律に基づく義務表示はない。ただし、システムキッチンに組み込まれる付属品について法律で定められた表示をする必要があるものもある。

① 「ガス事業法」、「液化石油ガス法」に基づく表示

ガス用品では、事業者自身が技術基準に適合することを自己確認し、所定のマークを貼付する必要がある。ただし、構造、使用条件、使用状況などにより災害の発生する恐れが多いと認められるガス用品については「特定ガス用品」とされ、事業者自身の検査による安全確保に加え、経済産業大臣が認定（承認）する第三者認証機関による適合性検査が義務づけられている。

（注）半密閉式のガス瞬間湯沸し器は「特定ガス用品」に、密閉式・屋外式・開放式のガス瞬間湯沸し器は「特定以外のガス用品」に指定されている。

TGマーク：（財）日本ガス機器検査協会がガス事業法に基づき、使用材料、構造、ガス漏れ、燃焼状態などの項目について検査し合格したことを証明するマーク。

特定ガス用品

特定以外のガス用品



LPGマーク：日本LPガス協会がガス事業法に基づき、使用材料、構造、ガス漏れ、燃焼状態などの項目について検査し合格したことを証明するマーク。

特定ガス用品 特定以外のガス用品



②「消費生活用製品安全法」に基づく表示

ビルトイン式電気食器洗機等、特定保守製品の輸入業者等は、販売する時までに当該特定保守製品に次の事項を表示しなければならない。

- 1) 氏名又は名称及び住所
- 2) 製造年月
- 3) 設計標準使用期間
- 4) 点検期間の始期及び終期
- 5) 点検その他の保守に関する問合せを受けるための連絡先
- 6) 特定保守製品を特定するに足りる事項として省令で定める事項

(2) 法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鉱工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

② 「ガス事業法」

家庭用ガス機器認証マーク：ガスコンロなどの家庭用ガス機器には、(財)日本ガス機器検査協会による独自基準があり、それに基づいて各種認定が行われている。



(財)日本ガス機器検査協会

TEL : 03-5570-5981 (代)

<http://www.jia-page.or.jp/jia/top.html>

(3) 業界自主表示

システムキッチン本体に関しては、業界自主表示は特にないが、水栓金具については次の第三者認証制度によるマークを表示することができる。詳細はⅧ-3「水栓金具」の項を参照すること。

4. 所轄官庁・関連団体等

システムキッチン全般：

経済産業省 製造産業局 紙業生活文化日用品課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.or.jp>

水道法：

厚生労働省 健康局 水道課

TEL : 03-3503-1711(代) <http://www.mhlw.go.jp>

ガス事業法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.or.jp>

液化石油ガスの保安および取り引きの適正化に関する法律：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.or.jp>

建築基準法：

国土交通省 住宅局 建築指導課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

消防法：

総務省 消防庁 危険物保安課

TEL：03-5253-5111(代) <http://www.fdma.go.jp>

エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）：

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー
対策課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.or.jp>

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

TGマーク：

(財)日本ガス機器検査協会

TEL：03-5570-5981(代) <http://www.jia-page.or.jp/jia/top.html>

LPGマーク：

日本LPガス協会

TEL：03-3503-5741 <http://www.j-lpgas.gr.jp/>

家庭用ガス機器認証マーク：

(財)日本ガス機器検査協会

TEL：03-5570-5981(代) <http://www.jia-page.or.jp/jia/top.html>

Ⅷ－３ 水栓金具

HS 番号	品目	関係法規
8481	給水栓等のコック、部分品	水道法、建築基準法

1. 輸入・販売上の留意点

水栓金具の輸入する際には、原則的に規制はない。

2. 販売時の規制

水栓金具の販売する際には、規制は特にないが、設置する際には、「水道法」および「建築基準法」の規制を受ける。

(1) 「水道法」

この法律は、水道の敷設および管理を適正かつ合理的なものとするとともに、水道を計画的に整備し、また水道事業を育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としている。

輸入品、国産品に関わらず、水栓金具では、設置に際し同法による規制を受ける。わが国の水道水供給方法として、「直結式給水」と「タンク式給水」がある。「直結式給水」では、一般家庭において、水源→浄水場→ポンプ場→送水管→配水管→蛇口となっており、貯水槽にいったん貯めることなく配水管から直接供給できる。同法の規制は原則として蛇口までとなる。「タンク式給水」では、送水管の水圧が十分でない場合や、高層マンション、ホテル、オフィスビル、学校など大量の水道水を必要とする場合において、送水管で供給された水道水をいったんタンクに貯めた後、それぞれの部屋などに供給する。この場合、同法の規制は水道メーターまでとなる。

同法においては「水道事業は原則として市町村が経営するもの」とされている。

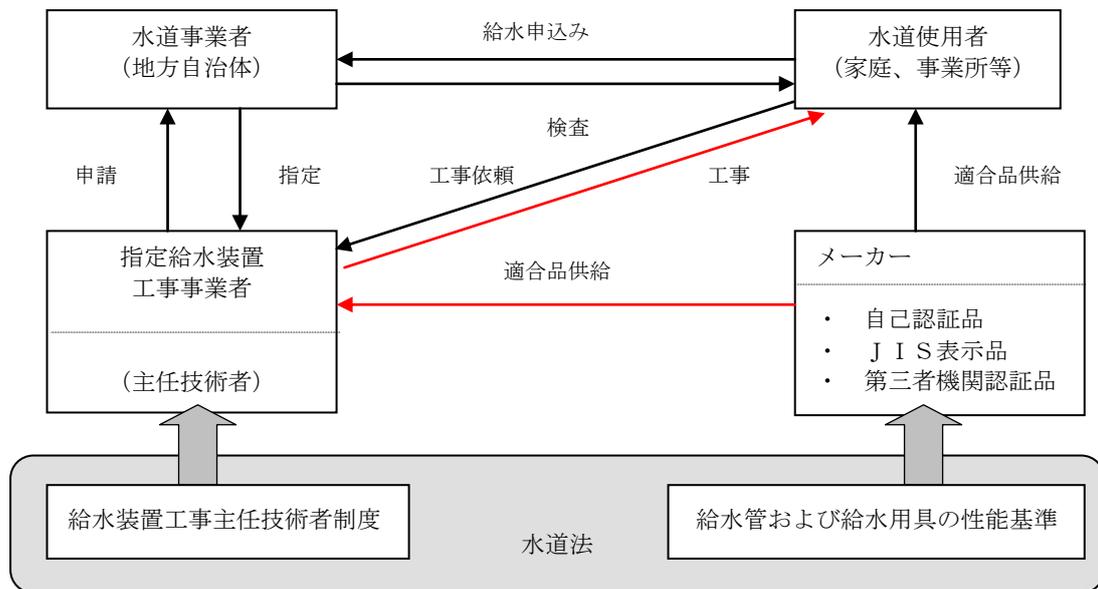
① 国の基準の明確化および第三者認証の導入

給水管および給水用具の基準を、国の定める性能基準（⇒図表2）に一本化し、メーカーによる自己認証または第三者機関認証による型式承認制度が導入された。さらに、海外との相互認証協議も推進されている。

② 指定工事店制度

水道工事の維持管理を徹底できること、24時間体制で緊急工事に備えられることなどの理由から、給水装置の工事に関して指定工事店制度を採用している。国家資格を持つ技術者（給水装置工事主任技術者）を擁する工事業者（指定給水装置工事事業者）は、地域を問わず工事ができる。

図表1 水道法の仕組み



図表2 給水管および給水用具の性能基準

	基準内容	適用対象
耐圧性能	水道の水圧により給水装置に破壊等が生じることを防止するための基準	原則としてすべての給水管および給水用具
浸出性能	給水装置から金属等が浸出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準	給水管、末端給水用具以外の給水用具（継手、バルブ類等）、飲用に供する水を供給する末端給水用具
水撃限界性能	給水用具の止水機構が急閉止する際に生じる水撃作用により、給水装置に破壊等が生じることを防止するためのもの基準	水栓、ボールタップ、電磁弁、元止め式瞬間湯沸器等
逆流防止性能	給水装置の吐水口からの汚水の逆流により、公共への危害等が生じることを防止するための基準	逆止弁、減圧式逆流防止器および逆流防止装置を内部に備えた給水用具
負圧破壊性能	断水時等に生じる負圧により給水装置の吐水口から汚水が逆流し、公共への危害等が生じることを防止するための基準	バキュームブレーカ、負圧破壊装置を内部に備えた給水用具、吐水口一体型給水用具
耐寒性能	給水用具内の水が凍結し、給水用具に破壊等が生じることを防止するための基準	寒冷地仕様の給水用具
耐久性能	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、その結果、給水装置の耐圧性、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準	弁類単体として製造・販売され、施工時に取り付けられるもの

給水装置の適合性認定を行う主な第三者認証機関およびその問い合わせ先は以下のとおり。また、性能基準および認証の詳細については、「厚生労働省給水装置データベース」(http://kyuusuidb.mhlw.go.jp/tec/kyuusuidb/KYU_Menu.html)を参照のこと。

(社) 日本水道協会 (JWWA) 調査部 調査課
TEL : 03-3264-2359 <http://www.jwwa.or.jp/>
(財)日本燃焼機器検査協会 (JHIA) 総務部
TEL : 0467-45-6311 <http://www.jhia.or.jp>
(財)電気安全環境研究所 (JET) 東京事業所
TEL : 03-3466-5234 <http://www.jet.or.jp>
(財)日本ガス機器検査協会 (JIA)
TEL : 03-5570-5981(代) <http://www.jia-page.or.jp>
(株) UL Japan
TEL : 0596-24-6717(代) <http://uljapan.co.jp/>

(2) 「建築基準法」

この法律は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の規準を定めて国民の生命、健康および財産の保護を図ることを目的としている。

建築確認・検査事務は、地方公共団体の建築主事の他、「指定資格検定機関」の実施する検定試験に合格した民間人も実施できる。そして建築基準は工法、材料、寸法など仕様を決める方式から、技術進歩や国際的建築基準に対応して、一定の性能を満たせば多様な材料、設備、構造方法を採用できる性能規定が採用されている。同一型式で量産される建築物は、予め国土交通大臣が認定した場合、建設主事または指定確認機関による個別の建設確認での審査は不要である。

水道の設置については、同法により規制されている。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

水栓金具に関しては、法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」 : JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与する事を目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業

標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

① 共通認証マーク

「水道法」に基づく第三者認証機関の（株）ユー・エル日本を除く5団体において、国の定めた性能基準を満たしている給水装置に対し、共通の認証マークを採用している。水栓金具についても、基準に適合したものについてはマークを表示することが可能である。

共通認証マーク

JWWA (社)日本水道協会	JHIA (財)日本燃焼機器検査協会	JET (財)電機安全環境研究所	JIA (財)日本ガス機器検査協会	UL アンダーライ ターズ・ラボ ラトリーズ・ インク

4. 所轄官庁・関連団体等

水道法：

厚生労働省 健康局 水道課

TEL：03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

建築基準法：

国土交通省 住宅局 建築指導課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

共通認証マーク：

(社)日本水道協会 (JWWA) 調査部 調査課

TEL：03-3264-2359 <http://www.jwwa.or.jp/>

(財)日本燃焼機器検査協会 (JHIA)

TEL：0467-45-6311 <http://www.jhia.or.jp>

(財)電気安全環境研究所 (JET) 東京事業所

TEL：03-3466-5234 <http://www.jet.or.jp>

(財)日本ガス機器検査協会 (JIA)

TEL：03-5570-5981(代) <http://www.jia-page.or.jp>

(株)UL Japan

TEL：03-6212-4300(代) <http://uljapan.co.jp/>

Ⅷ－４ ドア、窓

HS番号	品目	主要関連法規
4418	木製の戸、戸枠、窓、窓枠	建築基準法 住宅の品質確保の促進等に関する法律
7610	アルミニウム製の戸、戸枠、窓、窓枠	建築基準法 住宅の品質確保の促進等に関する法律

1. 輸入時の規制

アルミニウム製または木製の戸、戸枠、窓および窓枠を輸入する際には、規制は特にな
い。

2. 販売時の規制

アルミニウム製または木製の戸、戸枠、窓および窓枠を販売する際には、特に規制はな
いが、設置する際には「建築基準法」の規制を受ける。また「住宅の品質確保の促進等
に関する法律」の規制を受ける場合がある。

(1) 「建築基準法」

この法律は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の規準を定めて国民
の生命、健康および財産の保護を図ることを目的としている。

建築確認・検査事務は、地方公共団体の建築主事の他、「指定資格検定機関」の実施す
る検定試験に合格した民間人も実施できる。建築基準は一定の性能を満たせば多様な材
料、設備、構造方法を採用できる性能規定が採用されている。同一型式で量産される建
築物は、予め国土交通大臣が認定した場合、建設主事または指定確認機関による個別の
建設確認での審査は不要である。

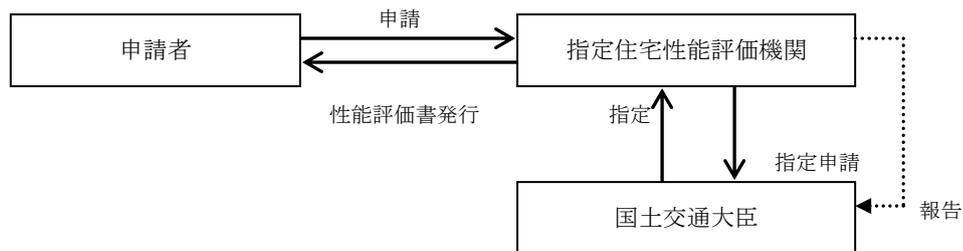
同法で定める内装制限の指定箇所には、同法で定めた不燃材料、準不燃材料、難燃材
料などを使用しなければならない。合板のうち、燃えにくいよう難燃薬剤等で処理し、
下記の性能規定に適合すると認められたもの、または国土交通大臣指定の性能認定機関
の認定を受けたものを「難燃合板」といい、難燃材料の1つに定められている。内装制限
の指定箇所（難燃材料以上のもの）には、この「難燃合板」のみ使用可能である。また、
シックハウス症候群が問題となったことをきっかけに、合板のホルムアルデヒドの基準
が見直された。詳細は国土交通省住宅局建築指導課に問い合わせること。

① 防火戸の認定

同法では、密集住宅地のように隣地との距離が接近しており、隣地との間隔が十分
でない場合や、マンションやホテルの客室の入口のドアのように大きな建物の仕切り
にあたる部分、建物の外壁の窓等には、防火対策上「防火戸」（法で定められた防火
性能を有する窓や戸）（注）の使用を義務づけている。

(注) 木製窓・ドアの場合、スチール等の不燃性の下地の上に木を貼ったり、木材に難燃性の薬品を注入したりして防火性能を高め、建築基準法の基準をクリアしているもの。技術的基準に適合することを指定の検証法で確かめられたものまたは国土交通大臣により認定を受けたものと定められているもの。それらの性能評価と認定は、指定性能評価機関として指定された第三者機関が行っている。

図表1 防火戸の性能評価



指定確認検査機関（2009年12月現在全135機関より抜粋。全機関検索はこちらを参照。

<http://www.icba.or.jp/j/ken/siteikikan.htm>)

(財)日本建築センター 本部・建築技術研究所

TEL : 03-5816-7511 <http://www.bcj.or.jp>

(財)バタリービング 住宅・建築評価センター 建築確認検査室

TEL : 03-5211-0599 <http://www.cbl.or.jp/index.html/>

(財)日本建築総合試験所 建築確認評定センター

TEL : 06-6872-0391 <http://www.gbrc.or.jp>

(財)日本建築設備・昇降機センター 確認検査部 検査課

TEL : 03-3591-2004 <http://www.beec.or.jp/>

<シックハウス対策に係わる改正「建築基準法」の概要>

建築物、家具、キャビネット等の製品に適用される。

- ①規制対象の化学物質：クロルピリホスおよびホルムアルデヒド
- ②クロルピリホスに関する禁止：居室を有する建築物には、これを添加した建材の使用禁止。
- ③ホルムアルデヒドに関する制限：
 - 1)内装の仕上げの制限：居室の種類および換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材の制限を行う。
 - 2)換気設備の義務付け：ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しない場合でも、家具からの発生があるため、建築物には機械換気設備の設置が義務付けられる。
 - 3)天井裏等の制限：下地材をホルムアルデヒドの発生が少ない建材とするか、機械換気設備を天井裏等でもできる構造とする。

(2) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)

この法律は、住宅の品質確保の促進と、消費者が安心して住宅を取得できる市場条件、住宅に係る紛争の処理体制を図ることを目的としている。

① 瑕疵保証制度の充実

新築住宅の取得契約について、基本構造部分(柱、梁など住宅の構造上主要な部分)の瑕疵担保責任(補修請求権等)を10年間義務づける。

② 住宅性能表示制度

個々の住宅の持つ性能の水準が「どの程度のものであるか」について共通のものさしを使って、信頼性の高い情報を住宅取得者に提供する仕組み。

「住宅性能表示制度」の構成

1)住宅の性能水準に関する共通のものさしの設定

2)住宅の性能を設計・施工段階で第三者がチェックする仕組みの整備

3)どのような性能を有する住宅を引き渡すのかについて契約内容の明確化

4)引き渡された住宅に関するトラブルについて迅速な解決を図る裁判外紛争処理機関の整備

(3) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)

この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物および機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

住宅金融支援機構では省エネルギー基準に準じた「省エネルギータイプ」の住宅に対する割増融資制度を設けており、ドア・窓の断熱性能についての基準を設けている。

住宅金融支援機構 TEL:03-3812-1111(大代表) <http://www.jhf.go.jp/>

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

「建築基準法」の改正により、アルミニウム製または木製の戸、戸枠、窓および窓枠に関して法律に基づく表示義務はなくなった。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

- ・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

- (3) 業界自主表示

特になし。

4. 所轄官庁・関連団体等

建築基準法：

国土交通省 住宅局 建築指導課

TEL : 03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

住宅の品質確保の促進等に関する法律：

国土交通省 住宅局 住宅生産課

TEL : 03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

輸入部材一般：

経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

Ⅷー5 板ガラス

HS番号	品目	主要関連法規
7003	鋳込み法またはロール法により製造した板ガラス	建築基準法 住宅の品質確保の促進に関する法律 消防法 道路運送車両法 鉄道営業法
7004	引上げ法または吹上げ法により製造した板ガラス	建築基準法 住宅の品質確保の促進に関する法律 消防法 道路運送車両法 鉄道営業法
7005	フロート板ガラス、磨き板ガラス	建築基準法 住宅の品質確保の促進に関する法律 消防法 道路運送車両法 鉄道営業法
7007	安全ガラス（合わせガラスおよび強化ガラス）	建築基準法 住宅の品質確保の促進に関する法律 消防法 道路運送車両法 鉄道営業法
7008	断熱用複層ガラス	建築基準法 住宅の品質確保の促進に関する法律 消防法 道路運送車両法 鉄道営業法
7009	ガラス鏡	建築基準法 住宅の品質確保の促進に関する法律 消防法 道路運送車両法 鉄道営業法

1. 輸入時の規制

板ガラスを輸入する際には、原則として規制はない。

2. 販売時の規制

板ガラスを販売する際には、特に規制はない。ただし、使用・施工の際には「建築基準法」、「道路運送車両法」、「鉄道営業法」「住宅の品質確保の促進等に関する法律」、および「消防法」の規制を受ける場合がある。

(1) 「建築基準法」

この法律は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の規準を定めて国民の生命、健康および財産の保護を図ることを目的としている。

建築確認・検査事務は、地方公共団体の建築主事の他、「指定資格検定機関」の実施する検定試験に合格した民間人も実施できる。建築基準は一定の性能を満たせば多様な材料、設備、構造方法を採用できる性能規定が採用されている。同一型式で量産される建築物は、予め国土交通大臣が認定した場合、建設主事または指定確認機関による個別の建設確認での審査は不要である。

仕様規定：材料名、形状など、特定の仕様を規定する。具体的で分かりやすいが、技術の進歩による新技術・工法に対応しにくいという問題がある。

性能規定：物理的な性能値が定められ、その性能を満たせば、どのような構造、材料、設備でも採用できる。

同法により、建築物の構造、板ガラスを用いる部位によって、強度（耐風圧、耐震、耐雪）耐火・防火、安全性、採光性などの設計基準が定められ、用いるガラスも種類、厚さ、面積、施工方法などの基準が定められている。網入板ガラスは防火設備の構造素材の1つに指定されている。また国土交通大臣の認定を受けた板ガラスについても防火設備の性能を有すると認められる。

(2) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（品確法）

この法律は、住宅の品質確保の促進と、消費者が安心して住宅を取得できる市場条件、住宅に係る紛争の処理体制を図ることを目的としている。

① 瑕疵保証制度の充実

新築住宅の取得契約について、基本構造部分（柱、梁など住宅の構造上主要な部分）の瑕疵担保責任（補修請求権等）を10年間義務づける。

② 住宅性能表示制度

個々の住宅の持つ性能の水準が「どの程度のものであるか」について共通のものさしを使って、信頼性の高い情報を住宅取得者に提供する仕組み。

「住宅性能表示制度」の構成

- 1)住宅の性能水準に関する共通のものさしの設定
- 2)住宅の性能を設計・施工段階で第三者がチェックする仕組みの整備
- 3)どのような性能を有する住宅を引き渡すのかについて契約内容の明確化
- 4)引き渡された住宅に関するトラブルについて迅速な解決を図る裁判外紛争処理機関の整備

(3) 「消防法」

この法律は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

特に、高層建築物、地下街、劇場、ホテル等の防災防火対象物において使用する防災対象物品（カーテン、じゅうたん等）は政令で定める基準以上の防災性能を有するもの

でなければならないとされている。

同法において、危険物に係わる建築物の窓および出入口に関する基準が定められており、使用する板ガラスに関する規定がある。

(4) 「道路運送車両法」

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証を行い、安全性の確保および公害の防止ならびに整備についての技術向上を図り、あわせて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的としている。

本法は、自動車の登録（第2章）、自動車の規格に係る保安および公害防止基準（第3章）、それら基準を遵守するための点検、整備（第4章）や検査（第5章）、およびそれを実施する自動車整備業（第6章）について規定している。

同法において、自動車の窓ガラスでは安全ガラスを使用することが義務づけられている。使用可能な安全ガラスの詳細については、国土交通省自動車交通局技術企画課に問い合わせること。

(5) 「鉄道営業法」

同法において、鉄道車両の客室の窓ガラスでは安全ガラスを使用することが義務づけられている。使用可能な安全ガラスの詳細については、国土交通省鉄道局技術企画課に問い合わせること。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

板ガラスに関しては、法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO／IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

板ガラスに関する業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

建築基準法：

国土交通省 住宅局 建築指導課

TEL : 03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

住宅の品質確保の促進等に関する法律：

国土交通省住宅局住宅生産課

TEL : 03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

消防法：

総務省 消防庁 危険物保安課

TEL : 03-5253-5111(代) <http://www.fdma.go.jp>

道路運送車両法：

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 技術企画課

TEL : 03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

鉄道営業法：

国土交通省 鉄道局 技術企画課

TEL : 03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

Ⅷ－６ 木質床材、石材、タイル

HS 番号	品目	主要関連法規
4407	木質床材（フローリング）	建築基準法 住宅の品質確保の促進等に関する法律 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
6802	大理石、花崗岩	建築基準法 住宅の品質確保の促進等に関する法律
6904	陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フィラータイル	建築基準法 住宅の品質確保の促進等に関する法律
6907	陶磁製の無釉タイル	建築基準法 住宅の品質確保の促進等に関する法律
6908	陶磁製の施釉タイル	建築基準法 住宅の品質確保の促進等に関する法律

1. 輸入時の規制

木質床材、石材、タイルを輸入する際には、原則的に規制はない。

2. 販売時の規制

木質床材、石材、タイルの販売に際して、規制は特にないが、使用に関しては木質床材においては「建築基準法」が、また木質床材、石材、タイルにおいては「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の規制を受ける。

(1) 「建築基準法」

この法律は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の規準を定めて国民の生命、健康および財産の保護を図ることを目的としている。

建築確認・検査事務は、地方公共団体の建築主事の他、「指定資格検定機関」の実施する検定試験に合格した民間人も実施できる。建築基準は、一定の性能を満たせば多様な材料、設備、構造方法を採用できる性能規定が採用されている。同一型式で量産される建築物は、予め国土交通大臣が認定した場合、建設主事または指定確認機関による個別の建設確認での審査は不要である。

同法で定める内装制限の指定箇所には、不燃材料、準不燃材料、難燃材料などを使用しなければならない。合板のうち、燃えにくいよう難燃薬剤等で処理し、性能規定に適合すると認められたもの、または国土交通大臣指定の性能認定機関の認定を受けたものを「難燃合板」といい、難燃材料の1つに定められている。内装制限の指定箇所（難燃材料以上のもの）には、この「難燃合板」のみ使用可能である。また、シックハウス症候群が問題となったことをきっかけに、合板のホルムアルデヒドの基準が見直された。詳

細は国土交通省住宅局建築指導課に問い合わせること。

<シックハウス対策に係わる改正「建築基準法」の概要>

建築物、家具、キャビネット等の製品に適用される。

- ①規制対象の化学物質：クロルピリホスおよびホルムアルデヒド
- ②クロルピリホスに関する禁止：居室を有する建築物には、これを添加した建材の使用禁止。
- ③ホルムアルデヒドに関する制限：
 - 1)内装の仕上げの制限：居室の種類および換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の制限を行う。
 - 2)換気設備の義務付け：ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、建築物には機械換気設備の設置が義務付けられる。
 - 3)天井裏等の制限：下地材をホルムアルデヒドの発散の少ない建材とするか、機械換気設備を天井裏等でもできる構造とする。

(2) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)

この法律は、住宅の品質確保の促進と、消費者が安心して住宅を取得できる市場条件、住宅に係る紛争の処理体制を図ることを目的としている。

① 瑕疵保証制度の充実

新築住宅の取得契約について、基本構造部分(柱、梁など住宅の構造上主要な部分)の瑕疵担保責任(補修請求権等)を10年間義務づける。

② 住宅性能表示制度

個々の住宅の持つ性能の水準が「どの程度のものであるか」について共通のものさしを使って、信頼性の高い情報を住宅取得者に提供する仕組み。

「住宅性能表示制度」の構成

- 1)住宅の性能水準に関する共通のものさしの設定
- 2)住宅の性能を設計・施工段階で第3者がチェックする仕組みの整備
- 3)どのような性能を有する住宅を引き渡すのかについて契約内容の明確化
- 4)引き渡された住宅に関するトラブルについて迅速な解決を図る裁判外紛争処理機関の整備

詳細は本ハンドブックⅧ-1住宅の項を参照のこと。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

木質床材、建材用石材、タイルに関しては、法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL: 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

②「農林物資の規格化および品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)

JAS 規格では、農林水産大臣が、農林物資の種類 (品目) を指定し、酒類、医薬品等を除く、飲食料品、油脂、農産物、林産物、および水産物並びにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物質をいう。規格対象商品は、2009 年 12 月現在、66 品目 214 規格 (うち、林産物は 11 品目、29 規格) が制定されており、規格の品位、成分、性能、生産方法などの品質に関する基準と表示に関する基準が決定されている。

日本農林規格 (JAS) では、木質床材 (フローリング) について、概観の品質、含水率、接着の程度、用途に見合った強度、耐磨耗性能等を規定している。またホルム

アルデヒド放散量、防虫処理についても規定している。

<JAS規格一覧> http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/kikaku_itiran.html

(3) 業界自主表示

建材用石材、タイルに関して、業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

合板一般：

農林水産省 林野庁 林政部 木材課

TEL：03-3502-8111(代) <http://www.rinya.maff.go.jp>

建築基準法：

国土交通省 住宅局 建築指導課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

住宅の品質確保の促進等に関する法律：

国土交通省 住宅局 住宅生産課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

農林物質の規格化および品質表示の適正化に関する法律（JAS法）：

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課

TEL：03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp/>

建築用石材：

経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

タイル：

経済産業省 製造産業局 紙業生活文化用品課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

Ⅹ 計測機器

Ⅹ－１ 流量計

HS 番号	品目	主要関連法規
8 4 2 1	浄水器	食品衛生法 家庭用品品質表示法
9 0 2 6	流量計	計量法

1. 輸入時の規制

流量計の輸入を輸入する際には、原則的に規制はないが、浄水器の輸入にあたっては「食品衛生法」に基づく輸入届が必要な場合がある。

(1) 「食品衛生法」

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

同法により、食料などの輸入に際しては、その都度厚生労働大臣に届け出、海空港の検疫所で手続きが行われる。輸入検査に際しては、外国製食品への事前確認制度、特定食品の計画輸入制度、同一食品の継続的輸入の品目登録制度、輸出国公的検査機関制度、事前届出制度などにより手続きの簡素化・迅速化が図られている。

同法により、有害・有毒な物質が含まれ、もしくは付着するなどして、人の健康を害うおそれのある器具・容器包装は、製造・輸入・販売・使用が禁止されている。また「器具・容器包装の規格・基準」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/dl/4.pdf>)が定められている。この基準は「原材料一般の規格」、「原材料の材質別規格」、「製造基準」、「乳・乳製品等の容器包装等の規格」からなっている。

浄水器のうち水道蛇口の先に取り付けるもの（「水道法」の「給水装置」に該当しないもの）については、輸入時に「食品衛生法」の規制を受ける。「給水装置」の基準は「水道法」第3条の用語の定義を参照すること。（社）日本水道協会で「給水装置」に該当するか否かの判断を仰ぐことができる。

食品等の輸入手続は、貨物を通関する場所の所轄検疫所の食品監視担当課へ「食品等輸入届出書」を提出して行う。届出書は検疫所の食品衛生監視員により審査され、必要に応じて検査を受け、「食品衛生法」に適合すると判断されたものについて輸入が認められる。

事前に厚生労働大臣指定の国内検査機関、あるいは登録されている国外検査機関において自主的に検査をしておく、その結果は検疫所の行う衛生検査と同等に取り扱われ衛生検査（溶出検査）が省略されるため、輸入手続きが迅速に行われる。手続きの流れ

は本ハンドブックⅡ－1プラスチック容器を参照のこと。

(社)日本水道協会 総務部 総務課

TEL : 03-3264-2281 <http://www.jwwa.or.jp/>

2. 販売時の規制

(1) 「計量法」

この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展および文化の向上に寄与することを目的としている。

同法は、国際化、技術革新への対応および消費者利益の3つの視点に基づき、取引・証明に使用されている法定計量単位を国際単位系に統一、計量標準の供給制度、指定製造事業者制度等が定められている。

①流量計の販売にあたっては、計量法の規制を受ける。単位の統一のため、法定計量を測定し、取引上または非法定計量単位の使用を禁止している。

②取引上または証明上における計量器等の使用制限、正確な計量器の供給のため計量器に関する事業の届出制度、家庭用計量器の基準適合制度、計量器の譲渡等の制限、取引または証明に用いる計量器の検定等制度、一定水準の製造品質管理能力のある製造事業者の製品については検定を免除する指定製造事業者制度、基準器検査制度を設けている。

③適正な計量の実施のため、法定計量単位により取引または証明における計量をするものについて正確計量の義務を課している、商品取引にかかわる量目規制、計量証明事業の登録制度を設けているほか、定期検査、立ち入り検査等により取締りを行っている。

④自主的な計量管理の推進のため、計量士の登録制度を設け、適正計量管理事業所の指定を行っている。

⑤国家計量標準を基準とした校正を行い、それとのつながりを対外的に証明する計量標準供給制度を設けている。

[規制の概要]

1) 対象品目

主として特定計量器が対象（ガスメーター、水道メーター、血圧計、圧力計、タクシメーター、等）

2) 規制の概要

i 規制の内容

取引または証明に用いる場合の計量器は検定を受け、これに合格したものを使用しなければならない。

ii 申請手続き

検定については区分ごとに行政庁（独立行政法人産業技術総合研究所、各都道府

県計量検定所または指定機関)にそれぞれ申請する。型式承認については、計量器ごとに次の機関に申請する。

(独)産業技術総合研究所 TEL:029-861-2000(代) <http://www.aist.go.jp>

3. 表示方法

(1) 法律に基づく表示

①「家庭用品品質表示法」

製造業者や販売業者は、同法で対象品目に指定された製品（2009年12月末現在、繊維製品 35 品目、合成樹脂加工品 8 品目、電気機械器具 17 品目、雑貨工業品 30 品目、合計 90 品目）に対し、成分、性能、用途、取扱い上の注意など品質に関する表示項目と遵守項目を表示しなければならない。

流量計に関して、法律に基づく義務表示は特にない。

家庭用浄水器については、「家庭用品品質表示法」に基づく「雑貨工業品品質表示規定」で、品名、用途などの表示内容が義務付けられている。詳細は所轄官庁に確認のこと。

(2) 法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク

鋳工業品



加工技術



特定側面



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

流量計、浄水器に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

計量法 :

経済産業省 産業技術環境局 知的基盤課 計量行政室

TEL: 03-3501-1511 <http://www.meti.go.jp>

食品衛生法 :

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

水道法 :

厚生労働省 健康局 水道課

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

家庭用品品質表示法 :

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL: 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

Ⅸ－２ 放射線測定機器

HS 番号	品目	主要関連法規
9030	放射線測定機器	労働安全衛生法

1. 輸入時の規制

放射線測定機器を輸入する際には、原則として規制はない。

2. 販売時の規制

(1) 「労働安全衛生法」(安衛法)

この法律は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

具体的には危険な作業を必要とする機械等について、これを製造し、輸入し、または設置・使用する者に対して、製造許可、検査・検定、構造規格への適合等が義務づけられている。(第 37 条、38 条、42 条、44 条の 2)。詳細は附属資料-Ⅲを参照。

放射線測定機器の販売に関しては、原則として規制はない。ただし、放射線物質に関わる業務全般について、同法に基づく「電離放射線障害防止規則」では、事業者は労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならないとの原則のもと、放射線物質の扱いについて規定している。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

放射線測定機器に関して、法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ(www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業

標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

放射線測定機器に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

労働安全衛生法

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

X 鉱物性製品

X-1 鉱物性燃料

HS 番号	品目	主要関連法規
2701	石炭、練炭、豆炭	関税法 石油石炭税法 航空法
2702	亜炭	航空法
2703	泥炭	植物防疫法 航空法
2704	コークス、レトルトカーボン	航空法
2705	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガス	航空法
2706	鉱物性タール	航空法
2707	ベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタレン、クレオソート油	航空法
2708	ピッチ、ピッチコークス	航空法
2709	石油、歴青油（原油）	石油石炭税法 石油の備蓄の確保等に関する法律 航空法
2710	揮発油、灯油、軽油、廃油	石油の備蓄の確保等に関する法律 揮発油等の品質の確保等に関する法律 揮発油税法 地方揮発油税法 航空法 消防法
2711	石油ガス、ガス状炭化水素	石油石炭税法 石油の備蓄の確保等に関する法律 航空法
2712	鉱物性ろう	航空法
2713	石油コークス、石油アスファルト	航空法
2714	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト、アスファルチックロック	航空法

2715	歴青質混合物	
------	--------	--

1. 輸入時の規制

(1) 「関税法」

石炭は「本船扱」または「ふ中扱」に該当するので、本船またははしけ等に積載された状態で輸入申告、検査、輸入許可を受けることができる。「本船扱」または「ふ中扱」を希望する場合は、本船積荷目録を税関に提出する前に「本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱承認申請書」(C-5250)を税関業務部へ提出し、税関の承認を受ける。積荷目録提出後に承認書を輸入申告書に添付して輸入申告する。

石炭は、一部の規格のものを除いて輸入公表に基づく事前確認品目であったが、1998年4月より原則として輸入が自由化された。

(2) 「石油石炭税法」

原油もしくは石油製品、ガス状炭化水素または石炭（以下「原油等」という。）を輸入する者は、石油石炭税を納める義務がある。原油等に係る石油石炭税の納税地は、当該保税地域の所在地とする。ただし、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認の際に指定を受けた場所とする。

石油石炭税の課税標準は、その採取場から移出した原油、ガス状炭化水素もしくは石炭または輸入する原油等の数量とする。石油製品で政令で定めるものまたはガス状炭化水素で政令で定めるものに係る前項の数量は、それぞれその重量または容量を基礎として政令で定める方法により計算した数量によるものとする。

石油石炭税の税率は、次の金額とする。(2009年12月現在)

①原油及び石油製品：1キロリットルにつき 2,040 円

②ガス状炭化水素：1トンにつき 1080 円

③石炭：1トンにつき 700 円

(3) 「石油の備蓄の確保等に関する法律」

この法律は、石油の備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油の適切な供給を図るための措置を講ずることにより、我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。この法律において「石油」とは、原油、指定石油製品および石油ガスをいう。

業として石油の輸入を行う場合には、同法に基づき貯蔵施設の貯蔵能力および所在地、事業開始予定年月日およびその日の属する月の輸入予定量等を記載した申請書を提出し、経済産業大臣の登録を受ける。

(4) 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」

この法律は、揮発油、軽油および灯油（以下「揮発油等」という）について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益の保護に資するとともに、重油について海洋汚染等の防止に関する国際約束の適確な実施を確保するために必要な措置を講ずることを目的とする。この法律において「石油製品」とは、揮発油、軽油、灯油、重油、炭化水素油、石油ガスであって経済産業省令で定めるものをいう。

揮発油等の輸入業者は、省令に定められた品質基準への適合が義務付けられている。揮発油等の品質を確認するために必要な分析は(社)全国石油協会、(社)日本海事検定協会、(財)化学物質評価研究機構、(財)新日本検定協会といった指定機関に委託することができる。輸入の際には通関前に分析結果を添付して、数量等の届出を地方経済産業局等に対して行う必要がある。

2007年よりバイオディーゼル燃料が規制の対象に加わり、品質規程が設定されたほか、軽油の硫黄成分についても規制が変更された。2008年1月よりガソリンの硫黄分についても規制が変更された。

(5) 「航空法」

危険物の運搬には、容器の基準が定められている。

(6) 「植物防疫法」

土の中には有害動物や有害植物が混入・付着していることがあり、その的確な検出は困難であることから土は輸入が禁止されている。泥炭（ピートモス）が園芸用培養土の原料として輸入されることがあるが、炭化の程度や夾雑物の混入状態から有機物の有無を判断することは困難なので、その採取場所の状態、成分または製造方法などを記して、あらかじめ植物防疫所または植物検疫協会への照会することがきる。

2. 販売時の規制

(1) 「石油の備蓄の確保等に関する法律」

一定量以上の石油を取り扱う販売業者は、定められた事項を経済産業大臣に届け出る。

(2) 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」

揮発油、軽油および灯油（以下「揮発油等」という）の販売業を行おうとする者は、経済産業大臣に届け出る。揮発油等の販売業者は、揮発油等の規格として経済産業省令で定めるものに適合しない物を、自動車の燃料用の揮発油等（揮発油等と同じ用途に用いることができる石油製品であって経済産業省令で定めるものを含む）として消費者に販売してはならない。

2008年2月より、バイオ燃料（ガソリン代替エタノール）が混和されたガソリンや軽油

の適正な品質を確保するため、ガソリンや軽油にエタノール等を混和する事業者に対して、事業者の事前登録や混合ガソリン・軽油の品質の確認が義務付けられた。

(3) 「揮発油税法」

揮発油には、この法律により、揮発油税を課する。揮発油税の課税標準は、保税地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販売するまでに貯蔵および輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定めるものを控除した数量とする。揮発油税の税率は、揮発油1キロリットルにつき24,300円。(2009年12月現在)

(4) 「地方揮発油税法」(旧・地方道路税法)

都道府県および市町村に対し財源を譲与するため、揮発油には、この法律により地方揮発油税を課する。揮発油を保税地域から引き取る者は、地方揮発油税を納める義務がある。地方揮発油税の課税標準は、揮発油税の課税標準となる揮発油の数量とする。地方揮発油税の税率は、揮発油1キロリットルにつき4,400円。(2009年12月現在)

(5) 「消防法」

ガソリン、クレオソート油、灯油、軽油は同法別表第一の危険物第4類(引火性液体)に該当するので、その貯蔵、取扱い(給油・販売等)および運搬について、原則として次の規制を受ける。同法別表第一に明記されていないものであっても、同様の性状を示すものは危険物に該当する。

①貯蔵および取扱いの許可

貯蔵所(屋内外でのドラム缶貯蔵、タンク貯蔵等)および取扱所(給油、販売、移送等)を設置する場合には、市町村長または都道府県知事(消防防災担当)に「危険物貯蔵等許可申請書」に必要書類を添付して提出し、許可を受ける。

②危険物保安統括管理者等の設置義務

上記①の貯蔵等をする場合には、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者(都道府県知事の行う試験に合格した者)を設置する。

③危険物の運搬

危険物の運搬は、容器、積載方法および運搬方法について定められた基準に従う。

(6) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集および提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

鉱物性燃料に関して、法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL: 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

鉱物性燃料に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

関税法：

税関（東京）

TEL：03-3529-0700 <http://www.customs.go.jp>

石油石炭税法：

財務省 主税局 税制第二課 揮発油税係

TEL：03-3581-4111 <http://www.mof.go.jp>

石油の備蓄の確保等に関する法律：

経済産業省 資源エネルギー庁 資源燃料部 石油精製備蓄課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

揮発油等の品質の確保等に関する法律：

経済産業省 資源エネルギー庁 資源燃料部 政策課 燃料政策企画室

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

航空法：

国土交通省 航空局 運航課

TEL：03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

植物防疫法：

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課

TEL：03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp>

揮発油税法：

財務省 主税局 税制第二課 揮発油税係

TEL：03-3581-4111(代) <http://www.mof.go.jp>

地方揮発油税法：

財務省 主税局 税制第二課 揮発油税係

TEL：03-3581-4111(代) <http://www.mof.go.jp>

消防法：

総務省 消防庁 危険物保安室

TEL：03-5253-5111(代) <http://www.fdma.go.jp>

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL：03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

(社)全国石油協会

TEL：03-5251-2201 <http://www.sekiyu.or.jp>

(社)日本海事検定協会

TEL：03-3552-1241 <http://www.nkkk.or.jp>

(財)化学物質評価研究機構 本部 安全性評価技術研究所

TEL：03-5804-6131 http://www.cerij.or.jp/ceri_jp/

(財)新日本検定協会

TEL : 03-3449-2611

<http://www.shinken.or.jp>

X-2 小石・砂利・碎石・砂

HS 番号	品目	主要関連法規
2517	小石・砂利・碎石	植物防疫法

1. 輸入時の規制

小石・砂利・碎石・砂の輸入の際には、規制はない。

(1) 「植物防疫法」

土の中には有害動物や有害植物が混入・付着していることがあり、その的確な検出は困難であることから土は輸入が禁止されている。砂がゴルフ場のバンカーや公園の砂場に使用する目的で輸入されることがあるが、夾雑物の混入状態から有機物の有無を判断することは困難なので、その採取場所の状態、成分または製造方法などを記して、あらかじめ植物防疫所または植物検疫協会への照会することがきる。

2. 販売時の規制

(1) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集および提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

小石・砂利・碎石・砂に関して、法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

小石・砂利・碎石・砂に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

植物防疫法：

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課

TEL : 03-3502-8111(代) <http://www.maff.go.jp>

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

X-3 建築用岩石

HS 番号	品目	主要関連法規
2514	スレート	
2515	大理石、トラバーチン、エコーシン、アラバスター	
2516	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩	

1. 輸入時の規制

建築用岩石の輸入の際には、特に規制はない。

2. 販売時の規制

(1) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集および提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

(2) その他の留意事項

石材の使用に関して「建築基準法」「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の規制を受ける場合がある。詳細は国土交通省住宅局へ問い合わせること。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

建築用岩石に関して、法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ

(www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

建築用岩石に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

建築基準法：

国土交通省 住宅局 建築指導課 法規係

TEL : 03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

住宅の品質確保の促進等に関する法律：

国土交通省 住宅局 住宅生産課

TEL : 03-5253-8111(代) <http://www.mlit.go.jp>

X I 卑金属製品

X I - 1 鉄鋼およびその製品

HS 番号	品目	主要関連法規
7201、7205	銑鉄またはスピーゲルの粒、粉等	
7202	フェロアロイ	
7203～7205	鉄鋼のくず、インゴット、粒、粉等	
7206～7217	鉄または非合金鋼のインゴット、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼、線等	
7218～7223	ステンレス鋼のインゴット、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼、線等	
7224～7229	その他の合金鋼のインゴット、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼、線等、および非合金鋼の中空ドリル棒	
7301	鋼矢板、溶接形鋼	
7302	レール、ガードレール、ラックレール、轍差、転轍棒、トンダレール等	
7303	鋳鉄製の管等	
7304～7306	鉄鋼製の油・ガス輸送用ラインパイプ、掘削用ドリルパイプ等	
7307	鉄鋼製のフランジ、エルボー、スリーブ等	
7308	鉄鋼製の橋、橋げた、塔、格子柱、戸、窓、足場、枠組み、支柱等	
7309～7310	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱等	食品衛生法
7311	鉄鋼製のガス容器	
7312	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル等	
7313	鉄鋼製の有刺線等	
7314	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網、柵、エキスパンデッドメタル等	
7315	鉄鋼製の鎖等	
7316	鉄鋼製のいかり等	

7317～7318	鉄鋼製のくぎ、ねじ、ボルト、ナット、リベット、コッター等	
7320	鉄鋼製のばね、ばね板	
7322	鉄鋼製のラジエーター等	
7325～7326	鉄鋼製のグライディングボール、コンベヤベルト、シャフト等	

1. 輸入時の規制

(1) 「食品衛生法」

タンクや樽など食品用容器包装としての鉄鋼製品を輸入する場合は、食品衛生法に基づく所定の手続き（規格への合致、「食品等輸入届出書」の提出など）が必要である。

輸入手続は、貨物を通関する場所の所轄検疫所の食品監視担当課へ、「食品等輸入届出書」を提出して行う。届出書は検疫所の食品衛生監視員により審査され、必要に応じて検査を受け、食品衛生法に適合すると判断されたものについて輸入が認められる。検査を要したものは「衛生検査実施、合格」の印が押され、検査不要のものには「届出済」の印が押されるので、通関の際にそれぞれの押印がされた届出書を税関に提出する。

2. 販売時の規制

(1) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集および提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

に関して、法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

- ・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/)の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

- ・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

- ・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

食品衛生法：

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課

TEL : 03-5253-1111(代) <http://www.mhlw.go.jp>

X I - 2 レアメタル

HS 番号	品目	主要関連法規
2602	マンガン鉱	
2604	ニッケル鉱	
2605	コバルト鉱	
2610	クロム鋼	
2611	タングステン鉱	
2612	ウラン鉱、トリウム鉱	
2613	モリブデン鉱	
2314	チタン鉱	
2315	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱、ジルコニウム鉱	
2317	アンチモン鉱等	
7110～7111	白金、パラジウム等	

1. 輸入時の規制

レアメタルの輸入に際して、特に規制はない。

2. 販売時の規制

レアメタルのリサイクルについては、2009年12月現在検討中である。附属資料-Vを参照すること。

(1) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集および提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

レアメタルに関して、法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

①「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案 (JIS 原案) を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準 (ISO/IEC ガイド 65 (我が国では、JIS Q 0065)) に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関 (登録認証機関) が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等 (認証取得者) は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL: 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

レアメタルに関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL: 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

X I - 3 その他の卑金属およびその製品

HS 番号	品目	主要関連法規
2601	鉄鋳	
2603	銅鋳	
2606	アルミニウム鋳	
2607	鉛鋳	
2608	亜鉛鋳	
2609	すず鋳	

1. 輸入時の規制

その他の卑金属の輸入に際して、特に規制はない。

2. 販売時の規制

(1) 「消費生活用製品安全法」

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集および提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

2007年5月14日の同法改正により、家庭など日常生活で使用する製品を対象として、重大事故が発生した場合、輸入業者は事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務づけられた。詳細は附属資料VIを参照。

3. 表示方法

(1) 法律に基づく義務表示

その他の卑金属に関して、法律に基づく義務表示は特にない。

(2) 法律に基づく任意表示

① 「工業標準化法」：JIS マーク

この法律は、適正かつ合理的な工業標準の制定および普及により工業標準化を促進することによって、鋳工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化および使用または消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・ JIS マーク表示商品は、認証可能な全ての製品 JIS の中から事業者が自主的に選択できる。

対象となっている規格については、日本工業標準調査会のホームページ (www.jisc.go.jp/) の「登録認証機関検索」を参照。

なお、表示対象となっていない規格の場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。詳細については、日本工業標準調査会のホームページを参照。

・ 認証は、国際的な基準（ISO/IEC ガイド 65（我が国では、JIS Q 0065））に基づいて国に登録された民間の第三者認証機関（登録認証機関）が実施している。

登録認証機関により認証された製造業者等（認証取得者）は、製品等に JIS マークを表示することができる。

登録認証機関の一覧 <http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>

・ 新 JIS マーク



詳細は下記に問い合わせること。

日本工業標準調査会 TEL: 03-3501-9245 <http://www.jisc.go.jp/>

(財)日本規格協会 TEL : 03-3583-8000 <http://www.jsa.or.jp/>

(3) 業界自主表示

その他の卑金属に関して業界自主表示は特にない。

4. 所轄官庁・関連団体等

消費生活用製品安全法：

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

TEL : 03-3501-1511(代) <http://www.meti.go.jp>

「工業標準化法」と JIS マーク表示制度の概要

1. JIS マーク表示制度について

「工業標準化法」による JIS マーク表示制度は、品質などの内容を JIS で具体的に規定して、その JIS に適合する製品には JIS 適合品であることを示す特別の表示を付けることができるという制度である。このような制度は、多くの国が採用しているもので、我が国の場合は、JIS に該当する製品の製造業者または加工業者は、国（主務大臣）に登録をした登録認証機関の認定を得て、JIS マークをその製品、またはその包装、容器若しくは送り状に表示することができることとなっている。また、認定を受けた製品以外にも、認定の対象となっているかの如き誤認・混同を与えないようにカタログ、ホームページ上などに表記することもできる。

2004 年 6 月の工業標準化法の改正により、JIS マーク表示制度は大きく変更された。主な改正点は以下のとおり。

- ・ 国（主務大臣）による認定制度から、国に登録をした民間の第三者機関（登録認証機関）が行う認証制度に変更
 - ➔ 国際的に通用する民間の登録認証機関による一貫した認証の責任体制が確立される。
- ・ JIS マーク表示の限定廃止
 - ➔ JIS マークをつけることのできる対象品目（JIS）を指定・限定する「指定商品制」が廃止になり、認証可能な全ての製品 JIS が対象となる。
- ・ JIS 適合性表示の自由度向上
 - ➔ JIS マークをつけることのできる対象品目（JIS）を指定・限定する「指定商品制」が廃止になり、事業者（商品の製造業者、販売業者、輸入業者等）が自らの判断で、自発的に工業標準原案を作成し、認証を受けての JIS マークの表示またはその他の方法による自己適合表示が可能になる。
- ・ JIS マークのデザインの変更
 - ➔ 2005 年 3 月より JIS マークは新デザインとなった。

新 JIS マーク

鉦工業品



加工技術



特定側面

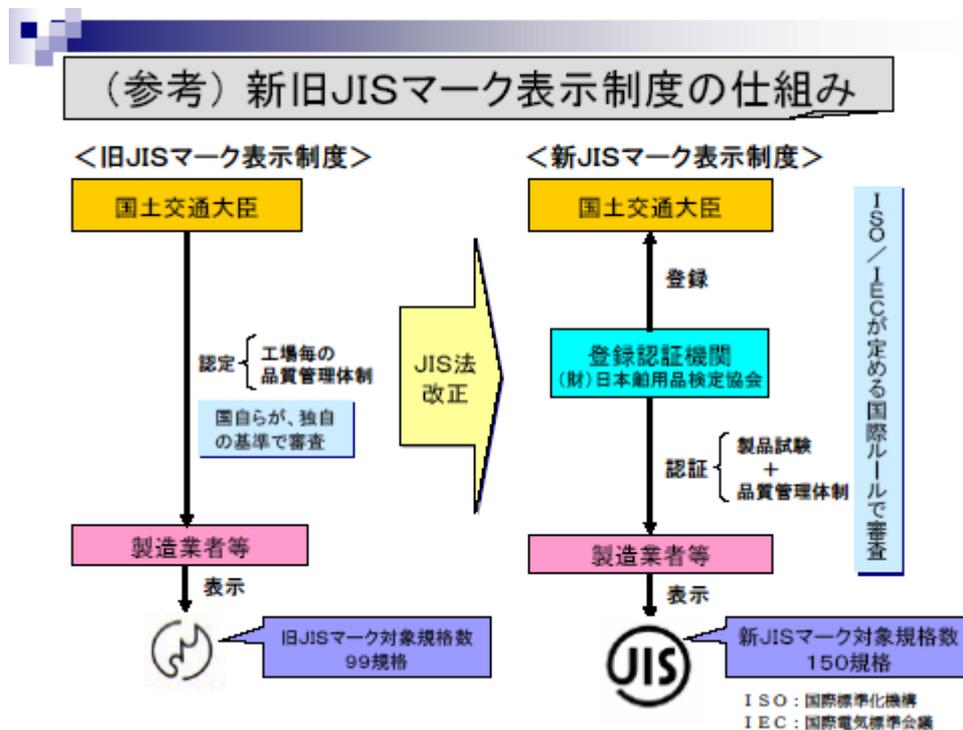


旧 JIS マーク



2004年 6月 9日	改正 JIS 法公布
2005年 4月	登録認証機関の登録申請受付開始
2005年 10月	新 JIS マーク表示制度運用開始 旧法 JIS マーク表示制度の経過措置期間の開始。 (以後 3 年間、旧法 JIS 工場は、旧法制度に基づく運用が可能)
2008年 9月 30日	旧 JIS 法経過措置期間終了 以後、旧法 JIS 工場は、旧法制度に基づく運用が不可能となる。 旧法 JIS マークの表示禁止等
2008年 10月	新 JIS マーク制度に完全移行

JIS マーク表示制度の仕組みの概要は、以下のとおり。



経済産業省 基準認証政策より

(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/10/101226/01.pdf>)

新 JIS マークの表示対象は、2009 年 10 月現在、4,060 規格（鋳工業品 2,040 規格、加工技術 19 規格）となっている。表示対象となっていない場合、民間団体等の利害関係人が自発的に工業標準原案（JIS 原案）を作成し、主務大臣に申し出ることができる。表示対象品目については、日本工業標準調査会のサイトにて確認すること。（<http://www.iisc.go.jp/>）

2. 工業標準化について

工業標準化とは、「National Standards: 国家規格」である JIS のような「規格」を制定する行為である。このような工業標準化の意義は、自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化してしまう「もの」や「事柄」について、経済・社会活動の利便性の確保（互換性の確保等）、生産の効率化（品種削減を通じての量産化等）、公正性を確保（消費者の利益の確保、取引の単純化等）、技術進歩の促進（新しい知識の創造や新技術の開発・普及の支援等）、安全や健康の保持、環境の保全等のそれぞれの観点から、技術文書として国レベルの「規格」を制定し、これを全国的に「統一」または「単純化」することであると言える。

これら工業標準化の意義を「規格」の機能（働き、作用）に着目して整理すれば、

次のようになる。

- (1) 経済活動に資する機能
 1. 製品の適切な品質の設定
 2. 製品情報の提供
 3. 技術の普及
 4. 生産効率の向上
 5. 競争環境の整備
 6. 互換性・インターフェースの整合性の確保
- (2) 社会的目標の達成手段としての機能
- (3) 相互理解を促進する行動ルールとしての機能
- (4) 貿易促進としての機能

工業標準化は、関係者（製造業者、流通業者、使用者、消費者、研究者等）間で技術的要求事項、技術データ等を相互に伝達（コミュニケーション）する手段として、用語、記号、計量単位、試験評価方法、生産方法、品質、安全度、仕様書のフォーマット表示等について技術基盤を統一することができる。

更に、近年は国際標準化を視野に入れた工業標準化として、試験評価方法や消費財に関する仕様書、マーク表示、各種マネジメントシステムの指針等が重要となっている。

3. JIS 工場になるには

JIS マーク表示制度は、認定を受けた上で生産者が自己の責任のもとで製品に JIS マークの表示を行うものである。このため、JIS マークの表示認定を受ける場合には、JIS に適合した製品を「安定的、かつ、継続的に製造し得る能力を有すること」が要求されており、これを確認するため国により登録を受けた認定機関から認定を受ける必要がある。この時の具体的な審査基準は「工業標準化法に基づく認定の審査基準を定める省令」によって明確にされており、その主な内容は以下のとおり。

- (1)製造設備、検査設備、検査方法が該当 JIS 等に適合していること。
- (2)該当 JIS 等に基づき社内標準を体系的に整備しこれに基づき品質管理活動を実施していること。
- (3)資格要件を満たす工業標準化品質管理推進責任者が選任されていること。

新制度における認証は、以下のとおり。

- (1)JIS マークを製品等に表示することができるのは、国に登録された登録認証機関から認証を受けた事業者（(4)の製造業者等）のみである。個別の認証取得手続きについては、取得しようとする認証サービスを提供している各登録認証機関に問い合わせること。登

録認証機関の情報については、日本工業標準調査会のサイトにて確認のこと。

(<http://www.jisc.go.jp/acc/jismrk-jasc.html>)

- (2)登録認証機関は、「該当 JIS」、国が定める「認証指針」および登録認証機関が自ら定める「認証手順」を用いて審査する。
- (3)「認証手順」は、登録認証機関が作成し、公表する。国は、登録認証機関が認証手順を作成する際の基本的要求事項を「認証指針」として作成・公表する。
- (4)認証の対象となり得るのは、製造業者または加工業者（国内外）、輸入業者（国内）、販売業者（国内）、輸出業者（海外）である。
- (5)制度の信頼性確保のため、国は、登録認証機関に対し定期的な登録の更新手続（4年毎）に加え、報告聴取、立入検査等の維持管理を行い、必要に応じて、適合命令、改善命令、登録取消し等の措置を行う。認証取得者に対しては、登録認証機関が、認証維持審査（少なくとも3年以内に1回）を行い、必要に応じて、臨時的認証維持審査を行う。また、国は、必要に応じて、報告聴取、立入検査を実施し、製品の品質等に問題があると認めた時には、表示の除去抹消、販売停止命令等を行う。ただし、認証の取消しは、各登録認証機関が行う。

JIS 工場の留意点は以下のとおり。

- (1) JIS 工場は、旧 JIS マークを経過措置期間中に限り、製品等に表示することができる。経過措置期限は、2008年9月30日である。経過措置期限後は、旧 JIS マークを表示することは、工業標準化法違反となる。
- (2) 経過措置期間中に旧 JIS マークの表示をするためには、従来通り、公示（通知）検査等の受検義務が生じる。また、必要に応じて、名称変更、承継、生産条件等変更報告書等の届出が必要となる。
- (3) JIS 工場は、現在受けている認定の工場の範囲と申請しようとする工場の範囲が一致する場合、登録認証機関が品質管理体制を適切と判断する場合、書面審査とすることができる。詳細については、登録認証機関に問い合わせること。

JIS 工場の申請書提出先および表示制度に関する連絡・照会先

申請書提出先：

登録認証機関 (<http://www.jisc.go.jp/app/pager> 参照)

表示制度に関する連絡・照会先：

経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課

TEL: 03-3501-6743 <http://www.meti.go.jp/>

(財)日本規格協会 審査登録事業部 製品認証課

TEL: 03-3592-1407 <http://www.jsa.or.jp/>

日本工業標準調査会

TEL: 03-3501-9473 <http://www.jisc.go.jp/>

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」

(2009年5月改正法施行)

(1) 法律・制度の目的

人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造または輸入に際し事前に審査する制度を設けるとともに、その有する性状に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行う。

(2) 法律・制度の概要

新規化学物質を製造・輸入しようとする場合には、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣および環境大臣に、当該化学物質の名称等を届け出ることが義務付けられている（第3条）。大臣は、当該化学物質の自然界での分解性、生物に対する蓄積性、継続的に摂取された場合に人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについて審査し、特定化学物質等に指定するなど、必要な規制を行い、事業者が入手した有害性情報の報告を義務づける（第4条）。

本法は2009年5月の改正に伴い、2010年4月1日と2011年4月1日に段階的に内容が変化する。

1) 2010年4月1日以降（予定）

- i. これまで規制の対象としていた「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「環境中で分解しやすい化学物質」についても対象とする。
- ii. 特定化学物質および当該物質が使用された製品による環境汚染を防止するため、取扱事業者に対して、一定の取扱基準の遵守を求めるとともに、取引に際して必要な表示を行う義務を課す。
- iii. スtockホルム条約の規制対象となる物質について、条約で許容される例外的使用を厳格な管理の下で認めるため第一種特定化学物質に係る規制の見直しを行う等、規制の国際整合化を行う。

2) 2011年4月1日以降（予定）

- i. 既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上の製造・輸入を行った事業者に対して、毎年度その数量等を届け出る義務を課す。
- ii. 上記届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」に指定する。（「優先評価化学物質」の新設に伴い、「第二種監視化学物質」「第三種監視化学物質」は廃止する）
- iii. 必要に応じて、優先評価化学物質の製造・輸入事業者には有害性情報の提出を求めるとともに、取扱事業者にも使用用途の報告を求める。

iv. 優先評価化学物質に係る情報収集および安全性評価を段階的に進めた結果、人または動物への悪影響が懸念される物質については、現行法と同様に「特定化学物質」として製造・使用規制等の対象とする。

(3) 規制の概要

1) 対象：化学物質（元素または化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物。ただし放射性物質、毒物劇物取締法に規定する特定毒物、覚せい剤取締法に規定する覚せい剤および覚せい剤原料、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。）

2) 規格・基準、検査等の概要：

i. 化学物質の分類（2009年12月現在）

ア. 第一種特定化学物質（PCB、DDTなど指定16物質）

- ・製造および輸入の許可制
- ・使用用途の制限
- ・第一種特定化学物質の指定に伴う回収等の命令
- ・第一種特定化学物質の疑いのある化学物質に係る製造、輸入、使用等の制限勧告

イ. 第二種特定化学物質（トリクロロエチレンなど指定23物質）

- ・製造または輸入予定数量、実績数量の制限
- ・必要に応じ製造および輸入予定数量の変更命令ができる
- ・公表された技術上の指針の遵守
- ・表示の義務

ウ. 第一種監視化学物質（酸化水銀(II)など指定35物質）

- ・製造・輸入実績数量や用途の届出制
- ・有害性調査指示

エ. 第二種監視化学物質（クロロホルムなど指定876物質）

- ・製造・輸入実績数量や用途の届出制
- ・有害性調査指示

オ. 第三種監視化学物質（硝酸カドミウムなど指定61物質）

- ・製造・輸入実績数量や用途の届出制
- ・有害性調査指示

ii. 化学物質の分類（2010年4月施行予定）

ア. 第一種特定化学物質（PCB、DDTなど指定16物質）

- ・製造・輸入の許可制
- ・特定の用途（人または生活環境動植物への被害が生ずるおそれがない用途）以外での使用の禁止
- ・物質および使用製品の取扱事業者に対する技術上の基準適合義務・表示義務 等

イ. 第二種特定化学物質（トリクロロエチレンなど指定23物質）

- ・製造・輸入予定／数量等の届出

- ・必要に応じて、製造・輸入予定数量の変更命令
- ・物質および使用製品の取扱事業者に対する技術上の指針遵守・表示義務 等
- ウ. 監視化学物質（旧第一種監視化学物質）（酸化水銀(II)など指定 35 物質）
 - ・製造・輸入実績数量や用途等の届出
 - ・保有する有害性情報の報告の努力義務
 - ・取扱事業者に対する情報伝達の努力義務 等
- エ. 優先評価化学物質（該当物質は未定）
 - ・製造・輸入実績数量、用途等の届出
 - ・保有する有害性情報の報告の努力義務
 - ・取扱事業者に対する情報伝達の努力義務 等
- オ. 一般化学物質
 - ・製造・輸入実績数量等の届出
- カ. 新規化学物質
 - ・事前の届出、事前審査、事前確認、事後監視 等

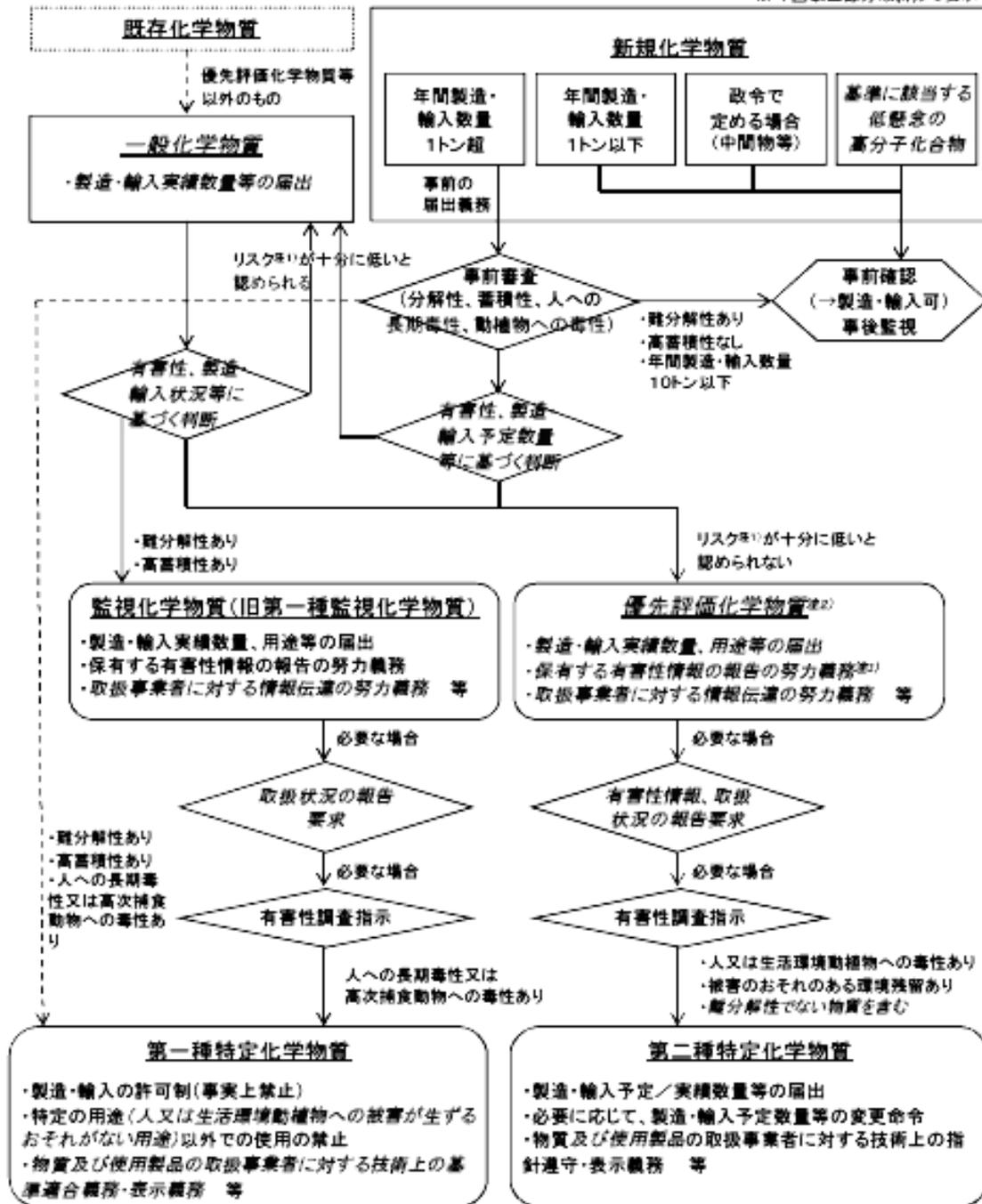
iii. 届出手続

化学物質の名称、用途等厚生労働省・経済産業省・環境省令で定める事項を届け出るとともに、必要に応じ、分解性、蓄積性、毒性に関する試験の結果を添付する。これらの試験方法等は OECD が定める優良試験所基準（GLP : Good Laboratory Practice）を満足する試験機関であれば、その機関の試験データを受け入れて審査を行うこととしており、手続きの簡素化が図られている。

iv. 認証制度〔2009年5月20日改正に基づく認証制度のフローチャート〕

(参考)改正後の化学物質審査規制法の概要

※今回改正部分は斜体で表示



注1) 本図において、リスクとは、第二種特定化学物質の要件である、「人への長期毒性又は生活環境動植物への生態毒性」及び「被害のおそれが認められる環境残留」に該当するおそれのことを指す。
 注2) 第二種及び第三種監視化学物質は廃止される。これらに指定されていた物質について、製造・輸入数量、用途等を勘案して、必要に応じて優先評価化学物質に指定される。
 注3) 第二種特定化学物質にも適用される。
 注4) 有害性情報を新たに得た場合の報告義務あり。(第一種特定化学物質を除く。)
 注5) 必要に応じ、取扱方法に関する指導・助言あり。(第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質)

〔検査機関〕

本法に基づく化学物質の審査は厚生労働省（医薬局審査管理課化学物質安全対策室）、経済産業省（製造産業局化学物質管理課化学物質安全室）および環境省（総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室）が行っている。

(5) 問い合わせ先

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室
Tel 03-5253-1111 <http://www.mhlw.go.jp>

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室
Tel 03-3501-1511 <http://www.meti.go.jp>

環境省 総合環境政策局 環境保健部 化学物質審査室
Tel 03-3581-3351 <http://www.env.go.jp>

「労働安全衛生法」 (抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、「労働基準法」(昭和22年法律第49号)と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 労働災害

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、または作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、または死亡することをいう。

2. 労働者

労働基準法第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業または事務所に使用される者および家事使用人を除く。)をいう。

3. 事業者

事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

3の2. 化学物質

元素および化合物をいう。

4. 作業環境測定

作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリングおよび分析(解析を含む。)をいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者または建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入または建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

- 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

(事業者に関する規定の適用)

第5条 二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出がないときは、都道府県労働局長が代表者を指名する。
- 3 前2項の代表者の変更は、都道府県労働局長に届け出なければ、その効力を生じない。
- 4 第1項に規定する場合においては、当該事業を同項または第2項の代表者のみの事業と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を当該代表者のみを使用する労働者とそれぞれみなして、この法律を適用する。

(省略)

(技術上の指針等の公表等)

第28条 厚生労働大臣は、第20条から第25条までおよび第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種または作業ごとの技術上の指針を公表するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の技術上の指針を定めるに当っては、中高年齢者に関して、特に配慮するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次の化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、または取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。
 1. 第57条の3第4項の規定による勧告または第57条の4第1項の規定による指示に係る化学物質
 2. 前号に掲げる化学物質以外の化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの
- 4 厚生労働大臣は、第1項または前項の規定により、技術上の指針または労働者の健康障害を防止するための指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者またはその団体に対し、当該技術上の指針または労働者の健康障害を防止するための指針に関し必要な指導等を行うことができる。

(省略)

(化学物質の有害性の調査)

第 57 条の 3 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質（第 3 項の規定によりその名称が公表された化学物質を含む）以外の化学物質（以下この条において「新規化学物質」という）を製造し、または輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める基準に従って有害性の調査（当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。以下この条において同じ）を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

1. 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質について予定されている製造または取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。
 2. 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。
 3. 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、または輸入しようとするとき。
 4. 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。
- 2 有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第 1 項の規定による届出があつた場合（同項第 2 号の規定による確認をした場合を含む。）には、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第 1 項の規定による届出があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設または設備の改正または整備、保護具の備付けその他の指定を講ずべきことを勧告することができる。
- 5 前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

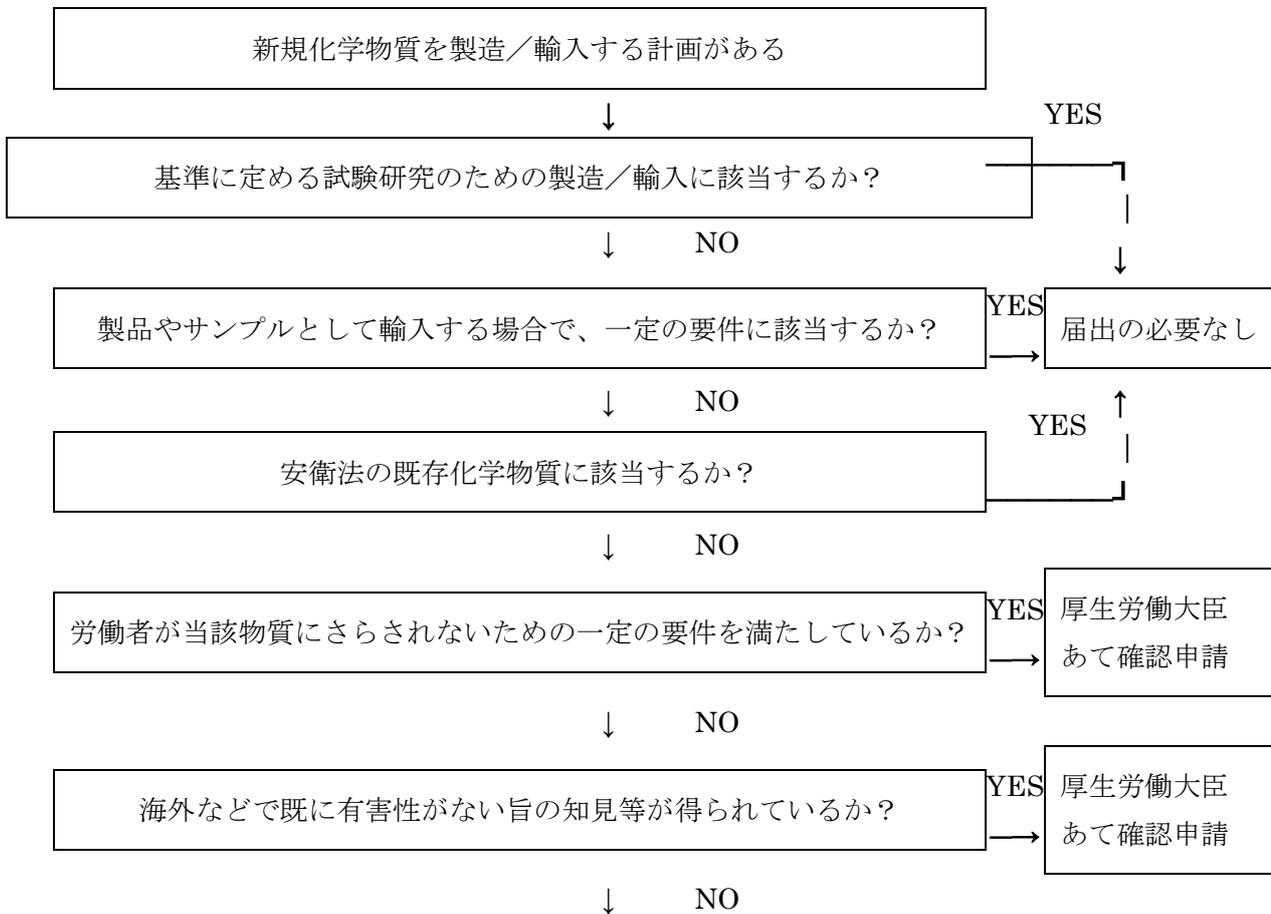
第 57 条の 4 厚生労働大臣は、化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものについて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該化学物質を製造し、輸入し、または使用している事業者その他厚生労働省令で定める事業者に対し、政令で定める

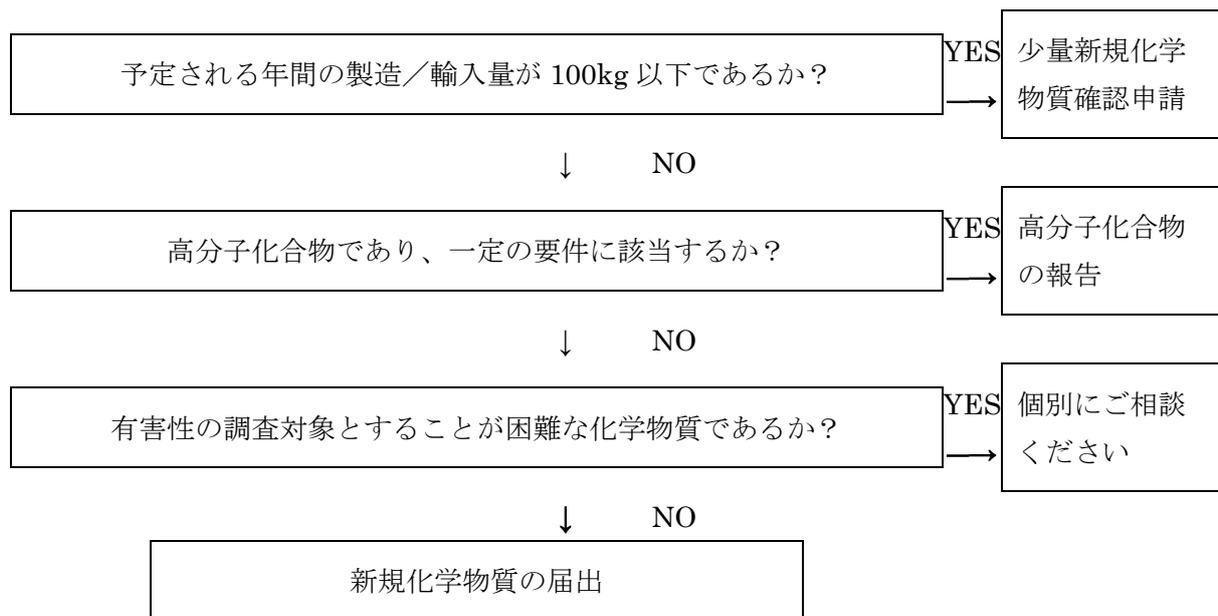
有害性の調査（当該化学物質が労働者の健康障害に及ぼす影響についての調査をいう。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

- 2 前項の規定による指示は、化学物質についての有害性の調査に関する技術水準、調査を実施する機関の整備状況、当該事業者の調査の能力等を総合的に考慮し、厚生労働大臣の定める基準に従って行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の規定による指示を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の規定による有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 5 第3項の規定により第1項の規定による指示について意見を求められた学識経験者は、当該指示に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

（以下省略）

<労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きの方法>





<問い合わせ先>

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 化学物質評価室
03-5253-1111 (内線 5512) <http://www.mhlw.go.jp/>

「電気用品安全法」

本法では製造事業者または輸入事業者自身による自己確認によって電気用品の技術基準への適合を義務付けている。特に危険性が高いと判断される製品（特定電気用品）については、適合性検査機関制度により、国が認定した登録検査機関が行う適合性検査を受け、登録することが義務付けられている。従って、特定電気用品については、すべて輸入事業者の責任により適合性検査を受け、製造に係わる検査記録を整備することが必要である。

また、事業者における基準適合義務の履行を確実なものとするため、また、回収命令、改善命令等の製品流通後措置の迅速かつ、適切な発動にあたり、報告徴収などにより検査記録を確認し、十分な検査がなされていたかを把握するため、検査記録の作成・保存義務が事業者に課せられている。

さらに、危険等が発生するおそれのある製品については、直接的な措置をとることにより、製品事故の未然・再発防止を図るとともに、迅速かつ的確な排除を可能とし、他の製品安全規制と整合化した製品流通後の措置の運用を行えるようにするため、業務停止命令を廃止し、表示禁止命令とともに、新たに危険等防止命令が設けられている。

I. 日本へ特定電気用品を輸出する場合の規制と手続き

I-1. 事業の届け出

外国製造事業者が特定電気用品を日本へ輸出する場合、日本国内の輸入事業者に対して、以下のような所定の事項を経済産業大臣に届け出ることが義務づけられている。

<所定の事項>

- ① 氏名(名称)、住所、代表者氏名(法人の場合)
- ② 電気用品の型式の区分
- ③ 当該電気用品の製造事業者の氏名(名称)と住所

電気用品の型式の区分の例

品名	電気用品の型式の区分	
	区分の要素	区分
キャプタイヤコード	絶縁体の主材料	(1)天然ゴム混合物のもの (2)エチレンプロピレンゴム混合物のもの (3)その他のもの
	外装の主材料	(1)天然ゴム混合物のもの (2)クロロプレンゴム混合物のもの (3)ビニル混合物のもの (4)耐熱ビニル混合物のもの (5)その他のもの
	導体の種類	(1)A種のもの (2)その他のもの
	線心の構造	(1)同一のもの (2)異なるもの
	耐震性	(1)あるもの (2)ないもの
	金属製の導体補強線	(1)あるもの (2)ないもの
1 ねじ込み	定格電圧	(1)125V 以下のもの (2)125V を超えるもの

ローゼット	定格電流	(1)3A 以下のもの (3)7A を超えるもの	(2)3A を超え 7A 以下のもの
	2 引掛けローゼット	接続する電線の種類	(1)銅のもの (2)その他のもの
3 その他のローゼット	主絶縁体の材料	(1)磁器のもの (3)その他のもの	(2)合成樹脂のもの
	外郭の材料	(1)金属のもの (3)その他のもの	(2)合成樹脂のもの
	差込み口	(1)あるもの	(2)ないもの
	スイッチ	(1)あるもの	(2)ないもの
	種類	(1)露出型のもの	(2)埋込み型のもの

I-2. 適合性検査

事業の届出をした日本国内の輸入業者（以下「届出事業者」という）が、輸入しようとする特定電気用品について、経済産業省で定める届出に係る型式に従って、以下の方法により取得した適合性証明書を、電気用品安全法施行令に定められた証明書の有効期間（これまでの型式承認の有効期間と同じ）、保存する義務がある。実質的には、これまでの型式承認と同様である。

- (1) 届出事業者が、経済産業大臣が認定した国内の登録検査機関または外国登録検査機関（以下「検査機関」という）の適合性検査を受け、適合性証明書の交付を受ける。
- (2) 外国製造事業者が、検査機関の適合性検査を受け、交付された適合性証明書。ただし、予め輸入しようとする製品について、外国登録製造事業者が既に適合性証明書を有している場合には、その証明書の有効期間については、交付を受けた日からの期間となる。

I-3. 技術基準の適合義務

届出事業者が、適合性証明書の交付を受けた特定電気用品を輸入する場合、その電気用品は経済産業省令で定められた技術基準に適合するものであることが義務づけられている。基本的にはこれまでの技術基準の内容に変更はない。

I-4. 検査等の義務

届出事業者は、輸入する特定電気用品が、技術基準に適合しているかどうか検査し、その検査記録を作成し、保存しておく義務がある。なお、検査にあたっては、当該電気用品について、自ら行わずとも外国製造事業者または第三者機関に依頼し、検査を行い、検査記録等を取得し、技術基準適合性について事業者が確認を行っている場合には、その義務を履行したとみなされる。

その検査項目、検査内容および保存期間は、経済産業省令で定められることになっている。

I-5. 表示の義務

電気用品を販売するためには、既に述べたように技術基準適合義務、検査義務などの義務を履行し、その特定電気用品に所定の表示を付すことが必要である。

そのため、一定の手続きを行った事業者に対してのみ表示する権限が与えられ（第 3 条の規定による届出をした製造事業者または輸入事業者が、その届出に係る形式の電気用品について、技術基準への適合性についての自主検査および検査記録の作成、保存義務（第 8 条第 2 項）を履行した場合、特定電気用品についてはこれに加えて、認定検査機関または承認検査機関による証明書の交付を受け、これを保存す

る義務（第9条第1項）を履行した場合）、それ以外の場合における違法な表示は禁止されている（第2項の表示制限と第27条第1項）。

ただし、2007年11月の同法改正により、経過措置期間（品目毎に5年（2006年3月末まで）、7年（2008年3月末まで）、10年（2011年3月末まで））終了後の旧法（電気用品取締法）表示の製品についても、特に期限を設けずに、旧法に基づく表示を電安法に基づく表示とみなすこととし、検査を要せず、そのまま販売が出来るようになった。電気楽器等のいわゆるビンテージ品についても同様に、旧法表示が付されたものについては、そのまま販売ができるようになった。ビンテージ品のうち、旧法施行前に製造された等で旧法表示のない製品については、引き続き特別承認制度を利用することができる。

本条の経済産業省令で定められているものは、マークの意匠、届出事業者名（および特定電気用品の場合は認定または表示検査機関名）。また、施行規則第17条による承認を受ければ、表示に係る事業者名に略称を用いることができる。なお、略称は名称を簡潔に省略したものであり、かつ、その略称によって容易にその名称を察知できるものでなければいけない。

また、規定に違反して表示を付した者には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金（第57条第1号）または両罰規定（第59条2号）が適用される。

届出事業者は、基準適合義務（同法第8条）、特定電気用品の適合性検査（同法第9条）の義務を履行すれば当該電気用品に省令で定める方式による表示を付すことができる。また、上記以外の場合、電気用品にこれらの表示またはこれと紛らわしい表示をしてはいけない。実際は外国製造事業者が付すこととなる場合が多いが、一義的には法律上、輸入事業者の責任で付されることとなる。

電気製品に付される表示

<p>特定電気用品 代替表示</p>  <p><PSE></p> <p>実際は、上記マークに加えて、認定・承認検査機関のマーク、製造事業者などの名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力などが表示される。</p>	<p>特定電気用品以外の電気用品 代替表示</p>  <p>(PSE)</p> <p>実際は、上記マークに加えて、製造事業者などの名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力などが表示される。</p>
<p>電気温水器 電熱式・電動式おもちゃ 電気ポンプ 電気マッサージ器 自動販売機 直流電源装置 など全115品目（2009年12月現在）</p>	<p>電気こたつ 電気がま 電気冷蔵庫 電気歯ブラシ 電気かみそり 白熱電灯器具 電気スタンド テレビジョン受信機 音響機器 など全339品目（2009年12月現在）</p>

PSE：PおよびSはProduct Safety、EはElectrical Appliance & Materialsの略

【経過措置】

2007年11月の同法改正により、経過措置期間（品目毎に5年（2006年3月末まで）、7年（2008年3月末まで）、10年（2011年月末まで））終了後の旧法（電気用品取締法）表示の製品についても、特に期

限を設けずに、旧法に基づく表示を電安法に基づく表示とみなすこととし、検査を要せず、そのまま販売が出来るようになった。

外国製造事業者の旧法による製造猶予期間
「電気用品安全法」の施行前に型式承認を取得していた特定電気用品については、施行後5年間（品目により最長で10年間：特定電気用品の品目一覧表「旧表示による製造・輸出猶予期間」または特定電気用品以外の電気用品に移行したものにあっては特定電気用品以外の電気用品の品目一覧表「脚注」参照）もしくは当該電気用品の型式承認の有効期限が切れるまでのどちらか短い期間が経過するまでは、当該電気用品に旧法による表示を付して製造・輸出することができる。

II. 特定電気用品以外の電気用品を日本へ輸出する場合の規制と手続き

II-1. 事業の届出

外国製造事業者が特定電気用品以外の電気用品を日本へ輸出する場合、日本国内の輸入事業者に対して、以下のような所定の事項を経済産業大臣に届け出ることが義務づけられている。

《所定の事項》

- ①氏名(名称)、住所、代表者氏名(法人の場合)
- ②電気用品の型式の区分
- ③当該電気用品の製造事業者の氏名(名称)と住所

電気用品における型式区分の例

品名	電気用品の型式の区分	
	区分の要素	区分
蛍光灯電線	絶縁体の主材料	(1)ビニル混合物のもの (2)耐熱性ビニル混合物のもの (3)ポリエチレン混合物のもの (4)耐熱性ポリエチレン混合物のもの (5)架橋ポリエチレン混合物のもの (6)耐熱性架橋ポリエチレン混合物のもの (7)その他のもの
1 金属製の電線管 2 金属製のフロアダクト 3 一種金属製線樋 4 二種金属製線樋	主材料	(1)銅のもの (2)アルミニウムのもの (3)その他のもの
	さび止めの方法	(1)乾式亜鉛めっきのもの (2)熔融亜鉛めっきのもの (3)電気亜鉛めっきのもの (4)クロメート処理を施した電気 (5)その他のもの
	定格電圧	(1)125V 以下のもの (2)125V を超えるもの
	定格電流	(1)15A 以下のもの (2)15A を超え 20A 以下のもの (3)20A を超えるもの
	極（アース極を含む）の数	(1)2 のもの (2)3 以上のもの

	ライティングダクト用のプラグまたはアダプターとの接続の方式	(1)固定型のもの (2)走行型のもの
	接続する電線の種類	(1)銅のもの (2)その他のもの
	主絶縁体の材料	(1)合成樹脂のもの (2)その他のもの
	外郭の材料	(1)金属のもの (2)合成樹脂のもの (3)金属に合成樹脂を被覆したもの (4)その他のもの

II-2. 技術基準の適合義務

届出事業者が、特定電気用品以外の電気用品を日本へ輸入する場合、その電気用品は経済産業省令で定められた技術基準に適合するものであることが義務づけられている。基本的にはこれまでの技術基準の内容に変更はない。

II-3. 検査等の義務

届出事業者の検査等の義務は、I-4と同じ。

なお、検査義務については、経過措置がないので、以下の表示に係る経過措置により旧表示品を製造または輸入する場合にあっても、検査の実施および検査記録の作成保存は必要である。

II-4. 表示の義務

届出事業者の表示の義務は、I-5と同じ。

【経過措置】

2007年11月の同法改正により、経過措置期間（品目毎に5年（2006年3月末まで）、7年（2008年3月末まで）、10年（2011年月末まで））終了後の旧法（電気用品取締法）表示の製品についても、特に期限を設けずに、旧法に基づく表示を電安法に基づく表示とみなすこととし、検査を要せず、そのまま販売ができるようになった。

特定電気用品（115品目）一覧 2009年12月現在
電気用品の区分及び品目

電気用品の区分及び品目	
電線	
1	ゴム絶縁電線
2	合成樹脂絶縁電線
3	ケーブル（導体の断面積が2.2mm ² 以下のもの）（ゴムのもの）
4	ケーブル（導体の断面積が2.2mm ² 以下のもの）（合成樹脂のもの）
5	単心ゴムコード
6	より合わせゴムコード
7	袋打ちゴムコード
8	丸打ちゴムコード
9	その他のゴムコード
10	単心ビニルコード
11	より合わせビニルコード
12	袋打ちビニルコード
13	丸打ちビニルコード
14	その他のビニルコード

15	単心ポリエチレンコード
16	その他のポリエチレンコード
17	単心ポリオレフィンコード(合成樹脂)
18	その他のポリオレフィンコード(合成樹脂)
19	キャブタイヤコード(ゴム)
20	キャブタイヤコード(合成樹脂)
21	金糸コード(合成樹脂)
22	ゴムキャブタイヤケーブル
23	ビニルキャブタイヤケーブル(ゴム)
24	ビニルキャブタイヤケーブル(合成樹脂)
25	耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル(合成樹脂)
ヒューズ	
26	温度ヒューズ
27	つめ付ヒューズ
28	管形ヒューズ
29	その他の包装ヒューズ
配線器具	
30	タンブラースイッチ
31	中間スイッチ
32	タイムスイッチ
33	ロータリースイッチ
34	押しボタンスイッチ
35	プルスイッチ
36	ペンダントスイッチ
37	街灯スイッチ
38	光電式自動点滅器
39	その他の点滅器
40	箱開閉器
41	フロートスイッチ
42	圧力スイッチ
43	ミシン用コントローラー
44	配線用遮断器
45	漏電遮断器
46	カットアウト
47	差込みプラグ
48	コンセント
49	マルチタップ
50	コードコネクターボディ
51	アイロンプラグ
52	器具用差込みプラグ
53	アダプター
54	コードリール
55	その他の差込み接続器
56	ランプレセプタクル
57	セパラブルプラグボディ
58	その他のねじ込み接続器
59	蛍光灯用ソケット
60	蛍光灯用スターターソケット
61	分岐ソケット
62	キーレスソケット
63	防水ソケット
64	キーソケット
65	プルソケット
66	ボタンソケット
67	その他のソケット
68	ねじ込みローゼット
69	引掛けローゼット

70	その他のローゼット
71	ジョイントボックス
電流制限器	
72	アンペア制用電流制限器
73	定額制用電流制限器
変圧器・安定器	
74	おもちゃ用変圧器
75	その他の家庭機器用変圧器
76	電子応用機械器具用変圧器
77	蛍光灯用安定器
78	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
79	オゾン発生器用安定器
電熱器具	
80	電気便座
81	電気温蔵庫
82	水道凍結防止器
83	ガラス曇り防止器
84	その他の凍結・凝結防止用電熱器具
85	電気温水器
86	電熱式吸入器
87	家庭用温熱治療器
88	電気スチームバス
89	スチームバス用電熱器
90	電気サウナバス
91	サウナバス用電熱器
92	観賞魚用ヒーター
93	観賞植物用ヒーター
94	電熱式おもちゃ
電動力応用機械器具	
95	電気ポンプ
96	電気井戸ポンプ
97	冷蔵用のショーケース
98	冷凍用のショーケース
99	アイスクリームフリーザー
100	ディスプレイポーター
101	電気マッサージ器
102	自動洗浄乾燥式便器
103	自動販売機
104	浴槽用電気気泡発生器
105	観賞魚用電気気泡発生器
106	その他の電気気泡発生器
107	電動式おもちゃ
108	電気乗物
109	その他の電動力応用遊戯器具
電子応用機械器具	
110	高周波脱毛器
交流用電気機械器具	
111	磁気治療器
112	電撃殺虫器
113	電気浴器用電源装置
114	直流電源装置
携帯発電機	
115	携帯発電機

電気用品取締法の表示が付してある電気用品の販売の猶予期間の起算日は2001年4月1日であり、満了日は次のとおり。

5年：2006年3月31日 7年：2008年3月31日 10年：2011年3月31日

注1：「15 単心ポリエチレンコード」、「16 その他のポリエチレンコード」は、電気用品安全法施行後に対象となった電気用品のため、販売の猶予期間は適用されない。

注2：「17 単心ポリオレフィンコード」、「18 その他のポリオレフィンコード」、「25 耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル」は、2007年4月から対象となった電気用品であるため、販売の猶予期間は適用されない。

特定電気用品以外の電気用品（339品目）一覧		2009年12月現在
電気用品の区分及び品目		
電線		
1	蛍光灯電線（合成樹脂のもの）	
2	ネオン電線（合成樹脂のもの）	
3	ケーブル（導体の断面積が2.2mm ² を超えるもの）（ゴムのもの）	
4	ケーブル（導体の断面積が2.2mm ² を超えるもの）（合成樹脂のもの）	
5	電気温床線（ゴムのもの）	
6	電気温床線（合成樹脂のもの）	
ヒューズ		
7	筒形ヒューズ	
8	栓形ヒューズ	
配線器具		
9	リモートコントロールリレー	
10	カットアウトスイッチ	
11	カバー付ナイフスイッチ	
12	分電盤ユニットスイッチ	
13	電磁開閉器	
14	ライティングダクト	
15	ライティングダクト用のカップリング	
16	ライティングダクト用のエルボー	
17	ライティングダクト用のティ	
18	ライティングダクト用のクロス	
19	ライティングダクト用のフィードインボックス	
20	ライティングダクト用のエンドキャップ	
21	ライティングダクト用プラグ	
22	ライティングダクト用アダプター	
23	その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器	
変圧器・安定器		
24	ベル用変圧器	
25	表示器用変圧器	
26	リモートコントロールリレー用変圧器	
27	ネオン変圧器	
28	燃焼器具用変圧器	
29	電圧調整器	
30	ナトリウム灯用安定器	
31	殺菌灯用安定器	
電線管		
32	金属製の電線管	
33	一種金属製可撓電線管	
34	二種金属製可撓電線管	
35	その他の金属製可撓電線管	
36	フロアダクト（金属製のもの）	
37	一種金属製線樋	
38	二種金属製線樋	
39	金属製のカップリング	
40	金属製のノーマルバンド	
41	金属製のエルボー	
42	金属製のティ	
43	金属製のクロス	
44	金属製のキャップ	
45	金属製のコネクター	
46	金属製のボックス	
47	金属製のブッシング	
48	その他の金属製電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品	

49	金属製ケーブル配線用スイッチボックス
50	合成樹脂製電線管
51	合成樹脂製可撓管
52	合成樹脂製C D管
53	合成樹脂製等のカップリング
54	合成樹脂製等のノーマルベンド
55	合成樹脂製等のエルボー
56	合成樹脂製等のコネクタ
57	合成樹脂製等のボックス
58	合成樹脂製等のブッシング
59	合成樹脂製等のキャップ
60	その他の合成樹脂製電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品
61	合成樹脂製ケーブル配線用スイッチボックス
小形交流電動機	
62	反発始動誘導電動機
63	分相始動誘導電動機
64	コンデンサー始動誘導電動機
65	コンデンサー誘導電動機
66	整流子電動機
67	くま取りコイル誘導電動機
68	その他の単相電動機
69	かご形三相誘導電動機
電熱器具	
70	電気足温器
71	電気スリッパ
72	電気ひざ掛け
73	電気座ぶとん
74	電気カーペット
75	電気敷布
76	電気毛布
77	電気ふとん
78	電気あんか
79	電気いすカバー
80	電気採暖いす
81	電気こたつ
82	電気ストーブ
83	電気火ばち
84	その他の採暖用電熱器具
85	電気トースター
86	電気天火
87	電気魚焼き器
88	電気ロースター
89	電気レンジ
90	電気こんろ
91	電気ソーセージ焼き器
92	ワッフルアイロン
93	電気たこ焼き器
94	電気ホットプレート
95	電気フライパン
96	電気がま
97	電気ジャー
98	電気なべ
99	電気フライヤー
100	電気卵ゆで器
101	電気保温盆
102	電気加温台

103	電気牛乳沸器
104	電気湯沸器
105	電気コーヒー沸器
106	電気茶沸器
107	電気酒かん器
108	電気湯せん器
109	電気蒸し器
110	電磁誘導加熱式調理器
111	その他の調理用電熱器具
112	ひげそり用湯沸器
113	電気髪ごて
114	ヘヤーカーラー
115	毛髪加湿器
116	その他の理容用電熱器具
117	電熱ナイフ
118	電気溶解器
119	電気焼成炉
120	電気はんだごて
121	こて加熱器
122	その他の工作・工芸用電熱器具
123	タオル蒸し器
124	電気消毒器(電熱)
125	湿潤器
126	電気湯のし器
127	投込み湯沸器
128	電気瞬間湯沸器
129	現像恒温器
130	電熱ボード
131	電熱シート
132	電熱マット
133	電気乾燥器
134	電気プレス器
135	電気育苗器
136	電気ふ卵器
137	電気育すう器
138	電気アイロン
139	電気裁縫ごて
140	電気接着器
141	電気香炉
142	電気くん蒸殺虫器
143	電気温きゆう器
電動応用機械器具	
144	ベルトコンベア
145	電気冷蔵庫
146	電気冷凍庫
147	電気製氷機
148	電気冷水機
149	空気圧縮機
150	電動ミシン
151	電気ろくろ
152	電気鉛筆削機
153	電動かくはん機
154	電気はさみ
155	電気捕虫機
156	電気草刈機
157	電気刈込み機

158	電気芝刈機
159	電動脱穀機
160	電動もみすり機
161	電動わら打機
162	電動縄ない機
163	選卵機
164	洗卵機
165	園芸用電気耕土機
166	昆布加工機
167	するめ加工機
168	ジューサー
169	ジュースミキサー
170	フードミキサー
171	電気製めん機
172	電気もちつき機
173	コーヒーひき機
174	電気缶切機
175	電気肉ひき機
176	電気肉切り機
177	電気パン切り機
178	電気かつお節削機
179	電気氷削機
180	電気洗米機
181	野菜洗浄機
182	電気食器洗機
183	精米機
184	ほうじ茶機
185	包装機械
186	荷造機械
187	電気置時計
188	電気掛時計
189	自動印画定着器
190	自動印画水洗機
191	謄写機
192	事務用印刷機
193	あて名印刷機
194	タイムレコーダー
195	タイムスタンプ
196	電動タイプライター
197	帳票分類機
198	文書細断機
199	電動断裁機
200	コレクター
201	紙とじ機
202	穴あけ機
203	番号機
204	チェックライター
205	硬貨計数機
206	紙幣計数機
207	ラベルタグ機械
208	ラミネーター
209	洗濯物仕上機械
210	洗濯物折畳み機械
211	おしぼり巻き機
212	おしぼり包装機
213	自動販売機(特定電気用品を除く。)
214	両替機

215	理髪いす
216	電気歯ブラシ
217	電気ブラシ
218	毛髪乾燥機
219	電気かみそり
220	電気バリカン
221	電気つめ磨き機
222	その他の理容用電動力応用機械器具
223	扇風機
224	サーキュレーター
225	換気扇
226	送風機
227	電気冷房機
228	電気冷風機
229	電気除湿機
230	ファンコイルユニット
231	ファン付コンベクター
232	温風暖房機
233	電気温風機
234	電気加湿機
235	空気清浄機
236	電気除臭機
237	電気芳香拡散機
238	電気掃除機
239	電気レコードクリーナー
240	電気黒板ふきクリーナー
241	その他の電気吸じん機
242	電気床磨き機
243	電気靴磨き機
244	運動用具又は娯楽用具の洗浄機
245	電気洗濯機
246	電気脱水機
247	電気乾燥機
248	電気楽器
249	電気オルゴール
250	ベル
251	ブザー
252	チャイム
253	サイレン
254	電気グラインダー
255	電気ドリル
256	電気かんな
257	電気のこぎり
258	電気スクレイドライバー
259	電気サンダー
260	電気ポリッシャー
261	電気金切り盤
262	電気ハンドシャー
263	電気みぞ切り機
264	電気角のみ機
265	電気チューブクリーナー
266	電気スケーリングマシン
267	電気タッパー
268	電気ナットランナー
269	電気刃物研ぎ機
270	その他の電動工具
271	電気噴水機

272	電気噴霧機
273	電動式吸入器
274	指圧代用器
275	その他の家庭用電動力応用治療器
276	電気遊戯盤
277	浴槽用電気温水循環浄化器
光源・光源応用機 械器具	
278	写真焼付器
279	マイクロフィルムリーダー
280	スライド映写機
281	オーバーヘッド映写機
282	反射投影機
283	ビューワー
284	エレクトロニックフラッシュ
285	写真引伸機
286	写真引伸機用ランプハウス
287	白熱電球
288	蛍光ランプ
289	電気スタンド
290	家庭用つり下げ型蛍光灯器具
291	ハンドランプ
292	庭園灯器具
293	装飾用電灯器具
294	その他の白熱電灯器具
295	その他の放電灯器具
296	広告灯
297	検卵器
298	電気消毒器(殺菌灯)
299	家庭用光線治療器
300	充電式携帯電灯
301	複写機
電子応用機 械器具	
302	電子時計
303	電子式卓上計算機
304	電子式金銭登録機
305	電子冷蔵庫
306	インターホン
307	電子楽器
308	ラジオ受信機
309	テープレコーダー
310	レコードプレーヤー
311	ジュークボックス
312	その他の音響機器
313	ビデオテープレコーダー
314	消磁器
315	テレビジョン受信機
316	テレビジョン受信機用ブースター
317	高周波ウエルダー
318	電子レンジ
319	超音波ねずみ駆除機
320	超音波加湿機
321	超音波洗浄機
322	電子応用遊戯器具
323	家庭用低周波治療器
324	家庭用超音波治療器

	325	家庭用超短波治療器
交流用電気機械器具		
	326	電灯付家具
	327	コンセント付家具
	328	その他の電気機械器具付家具
	329	調光器
	330	電気ペンシル
	331	漏電検知器
	332	防犯警報器
	333	アーク溶接機
	334	雑音防止器
	335	医療用物質生成器
	336	家庭用電位治療器
	337	電気冷蔵庫（吸収式）
	338	電気さく用電源装置
リチウムイオン蓄電池		
	339	リチウムイオン蓄電池

電気用品取締法の表示が付してある電気用品の販売の猶予期間の起算日は2001年4月1日であり、満了日は次のとおり。

5年：2006年3月31日 7年：2008年3月31日 10年：2011年3月31日

注：「277 浴槽用電気温水循環浄化器」は、電気用品安全法施行後に対象となった電気用品であるため、販売の猶予期間は適用されない。

<問合せ先>

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課

03-3501-4707 <http://www.meti.go.jp/>

関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

048-600-0263 <http://www.kanto.meti.go.jp/>

リサイクル関連法について

近年、廃棄物の発生量が増大し、廃棄物の最終処分場のひっ迫および廃棄物の不適正処理等、廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している。これらの問題を解決し循環型社会を構築するために制定されたリサイクル関連法のうち、産業機材に関連する「建設リサイクル法」「資源有効利用促進法」、また現在検討中であるレアメタルのリサイクルについて掲載する。

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」

建設工事に伴って廃棄されるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の建設廃棄物は、2000年5月の法制定当時、産業廃棄物全体の排出量および最終処分量の約2割を占め、また不法投棄量の約6割を占めていた。さらに、1960年代の建築物が更新期を迎え、今後建設廃棄物の排出量の増大が予測される。この解決策として、資源の有効な利用を確保する観点から、これらの廃棄物について再資源化を行い再び利用していくため、本法が制定された。

本法では、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事またはその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている。

なお、分別解体等および再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、1)建築物の解体工事では床面積80㎡以上、2)建築物の新築または増築の工事では床面積500㎡以上、3)建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が1億円以上、4)建築物以外の工作物の解体工事または新築工事等では請負代金が500万円以上と定められている。

また、対象建設工事の実施に当たっては、工事着手の7日前までに発注者から都道府県知事に対して分別解体等の計画等を届け出ることを義務付けたほか、対象建設工事の請負契約の締結に当たっては、解体工事に要する費用や再資源化等に要する費用を明記することを義務付けるなどの手続関係も整備された。

さらに適正な解体工事の実施を確保する観点から解体工事業者の都道府県知事への登録制度が創設された。

この他に、建設廃棄物のリサイクルを促進するため、主務大臣が基本方針を定めることが本法に規定されている。これに基づき2001年1月に基本方針が定められ、特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たっての基本理念、関係者の役割、基本的方向などを定めるとともに、特定建設資材廃棄物の2010年度の再資源化等率を95%とすることや、国の直轄事業における特定建設資材廃棄物の最終処分量を2005年度までにゼロとすることなどの目標を掲げている。

<問合せ先>

国土交通省 総合政策局 建設業課

03-5253-8111 <http://www.mlit.go.jp/>

2. 「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」

本法は2001年4月に施行された。本法は、1)事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、2)製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、3)回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指すものである。2001年4月より以下の10業種・69品目（一般廃棄物および産業廃棄物の約5割をカバー）を本法の対象業種・対象製品として、事業者に対して3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みを求めている。

(1)特定省資源業種

以下に掲げる業種に属する事業者は、副産物の発生抑制等（原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制および副産物の再生資源としての利用の促進）に取り組むことが求められている。

- ・パルプ製造業および紙製造業
- ・無機化学工業製品製造業（塩製造業を除く）および有機化学工業製品製造業
- ・製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業
- ・銅第一次製錬・精製業
- ・自動車製造業（原動機付自転車の製造業を含む）

(2)特定再利用業種

以下に掲げる業種に属する事業者は、再生資源または再生部品の利用に取り組むことが求められている。

- ・紙製造業
- ・ガラス容器製造業
- ・建設業
- ・硬質塩化ビニル製の管・管継手の製造業
- ・複写機製造業

(3)指定省資源化製品

以下に掲げる製品の製造事業者（自動車については製造および修理事業者）は、原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生抑制に取り組むことが求められている。

- ・自動車
- ・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）
- ・パソコン
- ・ぱちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む。）
- ・金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机および回転いす）
- ・ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機）

(4)指定再利用促進製品

以下に掲げる製品の製造事業者（自動車については製造および修理事業者）は、再生資源または再生部品の利用の促進（リユースまたはリサイクルが容易な製品の設計・製造）に取り組むことが求められている。

- ・自動車
- ・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）
- ・パソコン
- ・ぱちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む）
- ・複写機
- ・金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机および回転いす）
- ・ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機）
- ・浴室ユニット、システムキッチン
- ・小形二次電池使用機器（電動工具、コードレスホン等の 28 品目）

(5)指定表示製品

以下に掲げる製品の製造事業者および輸入事業者は、分別回収の促進のための表示を行うことが求められている。

- ・スチール製の缶、アルミニウム製の缶
- ・ペットボトル
- ・小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）
- ・塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙）
- ・紙製容器包装、プラスチック製容器包装

(6)指定再資源化製品

以下に掲げる製品の製造事業者および輸入事業者は、自主回収および再資源化に取り組むことが求められている。ただし、小形二次電池については密閉形蓄電池を部品として使用している製品の製造事業者および輸入事業者も、当該密閉形蓄電池の自主回収に取り組むことが求められている。

- ・パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。）
- ・小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）

(7)指定副産物

以下に掲げる副産物に係る業種に属する事業者は、当該副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められている。

- ・電気業の石炭灰
- ・建設業の土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材

<問合せ先>

経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課

03-3501-1511 <http://www.meti.go.jp/>

3. レアメタルのリサイクル関係

電気電子機器は高機能化と普及が著しいが、各種リサイクル法の対象ではなく、使用済みとなっても資源が十分に回収されていない。特に電気電子機器に小型化や高機能化等の目的で利用されているレアメタルについては、その産出にかかる地域偏在性や、急激な価格変動による供給リスクがあることから、安定供給の確保が必要とされている。特に我が国における小型・高性能な製品へのレアメタル使用量は多く、国内で廃棄するレアメタル等の鉱物資源は相当の規模であると言われている。一方で、製品中でレアメタルと有害物質が同時に利用されることも多く（例：半導体に含まれるガリウム砒素）、レアメタル回収に当たっては有害物質の適正処理の検討が必要である。

日本政府は安定供給に対するリスクを軽減するために、主要7種（ニッケル、クロム、タンゲステン、コバルト、モリブデン、マンガン、バナジウム）の備蓄を行っているが、それ以上に生産国の需要・生産動向の変化、鉱山閉鎖、企業合併等の影響を受け、レアメタルの供給不足と価格高騰が問題となっている。

このような状況の中、資源の有効利用への関心の高まりなどを背景に、使用済小型家電からレアメタルや貴金属のリサイクルに取り組む自治体や企業が出始めている。しかし、こうした取り組みは始まったばかりであり、レアメタルの抽出技術の研究開発については着手されたものの、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等は検討途上にある。

<問合せ先>

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室

03-3581-3351 <http://www.env.go.jp/>

「消費生活用製品安全法」

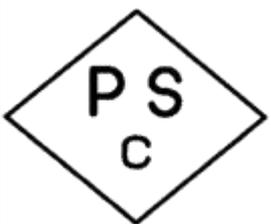
(2009年4月1日改正)

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造、輸入および販売を規制するとともに消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もって一般消費者の利益を保護することを目的として、1973年に制定された。

輸入業者は、対象製品に重大事故が発生した場合、事故を把握してから10日以内に経済産業省への報告を義務付けられている。

1. 消費生活用製品の安全規則（PSCマーク制度）

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSC（Product Safety of Consumer Products）マークがないと販売できず、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができる。これらの規制対象品目は、自己確認が義務づけられている特定製品と、その中でさらに第三者機関の検査が義務付けられている特別特定製品がある。

特定製品		登山用ロープ	身体確保用のものに限る。
		家庭用の圧力なべおよび圧力がま	内容積が10リットル以下のものであって、9.8キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限る。
		乗車用ヘルメット	自動二輪車または原動機付自転車乗車用のものに限る。
		石油給湯機	灯油の消費量が70キロワット以下のものであって、熱交換器容量が50リットル以下のものに限る。
		石油ふろがま	灯油の消費量が39キロワット以下のものに限る。
		石油ストーブ	灯油の消費量が12キロワット（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、7キロワット）以下のものに限る。
特別特定製品		乳幼児用ベッド	主として家庭用において出生後24ヶ月以内の乳幼児の睡眠または保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。
		携帯用レーザー応用装置	レーザー光（可視光線に限る）を外部に照射して文字または図形を表示することを目的として設計したものに限る。
		浴槽用温水循環器	主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであって専ら加熱のために水を循環させるものおよび循環させることができる水の最大循環流量が10リットル未満のものを除く。

2. 消費生活用製品の定義

消費生活用製品とは、「主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く）」と定義されている。すなわち、一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売されている製品（別表に掲げるものを除く）は、すべて本法の対象製品となる。

本法では、消費生活用製品から除外される製品については明確に列記しているが、消費生活用製品そのものを限定的に列記していない。これは、消費生活用製品が技術革新等によって、新たな製品が次々と世の中に出るたびに消費生活用製品を列記していくことは事実上困難であり、一般消費者の安全の確保に支障を来たすことがないように、除外される製品のみを限定的に列記するといった方式が採られている。したがって、消費生活用製品とは、電気用品やガス器具等を含めて、私たちの身の回りにある、ありとあらゆる製品であると認識することが必要である。

本法以外の他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっている製品は、「別表に掲げるもの」として消費生活用製品から除外されている。このため、別表に掲げられた製品で重大事故が発生した場合には、個別の法令に従って対処することが必要である。

<別表>

- ・船舶安全法第2条第1項または第29条の規定の適用を受ける船舶
- ・食品衛生法第4条第1項に規定する食品、同条第二項に規定する添加物、同法第62条第2項に規定する洗剤
- ・消防法第21条の2第1項に規定する検定対象機械器具等、第21条の16の2に規定する自主表示対象機械器具等（いわゆる消火器具等）
- ・毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物、同条第二項に規定する劇物
- ・道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両
- ・高圧ガス保安法第41条に規定する容器
- ・武器等製造法第2条第2項に規定する猟銃等
- ・薬事法第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品、同条第3項に規定する化粧品、同条第4項に規定する医療機器

3. 特定保守製品

2008年3月の同法改正により、ビルトイン式電気食器洗機等が特定保守製品に定められ、輸入業者には次の義務が課せられた。経済産業大臣に事業の届出をしなければならない。省令で定める基準に従って点検期間等を定めなければならない。販売するまでに規定事項を表示しなければならない。経年劣化に関する情報を活用し、設計・部品・材料の選択の工夫、製品への表示又はその改善等を行うことにより、経年劣化による危害の発生を防止するよう努め、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

<問合せ先>

経済産業省 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

03-3501-1511 <http://www.meti.go.jp/>